

はじめに



蒲原町では、町民の誰もが安心して暮らし続けていくために必要な、町の将来像を描く重要な基本方針である『都市計画マスタープラン』の策定に、平成13年度から取り組んでまいりました。

このマスタープランの策定にあたっては、町民の皆様や町職員による勉強会から始まり、数多くの検討会やワークショップ等を数重ねながら、自らの町を改めてじっくりと眺めることを通じて、蒲原町における様々な再発見、再認識につながり、その成果として、まちづくりの基本方針がまとまりました。

このマスタープランにおいては、「活力にみちた交流の盛んなまちづくり」、「誰もが安全で安心して過ごせるまちづくり」、「地域資源を活かした個性あふれるまちづくり」、「環境負荷の少ない自然豊かなまちづくり」、そして、「住民・事業者・行政等の協働によるまちづくり」の5つを基本理念として掲げております。

そして、この基本理念の実現に向けて、住民・事業者・行政等の協働によるまちづくりの体制を築きあげながら、これからの蒲原町、これから迎える静岡市との合併後の蒲原地域において、21世紀にふさわしい都市の整備及び再編を進めてまいります。

最後に、このマスタープランの策定にあたり、ご参加いただいた町民の皆様、貴重なご意見をお聴かせいただいたまちづくり関係団体の皆様、そして多くの関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成18年2月

蒲原町長 石川 豊治

(3) まちづくりの目標	60
(4) まちづくりの基本構想	61
3) 西部地域	64
(1) 地域の現況と課題	64
(2) 地域の特性と課題	67
(3) まちづくりの目標	68
(4) まちづくりの基本構想	69

章 重点検討地区整備構想

1. 重点検討地区整備構想	72
1) 重点検討地区整備構想の位置づけ及び役割	72
2) 重点検討地区の選定	72
2. 東部地域における重点検討地区整備構想	72
3. 中部地域における重点検討地区整備構想	77
4. 西部地域における重点検討地区整備構想	80

章 まちづくりの実現に向けて

1. まちづくりの基本的な進め方	93
2. 住民参加のまちづくり	95
3. まちづくり推進体制の充実	96

資料編

1. 都市計画マスタープラン策定の経緯	97
2. 計画策定に係る各組織メンバー	103
<用語解説>	106

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

序. 都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 都市計画マスタープランとは

町の施策の基本方針となるものに、総合計画があります。蒲原の魅力を伸ばし、さまざまな課題を解決するために、町としてできることを「施策」として整理したものです。これはアンケートなどを通して皆さんからのご意見をうかがいながら、役場で話し合った計画をまとめたものです。

その施策の中の一つに都市計画マスタープランがあります。皆さんの暮らしを支える都市(まち)づくりのために、必要となる基本的な仕組みであり、土地の利用方法や建物の建て方のルール、道路や公園の整備などは、この都市計画によって決められます。

そして、『都市計画マスタープラン』とは、各市町村が独自に作成する「都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。町の誰もが安心して暮らし続けていくために必要な、町の将来の姿を描く重要な計画指針です。

この『都市計画マスタープラン』は、町とそこに住む人たちが協働してつくる、まちづくりの基本構想です。町全体から計画を決めるだけでなく、むしろそこに住む人たちの意思や地域の歴史や個性を重視しながら、やわらかな視点に立って創っていきます。

2. 都市計画マスタープランの役割

1) 実現すべき具体的な都市の将来像を示す

住民と行政との協働により、町の都市レベル及び地域レベルの「将来の都市像」「まちづくりの方針」等を検討し、都市や地域が目指すべき将来像を示します。

2) 個別の都市計画に関し、地域住民の理解を求める根拠となる

住民の意向を反映した、都市や地域づくりの目指すべきまちづくりの将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業や規制、誘導への協力や参加を容易にします。

3) 個別の都市計画相互の調整を図る

土地利用、都市施設、都市環境などの個別の都市計画は、将来像に基づいて相互に整合のある計画を推進します。個別の都市計画相互の調整は、都市計画マスタープランの下に行なわれます。

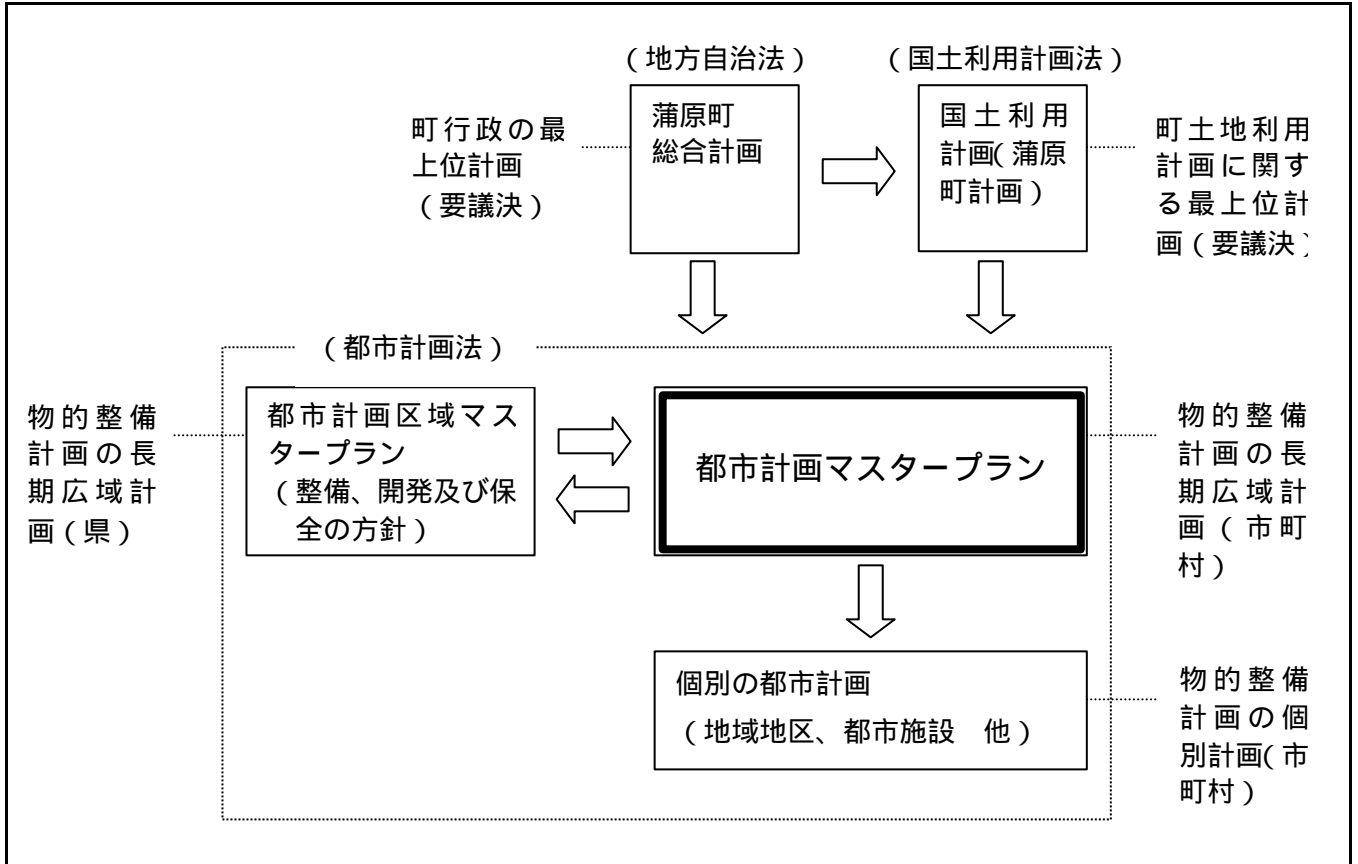
4) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画マスタープラン自体は、拘束力はありませんが、拘束力のある個別の都市計画の指針となることから、都市計画マスタープランに示す誘導指針としての役割を担います。

3. 都市計画マスタープランの位置づけ

蒲原町の都市計画マスタープランは、町の建設に関する基本的な計画である「蒲原町総合計画の基本構想」と「国土利用計画 蒲原町計画」及び県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即しながら、町の都市計画の方針を定めます。

都市計画マスタープランの位置づけ



4. 都市計画マスタープランの目標年次

蒲原町の都市計画マスタープランは、平成 17 年度を初年度とし、以下に示す目標年次を設定します。なお、目標年次が上位・関連計画を超えるため、目標年次に至る中間時点で将来像実現の目安となる中間年次を設定します。

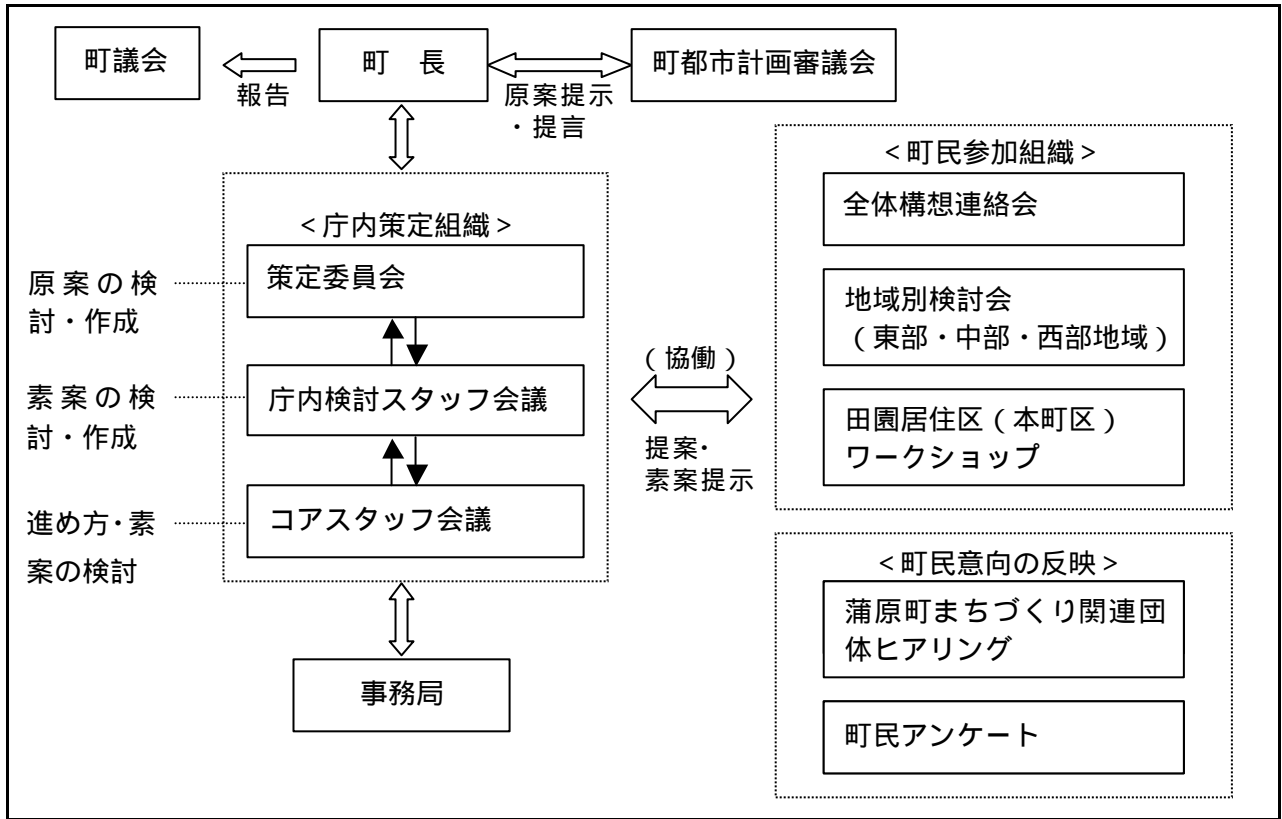
また、都市計画マスタープランは、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行いません。

初年度	平成 17 年
全体構想及び地域別構想 長期・20 年程度	平成 36 年
中間年(おおむね 10 年)を設定	平成 26 年

5. 都市計画マスタープランの策定体制

1) 策定体制

都市計画マスタープランの策定体制

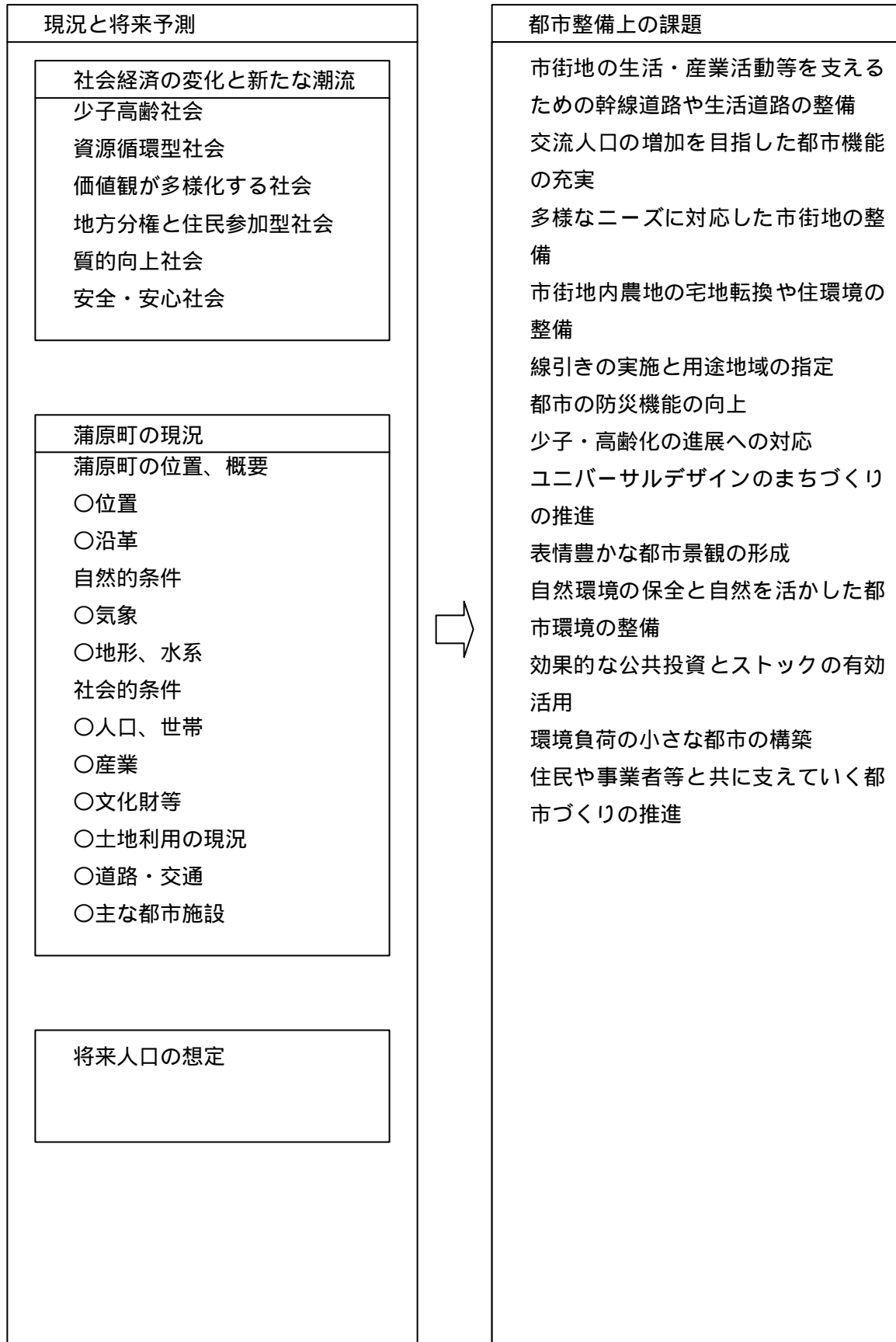


2) 各組織の役割

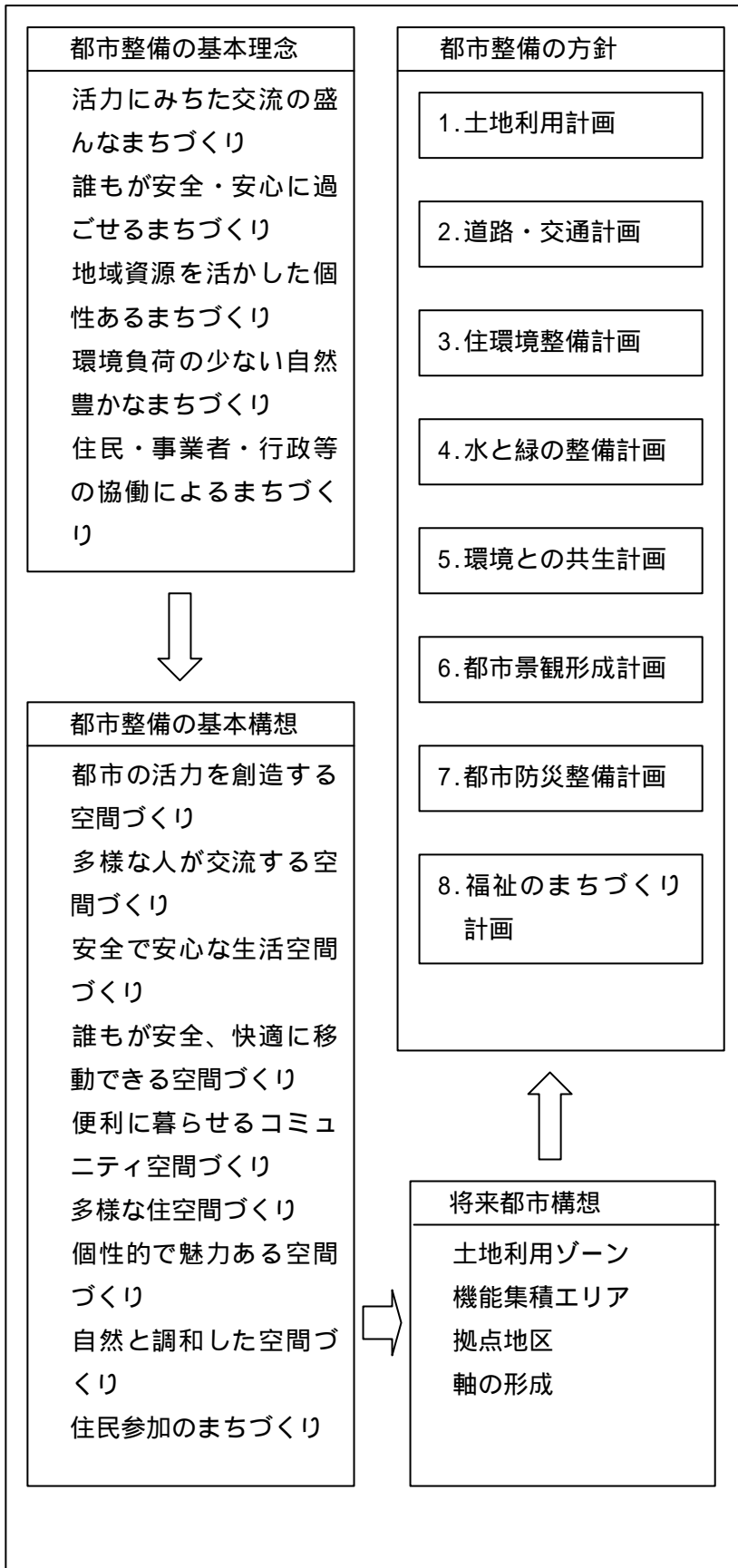
	組織名	構成メンバー	役割
町内策定組織	策定委員会	関係課・局・室長同等職以上	「原案」の検討・作成
	町内検討スタッフ会議	関係各課の職員	「素案」の検討・作成 地域住民との協働作業の実施
	コアスタッフ会議	スタッフとして関わりたいと意思表示した職員	マスタープラン策定の進め方や「素案」の検討、町まちづくり関連団体とのヒアリング、地域住民との協働作業の実施
町民参加組織	全体構想連絡会	地域別検討会参加者	全体構想の検討
	地域別検討会	東・中・西部地域の公募、推薦による参加者	地域の課題抽出や地域のまちづくり方針の検討
	田園居住区（本町ワークショップ）	本町区の公募、推薦による参加者	本町地区の課題抽出や地域のまちづくり方針等の検討（本町区に限定したまちづくりワークショップを実施）
審議会	蒲原町都市計画審議会	町都市計画審議会委員	原案に対する提言
町民意向反映	蒲原町まちづくり関連団体ヒアリング	主に、町まちづくり関連団体の長	町の課題と将来の方向性についての意向
	町民アンケート	15歳以上の町内在住者（1,500人無作為抽出）	町の問題点・課題、将来像や整備事業などの意向

6. 計画策定フロー

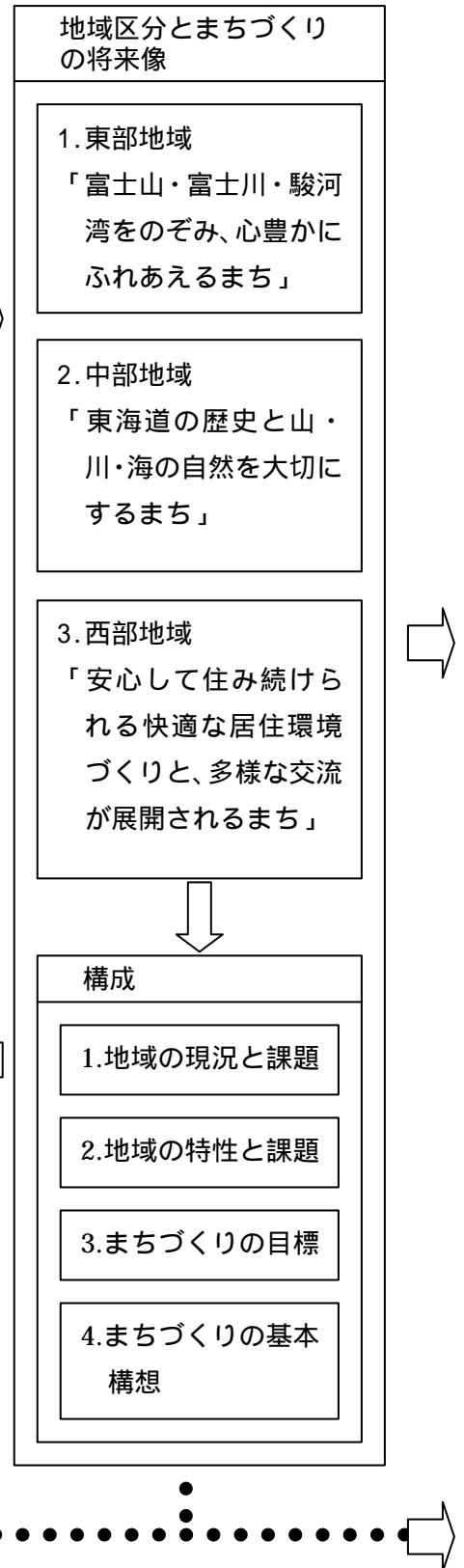
章 現況と課題



章 全体構想



章 地域別構想



章 重点検討地区整備構想

重点検討地区

1. 東部地域

御園駐在所跡地

…「みその公園（仮称）」構想

2. 中部地域

御殿山及び蒲原城跡

…「御殿山、蒲原城跡周遊ハイキング
コース」構想

3. 西部地域

山手線及び周辺の歴史資源

…山手線の「危険箇所の安全対策」と
「ウォーキングマップ」づくり

神沢川東側材木置場跡

…「（仮称）夢づくり公園」検討

JR 蒲原駅周辺の空き店舗、空き地

…「（仮称）西部交流サロン / 西部交
流広場」提案



章

まちづくりの実現に向けて

まちづくりの基本的な進め方

住民参加のまちづくり

まちづくり推進体制の充実

1. 社会経済の変化と新たな潮流

急激に成長した経済のシステムが崩壊して停滞状況にある中で、国民の価値観やライフスタイルの多様化が進むなど、まちづくりをめぐる諸情勢は大きく変化しています。

したがって、21世紀にふさわしいまちづくりとして、こうした社会経済の変化や新たな潮流を見極め、適切に対応した新たな計画づくりや施策の展開を図る必要があります。

○少子高齢社会

これからは、少子高齢化がますます進行して、いずれは国内総人口が減少に転じると予測され、単身世帯や高齢者世帯が増加するなど、世帯構成の変化も見込まれます。

また、産業経済面においても、金融不安に端を発した平成不況の中で、時代は低成長期に移行しています。

こうした社会の到来により、社会資本への投資力の低下が懸念される一方で、環境に配慮した快適な生活空間、高齢者や障害者に配慮した都市整備水準の向上が求められていることから、地域の魅力を向上させて人口の定住化を促す新たなまちづくりを進める必要があります。

○資源循環型社会

昨今、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、世界的規模で環境問題が深刻化しており、国際的に環境保護意識が高まっています。自然や生態系の保護、省資源、リサイクル等への関心が高まり、環境に優しいライフスタイルへと国民の行動様式が転換しつつあります。

こうした意識の高まりに対応して、大量消費型社会から環境への不可が少ない資源循環型社会への転換を目指し、人や環境に優しいまちづくりを進める必要があります。

○価値観が多様化する社会

ものの豊かさより心の豊かさ、生活の利便性より快適性、さらには個性を重視する方向で国民の価値観は変化しており、余暇時間の増加から行動様式においてもゆとりや質を重視する傾向が高まっています。

このような価値観が多様化する社会にあっては、地域や都市における効率性の向上だけでなく、自然環境との調和を含めた質的な向上を目指して、文化や芸術、水や緑等に恵まれた都市環境を形成するまちづくりを進める必要があります。

○地方分権と住民参加型社会

これまでの画一的なまちづくりから、住民が誇りと愛着を抱くことができるまちづくりへの転換が求められています。

また、住民の価値観の多様化や高度化に伴い、市町村や住民の自主性をまちづくりに反映する新たな取組みが始まっています。

こうした時代の流れに適切に対応し、住民が主体となった地域社会の形成を目指して地方分権を一層進めると共に、行政と住民や事業者との密接なパートナーシップにより、心の豊かさを実感できるまちづくりを進める必要があります。

○質的向上社会

市街地における高齢化への対応や、住環境の整備・保全、街並みの維持・改善など、質的向上に対応したまちづくりを進める必要があります。

○安全・安心社会

阪神・淡路大地震以後、国民の防災意識は高まっており、老朽木造住宅密集市街地での防災性の向上をはじめ、都市の安全性の確保がさらに求められています。

また、日常の交通安全やユニバーサルデザインの普及などという視点も重要な要素とされています。これらの総合的な取組みによる、安全で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

2. 蒲原町の現況

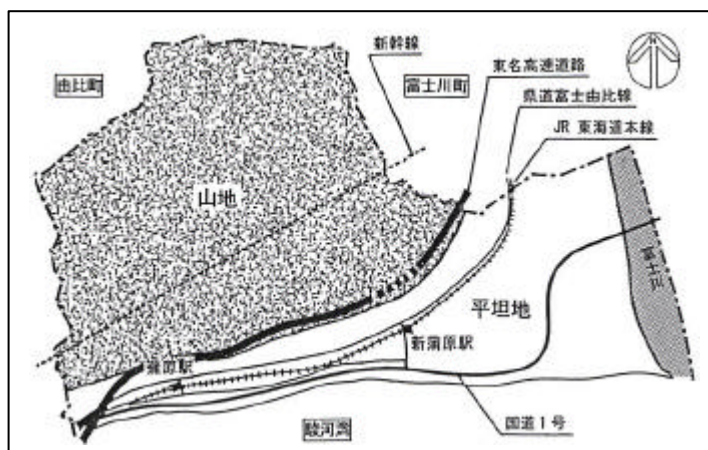
1) 蒲原町の位置、概要

(1) 位置

蒲原町は、静岡県の中中部、富士川河口右岸に位置し、東は富士川を境に富士市と、北は富士川町、西は由比町と接し、南は駿河湾に面しています。

町域は東西約 6.4 km、南北約 3.8 kmと東西に細長く、面積は 14.69k m²です。

東端を富士川が流れ、北部は起伏に富んだ山地であり、市街地は山麓から海岸に至る平坦地に形成されています。なお、国道 1 号をはじめとする国・県の主要幹線網もこの平坦地に集中しています。



(2) 沿革

当町は、縄文時代から台地に人々が集落を形成し、居住していたものと推定され、多くの遺跡が発見されています。飛鳥時代後半には、駿河国庵原郡のひとつである蒲原に駅ができ、交流が行われたという記録が残されています。鎌倉時代には東西交通の要地となり、戦国時代には今川、武田、北条氏の軍略的・地理的に重要な接点として幾度となく戦火を浴びました。その後江戸時代に入り、東海道 15 番目の宿場として栄えました。明治 22 年（1889 年）、町村制の施行により蒲原宿、小金村、中村、堰沢村、神沢村が合併し、蒲原町となり、現在に至っています。

2) 自然的条件

(1) 気象

当町の気候は典型的な太平洋型沿岸性気候で、駿河湾の南風、暖流の影響を受け、年間を通じて極端な寒暖の差はみられません。年間平均気温は 16～17 前後となっています。

降水量は春夏が多く、秋冬は少ない。年間降水量の平均は約 2,000 mm前後となっています。

(2) 地形、水系

町域の北部は山地を形成し、山麓から海岸部にかけては主に海岸平野が東西に伸びています。また、東部の富士川下流右岸には三角洲が形成されています。

当町の最も標高の高い山は 600m 弱で、町最北部に位置しています。市街地が形成される平坦地は、概ね標高 10m 以下の区域となっています。

水系は、町東部を流れる一級河川富士川を除いては小規模で急流な河川が多く、町北部の山間地から駿河湾へと流れ込んでいます。

3) 社会的条件

(1) 人口・世帯

当町の総人口は減少傾向にあり、平成2年から平成12年の10年間に8.4%（1,234人）減少しています。

世帯数は増加（10年間で84世帯増）傾向にあり、これに伴い一世帯当り人口が年々減少し、平成12年には3.1人となっています。

年齢階層別にみると、年少人口（15歳未満）の減少が著しく、平成2年から平成12年の10年間に25.2%（612人）減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は10年間で31.5%（690人）増加し、総人口に占める割合も21.4%と高くなっています。なお、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあるものの、総人口に占める割合は横ばい状態にあります。

(2) 産業

就業人口

当町の実業人口は、多少の増減はあるものの近年は大きな変化はみられません。

産業分類別にみると、第1次産業は急速に減少しており、就業人口総数に占める割合も低い。その分、第2次産業と第3次産業の占める割合が高いが、第2次産業は減少傾向にあります。

農業

当町では、平成2年から平成12年までの10年間に農家数が38.1%、農業就業者数が47.3%減少しています。また、自給的農家数が58.6%と全体に占める割合が大きく、販売農家（専業、第1・2種兼業）はわずか68軒となっています。

なお、経営耕地面積規模が0.3ha未満の小規模経営農家が全体の過半数を占めています。

温暖な気候と水はけの良い土壌条件を生かしたみかん栽培が古くから行われてきたが、みかんの需要と価格の低迷、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより、生産量は減少傾向にあり、他作物への転換や荒廃園化がみられます。現在、生産性を高め安定した農業経営を図るための施策のひとつとして、町西部の山間地に県営担い手育成畑地帯総合整備事業がすすめられています。

水産業

当町の経営体数は横ばい状態にあるが、漁業就業人口は年々減少しています。

由比漁港を基地として、桜えび漁とシラス漁を主体とした沿岸漁業が行われているが、漁獲量及び漁獲高はその年によって変動があります。

工業

当町の平成14年の事業所数は103、従業員数は4,281人、製造品出荷額は173,157百万円であり、平成10年からの4年間についてみると、事業所数・従業者数・製造品出荷額は共に減少傾向にあります。事業所数の対県比率は0.8%、製造品出荷額は1.1%となっています。

業種別では、富士川右岸周辺に工業地帯を形成しているアルミ関連産業を中心に、自動車部品、工業用ゴム製品等の製造業や、缶詰、水産物等の食品加工業が盛んに行われています。

商業

平成 6 年から平成 14 年の 8 年間に於ける当町の商店数は 70 店 (24.9%) 減少しているが、平成 11 年に新蒲原駅前に大型商業施設 (イオンタウン) がオープンしたことにより、従業員数は 125 人 (12.7%)、年間販売額は 1,482 百万円 (8.2%) 増加しています。

商圈は静岡商圈に含まれ、年間商品販売額の対県比率は 0.2% であるのに対し、商店数の比率は 0.4% と高い状況にあります。

観光

当町は山と海に囲まれ、富士山・富士川・駿河湾が望め、桜の名所として有名な御殿山、ハイキングコースが整備されている大丸山・大平山など豊かな自然環境、また、蒲原城跡や東海道の宿場町の面影を残すまちなみ等の歴史的資源が存在しています。平成 13 年度は当町が東海道四〇〇年祭の主会場になったこともあり、一時的に観光交流客数は 20 万人を超え、全県に占める割合も 0.15% となったが、それ以降、10 万人前後の横ばい状態となっています。

なお、当町は宿泊施設や主要な観光施設に乏しく、季節行楽による入込が主体となっています。

(3) 文化財等

町指定有形文化財として古文書 2 件と工芸品 1 件が、また、町史跡として蒲原城跡が指定されています。平成 12 年には、大正時代の洋館である旧五十嵐歯科医院が、平成 13 年には志田家住宅主屋 (志田邸) が国登録有形文化財に登録されました。

なお、山麓には桑原遺跡をはじめとする縄文時代から古墳時代にかけての遺跡が点在しています。

(4) 土地利用の現況

蒲原町の現況

当町の土地利用は、東名高速道路を境に北側の農地及び森林と、南側の平坦地に形成されている宅地とに大きく区分されます。

農地は果樹園が主であり、山のふもとから中腹にかけて多く形成されています。また、町南部の平坦地にも農地が点在しているが、近年では荒廃園や遊休農地が増加しています。

なお、現在西部山間地において大規模な農地造成が行われています。

宅地の過半を占める住宅地 (市街地) は、幹線道路や鉄道により分断され、狭あい道路・住宅過密・住工混在等により、建替え時の接道問題や公害など居住環境への悪影響が生じています。

富士川河川敷は、富士川緑地として整備がすすめられており、一部供用されています。

都市計画区域内の現況

中・西部地域には一部住工混在を含む住宅地域が、東部地域には大規模な工業施設が多数存在する工業地帯が形成されています。

また、市街地内には開発余力は少ないが、東部及び西部地域に一部、農地等が存在しています。

公共公益施設

当町には以下のような公共公益施設が立地しています。

蒲原町役場、文化センター、図書館、保健福祉総合センター、白銀児童センター、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人福祉センター、清掃事務所、県立庵原高校、蒲原中学校、蒲原東小学校、蒲原西小学校、東部コミュニティセンター、西部コミュニティセンター、庵原斎場、蒲原警察署、JR蒲原駅、JR新蒲原駅、蒲原郵便局、蒲原中郵便局、蒲原諏訪町郵便局 等

(5) 道路・交通

道路

当町の主要幹線道路としては、国道1号及び県道富士・由比線が東西に走っており、広域交通や地域内交通の処理を行なっています。一方、南北方向を走る道路は鉄道によって分断されており、ほとんどが幅員4m未満の狭い道路であり、安全性、利便性等において問題が生じています。

交通機関

当町の公共交通機関としては、JR東海道本線の蒲原駅・新蒲原駅があるが、両駅共に利用者数は年々減少しています。

また、バスについては、東名高速道路蒲原バス停、富士急行及び山梨交通が路線バスを運行しているが、路線・運行本数共に少なく、利便性に欠けています。

(6) 主な都市施設

都市計画道路は8路線15,100mが都市計画決定され、ほぼ半分が整備済です。

また、都市計画公園・緑地は、4箇所が都市計画決定され、うち3箇所は整備済であり、整備の完了していない富士川緑地についても一部供用が開始されています。

3. 将来人口の想定

蒲原町の将来人口を、次のように想定します。

年 区分	2000年	2005年	2014年	2024年
	(平成12年)	(平成17年)	(平成26年)	(平成36年)
総人口	13,454人	12,837人	11,900人	12,000人

注：平成12年、17年は国勢調査

4. 都市整備上の課題

○市街地の生活・産業活動等を支えるための幹線道路や生活道路の整備

市街地の生活や産業活動を支えると共に、災害時への対応を考慮した幹線道路や生活道路の整備、改善の必要があります。

○交流人口を目指した都市機能の充実

交流人口の増加を目指し、歴史資源を活かしたまち並み整備や、商業・業務をはじめとする都市機能の充実に努め、蒲原町に多くの人を訪れる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

○多様なニーズに対応した市街地の整備

住民が誇りと愛着を抱き、ゆとりと心の豊かさ、そして活力を育む地域社会の形成を目指して、住民参加のもとに地域の特性と発想を大切にしたまちづくりを進める必要があります。

○市街地内農地の宅地転換や住環境の整備

市街地内のスプロール化の恐れのある農地の宅地転換や市街地における住環境の改善を図ることが課題としてあげられます。

○線引きの実施と用途地域の指定

当町は現在、非線引き都市となっているが、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分する線引きを行ない、用途地域の指定を実施していく必要があります。

○都市の防災機能の向上

住民生活や都市活動の安全性の確保に向けて、災害に強いまちづくりを進める必要があります。市街地での建物崩壊や延焼の防止、浸水対策の強化、山崩れ被害防止、避難地・避難路の安全確保などの総合的な対策の促進が課題としてあげられます。

○少子高齢化の進展への対応

少子・高齢化が進む中で、高齢者も安心して暮らせ、また、安心して子供を産み、ゆとりをもって健やかに育てられる子育て環境づくりを進める必要があります。

○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

年齢、性別、身体能力等に関係なく、すべての人が自立でき、安心して暮らすことができる社会の実現に向け、市街地の整備・改善を行なう必要があります。

○表情豊かな都市景観の形成

地域の景観資源や地域特性を活かしながら、個性豊かな特色ある景観づくりを進める必要があります。

○自然環境の保全と自然を活かした都市環境の整備

温暖な気候と緑豊かな山地を有する当町では、環境保護と災害防止の観点から農・林地を含めてこれらの自然環境を保全しながら、住民のレクリエーション活動の場として、さらには市街地を囲む貴重な景観資源として活用し、やすらぎとうるおいを育む緑豊かな都市環境の形成を目指したまちづくりを進める必要があります。

○効果的な公共投資とストックの有効活用

さまざまな資源の制約下で公共投資の効率性を確保するため、既存ストックの有効的な利活用を図る必要があります。

○環境負荷の小さな都市の構築

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化していることから、市街地を囲む山地部の自然環境の保全や市街地内の緑地創出を図るとともに、環境負荷の小さな都市構造へ転換する必要があります。

○住民や事業者等と共に支えていく都市づくりの推進

多様化する都市整備の課題の解決に向けては、まちづくりの主役である住民、まちづくりに関わる事業者など、まちづくりの推進・調整主体である行政が、ともに協働し推進していくことが必要不可欠です。

1. 都市整備の基本理念

21世紀にふさわしい形で都市の整備又は再編を図るため、次に掲げる5つを基本理念と定めます。

○「活力にみちた交流の盛んなまちづくり」

町全体の均衡ある発展と都市機能の向上を目指すと共に、交流の盛んな活力のあるまちづくりを目指します。

○「誰もが安全で安心して過ごせるまちづくり」

住民が安心して生活できるように、市街地の防災対策の向上に努めると共に、ユニバーサルデザインの理念のもと都市整備を図り、誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりを目指します。

特に、木造住宅密集市街地等の改善や災害危険区域等の解消と共に、良質な住宅地を供給するために、中・西部の山間地開発を推進します。

○「地域資源を活かした個性あふれるまちづくり」

歴史、文化、自然環境などの地域資源や既存の都市施設等の資源を有効に活かして、個性あふれるまちづくりを目指します。

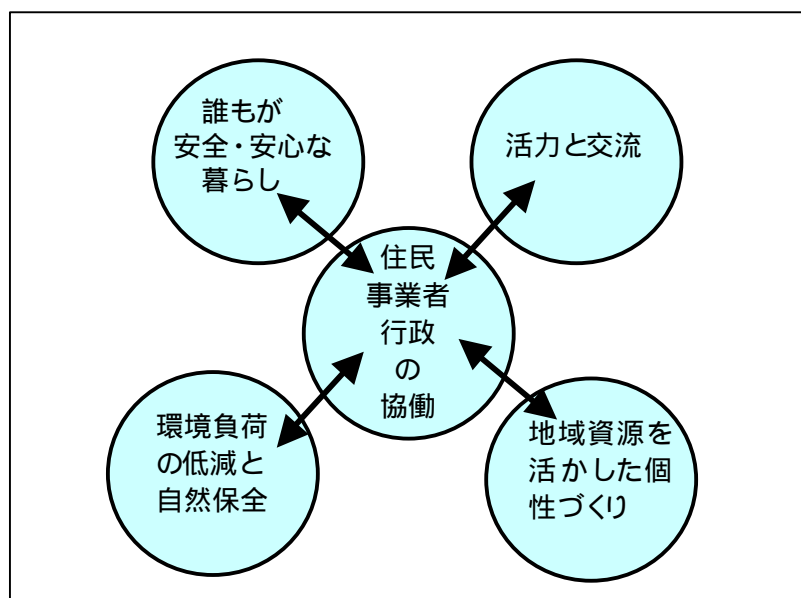
○「環境負荷の少ない自然豊かなまちづくり」

海や山、川の自然環境を積極的に保全・管理していくと共に、環境と共生する暮らしを創造し、限りある資源を効率的に利活用する維持可能な循環型社会を構築し、市街地においても水と緑にみちたうるおいのあるまちづくりを目指します。

○「住民・事業者・行政等の協働によるまちづくり」

住民や事業者が主体的に参加するまちづくりを目指し、行政は住民等の取組みを支援し、それぞれの力が十分に発揮できる環境と仕組みが整ったまちづくりを目指します。

5つの基本理念



2. 都市整備の基本構想

「都市整備の基本理念」の実現に向けた主要な取組みを「将来都市像」として捉え、さらに当町の将来の土地利用の姿を「将来都市構想」として定め、基本構想とします。

1) 将来都市像

○「活力にみちた交流の盛んなまちづくり」の実現に向けて

当町を舞台に地域、世代、性別を越えて様々な価値観や個性をもった人々の交流を進め、都市の活力を維持・向上させ、活気のあるまちづくりを目指します。

都市の活力を創造する空間づくり
交通の利便性を活かした都市機能の集積・充実
多様な人が交流する空間づくり
豊かな自然を活かしたレクリエーションの場の整備・充実 魅力ある都市景観及び自然景観の整備

○「誰もが安全で安心に過ごせるまちづくり」の実現に向けて

地震、火災、水害等に対して町民の生命や財産が守られるよう都市整備を図ると共に、高齢者や障害者をはじめすべての人にとって優しい、安全で安心なまちづくりを目指します。

安全で安心な生活空間づくり
避難地、避難路の整備 密集市街地等の解消及び建築物の不燃化、耐震化の促進 水害、土砂災害及び海岸保全対策の推進 歩行者の安全に配慮した主要生活道路の整備
誰もが安全、快適に移動できる空間づくり
交通施設や公共施設のユニバーサルデザインによる誰にも優しいまちづくりの推進 鉄道・バス交通の利用しやすさの向上及び歩行者空間の確保と連絡性の確保

○「地域資源を活かした個性あふれるまちづくり」の実現に向けて

町民一人ひとりが、ゆとりと豊かさが実感できるよう、住民の視点に立ったまちづくりを推進する中で、地域資源を有効に活用して、個性ある良好な景観を有したまちづくりを目指します。

便利に暮らせるコミュニティ空間づくり
地域のコミュニティ活動の場となる身近な公共施設や公園の整備 地域の身近な生活圏を重視した商業・業務地域の形成

多様な住空間づくり
町民の生活様式の多様化に対応した住宅地の供給の推進や建て替え等の促進 自然と調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地の整備
個性的で魅力ある空間づくり
町の玄関口としての機能と美しさを備えた駅周辺都市景観の形成 建物の形態の調和や道路空間の修景等による市街地景観の向上 地域の歴史や文化等の特性を活かしたまちづくりの促進 豊かな自然景観を活かしたまちづくりの促進

○「環境負荷の少ない自然豊かなまちづくり」の実現に向けて

当町は、海、山、川などの豊かな自然に恵まれており、この自然環境の保全と活用を図ると共に、都市緑化やクリーンエネルギー利用の推進など環境負荷の少ない自然との共生型のまちづくりを目指します。

自然環境と調和した空間づくり
市街地に接する良好な自然環境の保全と活用 水と緑を活かしたうるおいのある市街地形成 限りある資源の有効活用と環境負荷の軽減 きれいな空気、水等の確保（公害対策、水質浄化、ゴミ対策など）

○「住民・事業者・行政等の協働によるまちづくり」の実現に向けて

住民、事業者、行政、加えて住民組織や NPO 等が相互に自主性を持ちながら、対等な立場で協働していくパートナーシップによるまちづくりを目指します。

住民参加のまちづくり
まちづくりへの住民や事業者の参加を促進する、仕組みやルール等の検討 住民が主体となったまちづくり活動に対する支援体制の確立

3. 将来都市構想

地域の特性を考慮し、当町の土地利用構想を以下のように想定します。

1) 土地利用構想

(1) 土地利用ゾーン

市街地ゾーン

市街地ゾーンは、住宅系地域、商業系地域、工業系地域の適正な土地利用のゾーニングを行い、その方向性を示します。

住居系地域

○低密度住宅地

東部地域や中部地域の一部に立地する低層戸建て住宅地は、閑静な居住環境を維持します。

○中密度住宅地

東部地域の一部と中・西部地域に広がる密集度の高い住宅地は、道路・公園等の基盤整備を進め、中密度の良好な住宅地を形成します。

商業系地域

○商業・業務地区

JR 新蒲原駅及び蒲原駅北側地区は、沿道サービス型の近隣商業・業務地区としての施設誘導を図ります。

○中心商業業務地区

新蒲原駅南側地区は、当町の中心的な商業・業務地としての機能集積を図ります。

工業系地域

○工業地区

東部地域に立地する既存工業地は、周辺環境との調和を図ります。

○地場産業振興地区

中・西部地域では、地場水産加工業の保護、育成を図ります。

市街地周辺ゾーン

市街地に接する良好な自然環境は、市街地の生活環境を守る環境緑地として、農地や林地の保全を図ります。また、善福寺地区など都市計画区域外の集落については、生活基盤整備の充実に努めます。

木造住宅密集地等の改善ゾーン

木造住宅が密集し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区は、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画制度の導入を図り、これらの解消に努めます。

市街地内農地の宅地転換ゾーン

市街地内に存在している農地は、良好な住宅地や工業地の供給を行なうために、積極的に土地区画整理事業等を推進します。

(2) 機能集積エリア

「機能集積エリア」として、以下の区域にふさわしい機能の集積を図ります。

歴史ふれあいエリア

蒲原宿、堀川沿い及び西部地域の山手線沿い地区を「歴史ふれあいエリア」として位置づけ、まちなみの保全に努めます。

自然とのふれあいエリア

蒲原城跡及び御殿山を「自然とのふれあいエリア」として位置づけ、歴史、桜、眺望・ハイキングなど特性を活かした機能の充実を目指します。

スポーツ・レクリエーションエリア

富士川河川敷を「スポーツ・レクリエーションエリア」と位置づけ、周辺の自然景観との調和を図りつつ、スポーツ、レクリエーション機能の充実に努めます。

海岸整備エリア

海岸部一帯に、養浜工事や有脚式離岸堤等の設置を行なうよう国土交通省に働きかけ、砂浜の回復の促進、防災機能の向上に努め、海岸保全を図ります。

(3) 拠点地区

「拠点地区」として、以下の区域の特徴を活かした機能の充実を図ります。

にぎわい形成地区

新蒲原駅及び蒲原駅周辺地区は、「にぎわい形成地区」として位置づけ、商業・業務機能の集積や魅力ある景観形成を図ると共に、イベントなどを充実させ、にぎわいの創出に努めます。

文化交流地区

蒲原町文化センター、図書館などが集積している地区は、「文化交流地区」として位置づけ、各施設の利用しやすさの向上や周辺環境整備を図り、多様な文化交流の促進に努めます。

(4) 軸の形成

交通の円滑化や都市の発展に寄与する道路、歩行者の安全な移動に対し、特に重要な役割を担う道路を「軸」として位置づけ、その形成や連携に努めます。

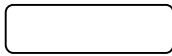



都市骨格軸

都市内交通を円滑に循環させるために、幹線道路や都市計画道路の整備を図り、東西、南北軸を形成し、都市の骨格となるラダーパターン（はしご状）を構成します。

水と緑の連携軸

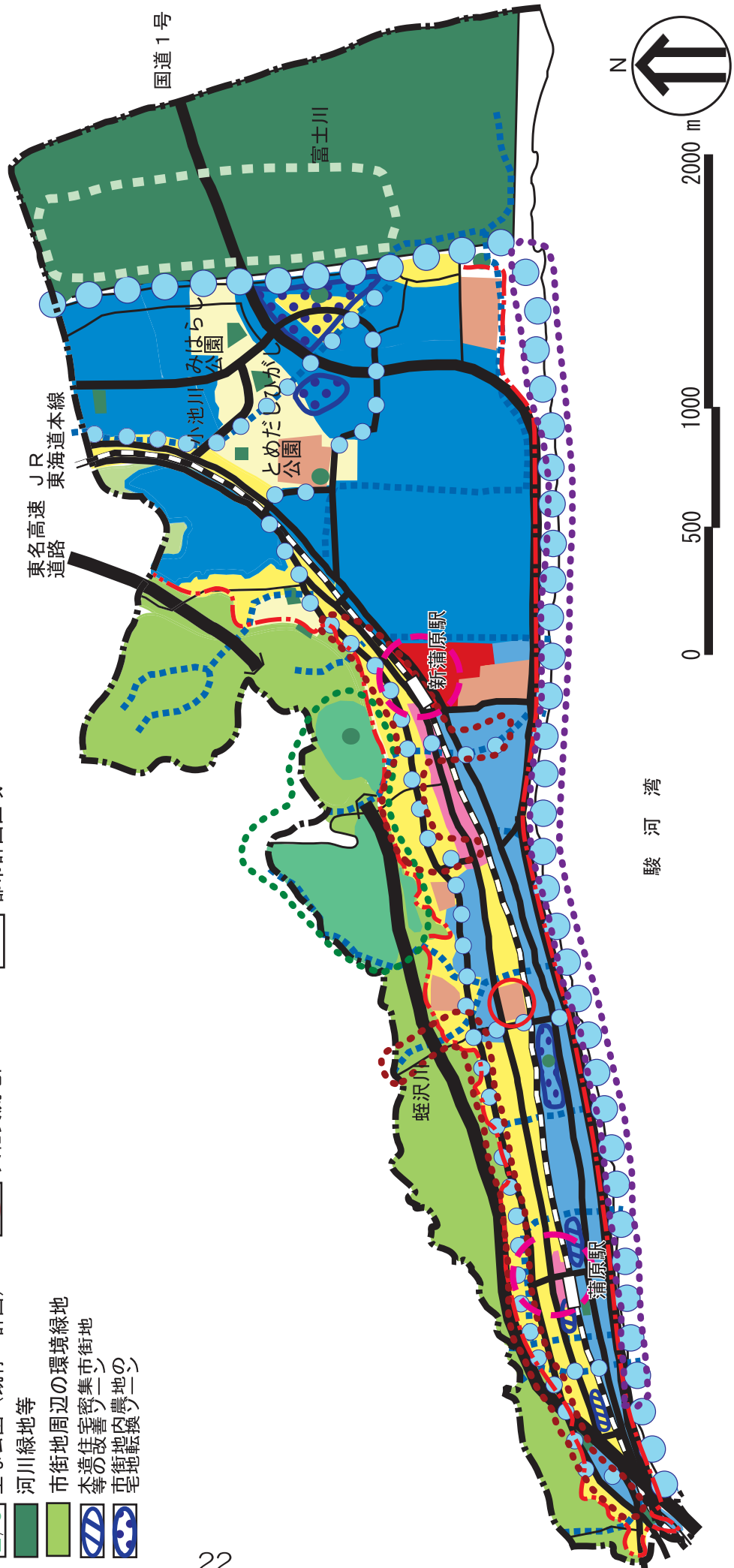
海岸堤防沿いの道路や河川沿いの散策路を整備すると共に、東海道や西部地域の山手線の安全性確保に努め、水辺、公園、歴史的資源などのネットワーク化を図ります。

ゾーン・エリア・地区・軸

区分	形態	内容
土地利用ゾーン		土地利用ゾーンとは、住宅系地域、商業系地域、工業系地域など土地利用の特性に基づき、土地利用の地域の区分を行なうこと。また、区分された地域のことを指します。
機能集積エリア		機能集積エリアとは、その場所にふさわしい機能を集積していこうとする領域のことを指します。
拠点地区		拠点地区とは、その場所の特徴を活かした機能の充実を図っていこうとする特定の区域のことを指します。
軸		軸とは、生活や都市活動において、特に重要な役割を担う道路のことを指します。

将来都市構想図

- | | | |
|--|---|--|
| <p>＜土地利用ゾーン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 低密度住宅地 中密度住宅地 商業業務地区 中心商業業務地区 工業地区 工業地区（地場産業振興） 主な公共施設 主な公園（既存・計画） 河川緑地等 市街地周辺の環境緑地 本造住居密集市街地 市街地内農地の宅地転換ゾーン | <p>＜機能集積エリア＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史ふれあいエリア 自然とのふれあいエリア スポーツ・レクリエーションエリア 海岸整備エリア <p>＜拠点地区＞</p> <ul style="list-style-type: none"> にぎわい形成地区 文化交流地区 | <p>＜軸＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市骨格軸 水と緑の連携軸 河川 主要道路 鉄道 想定市街化区域 都市計画区域 |
|--|---|--|



4. 都市整備の方針

1) 土地利用計画

(1) 基本的な考え方

自然との調和を図り、魅力的な都市活動ができるよう、市街地の計画的な土地利用を推進します。

(2) 基本方針

住宅系地域

東部地域と中部地域の一部に立地している計画的に開発された戸建て住宅地を低密度住宅地、東部地域の一部と中・西部地域に広がる密集度の高い地区を中密度住宅地として位置づけ、地域に応じた居住環境の整備を図ります。

商業系地域

JR 蒲原駅北側地区及び新蒲原駅北側地区は、商業・業務地区として、また新蒲原駅南側地区は、中心商業業務地区として位置づけ、地域に応じた商業、業務施設の集積と中心商業業務地区にふさわしい景観づくりを推進します。

工業系地域

















東部地域に集積している既存の工業地は、公害防止に努めると共に、周辺環境との調和を図ります。中・西部地域では、住環境へ配慮しつつ、地場水産加工業の保護、育成を図ります。

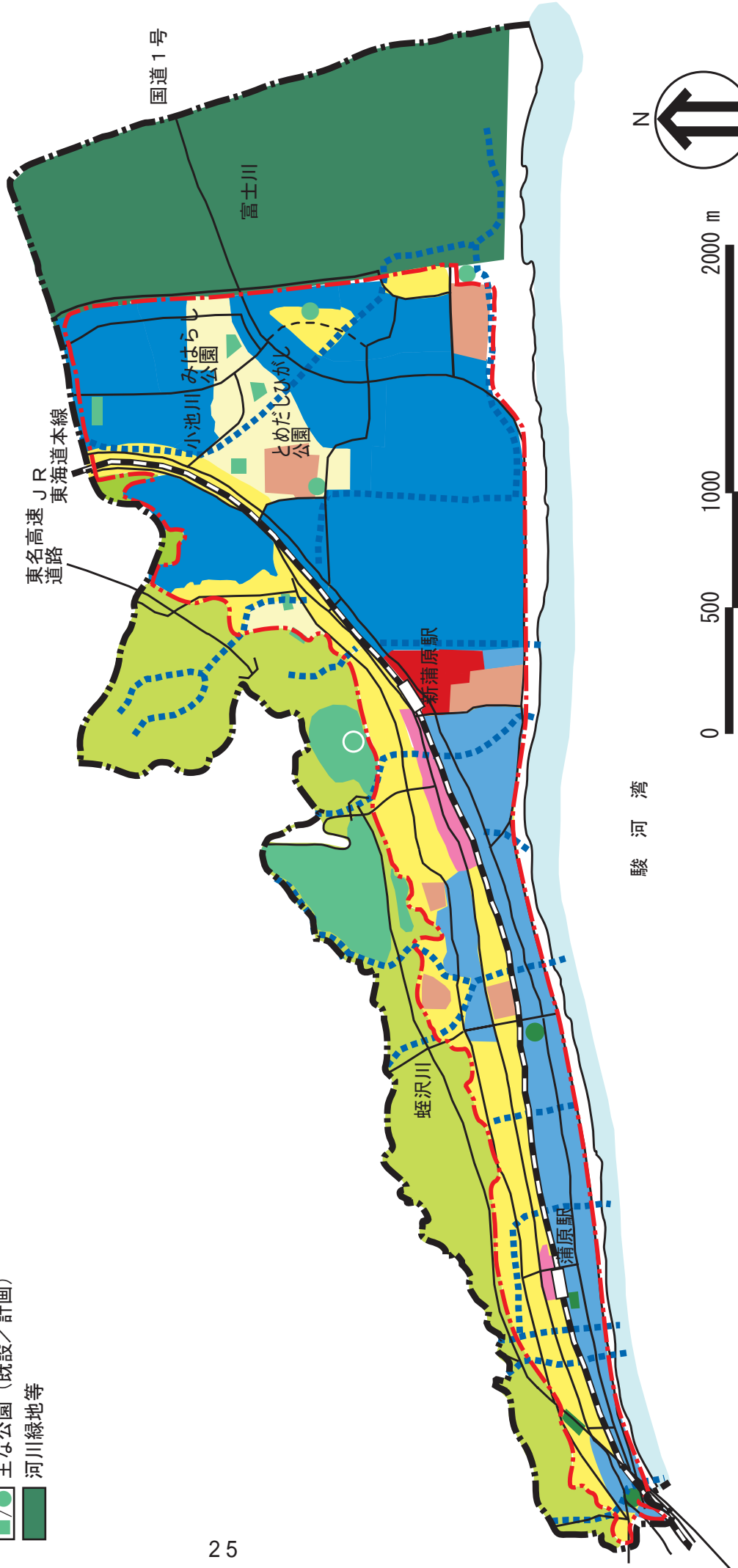


(3) 整備方針

区分	整備方針
住宅系地域	
低密度住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地域や中部地域の一部に、計画的に開発された低層戸建て住宅地は、下水道整備を推進すると共に、現在の閑静な居住環境の維持に努めます。
中密度住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地域の一部と中・西部地域に広がる店舗、事務所、小規模な工場などが併存する密集度の高い住宅地は、下水道整備を推進すると共に、道路、公園などの整備・改善に努め、中密度の良好な住宅地を形成します。
商業系地域	
商業・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 蒲原駅北側地区は、町民の日常的な買い物や交流の場として、また、新蒲原駅北側地区は、店舗・事務所などの沿道サービス型の近隣商業・業務地区として地区に適合した、商業、業務施設の誘導を図ります。 ・ なお、蒲原駅は、町の西玄関口として、駅及び周辺施設の機能充実を図ると共に、駅前にふさわしい景観づくりに努めます。
中心商業業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 新蒲原駅南側地区は、魅力的な景観づくりを推進し、町民や近隣市町を対象とした当町の中心的な商業業務地を形成します。 ・ 地区内への中層住宅の建設にあたっては、商業や業務施設等を組み入れた併用住宅の誘導に努めます。
工業系地域	
工業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地域に集積している、日軽金をはじめとする既存の工業地は、引き続き公害の防止、緑化の推進に努め、周辺環境との調和を図ります。
工業地区 (地場産業振興)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地内に点在している水産加工場は、公害が発生しないよう住環境への十分な配慮に努めます。

土地利用方針図

- | | | | |
|---|---------------|---|------------|
|  | 低密度住宅地 |  | その他の農地・林地等 |
|  | 中密度住宅地 |  | 河川 |
|  | 商業業務地区 |  | 主要道路 |
|  | 中心商業業務地区 |  | 構想道路 |
|  | 工業地区 |  | 鉄道 |
|  | 工業地区 (地場産業振興) |  | 想定市街化区域 |
|  | 主な公施設 |  | 都市計画区域 |
|  | 主な公園 (既設/計画) | | |
|  | 河川緑地等 | | |



2) 道路・交通計画

(1) 基本的な考え方

当町の利便性の高い都市的活動を支えるために、幹線道路による骨格道路網を整備します。また、東部地域に循環バスルートを整備するなど、公共交通機関の充実に努めると共に、歩行者が安全で、快適に歩くことができる道路づくりを推進します。

(2) 基本方針

骨格道路網の形成

() 幹線道路による骨格道路網の形成

広域幹線道路の国道1号、市街地内幹線道路の県道富士・由比線及び都市計画道路山手線、神沢白銀線などの東西軸とを結ぶ南北方向の都市計画道路により、ラダーパターン（はしご状）の骨格道路を形成し、市街地内交通の循環を図ります。

() 東部地域内幹線道路の整備

土地区画整理事業等に合わせて、生活・産業道路として位置づけられる東部地域内の幹線道路の整備を進めます。

人に優しい交通整備

() 東部地域の循環バスルートの充実

東西方向に細長い市街地を成している中・西部地域のバスの利用しやすさに比べ、南北にも広がる市街地形成をしている東部地域の利用しにくさを補うために、現況バスルートを変更し、東部地域の住民が利用しやすくなる循環バスルートの充実に努めます。

() 歩行者が安全で快適に歩ける道づくり

幹線道路の歩道整備を推進すると共に、生活道路の整備や交通安全施設の設置、改善に努めます。



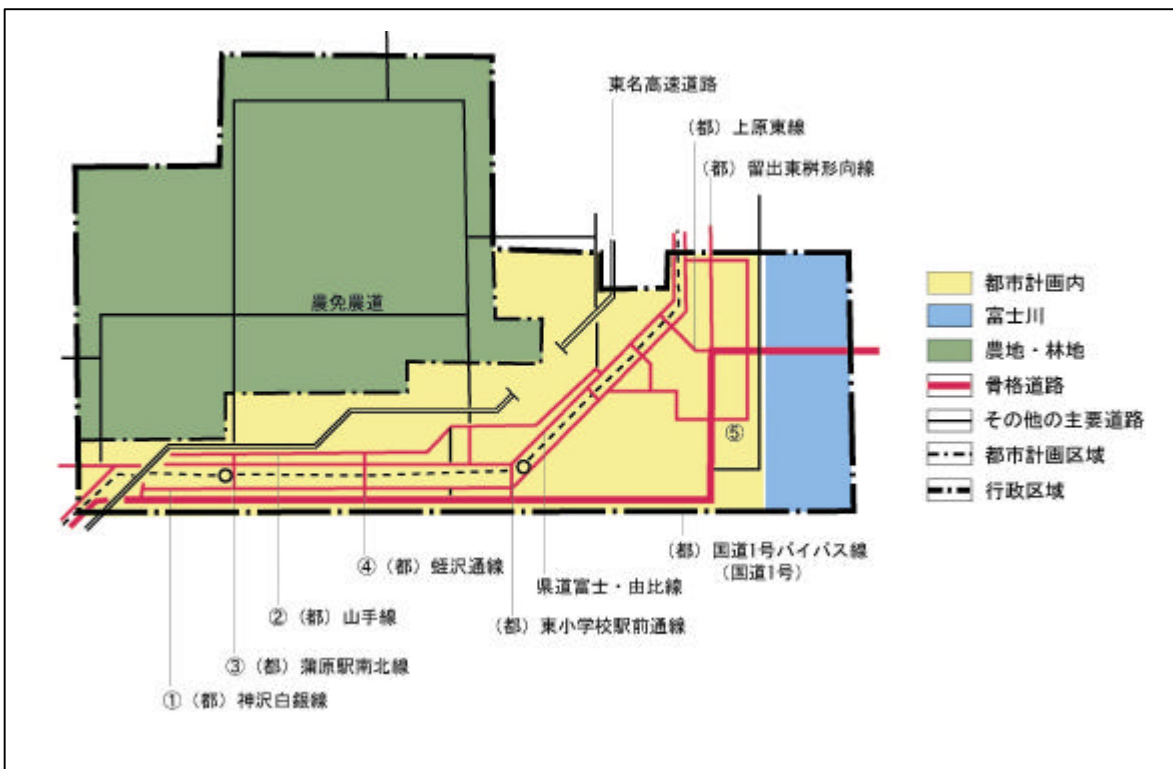
(3) 整備方針

骨格道路網の整備

区分	道路名称	整備方針	
骨格道路の整備	東西軸	○(都)神沢白銀線()	・JR 東海道本線以南の生活幹線道路としての役割を担う道路であり、中部地域の未整備区間約 600m及び東部地域の未整備区間約 1250mの路線見直しの検討を行っていきます。
		○(都)山手線()	・県道富士・由比線と共に JR 東海道本線以北の生活幹線道路としての役割を担う道路であり、状況に応じて路線見直しの検討を行っていきます。
	南北軸	○(都)蒲原駅南北線()	・東西軸の相互の連携を図るための結節道路としての役割を担う道路であり、現在の都市計画道路神沢白銀線と県道富士・由比線までの区間から山手線まで延長整備します。
		○(都)蛭沢通線()	・南北軸の主軸として、山手線、県道富士・由比線、都市計画道路神沢白銀線並びに、国道 1 号の東西軸を結ぶ道路の整備を進めます。
東部地域内幹線道路の整備	○構想道路()	・日の出町の未利用地の土地区画整理事業に合わせ、都市計画道路留出東柵形向線と町道富士見六千坪線とを結ぶ道路の整備を進め、東部地域の幹線道路として位置づけます。	

注): ()内○数字は下図及び 30 頁の図の道路と対照

道路交通パターン図



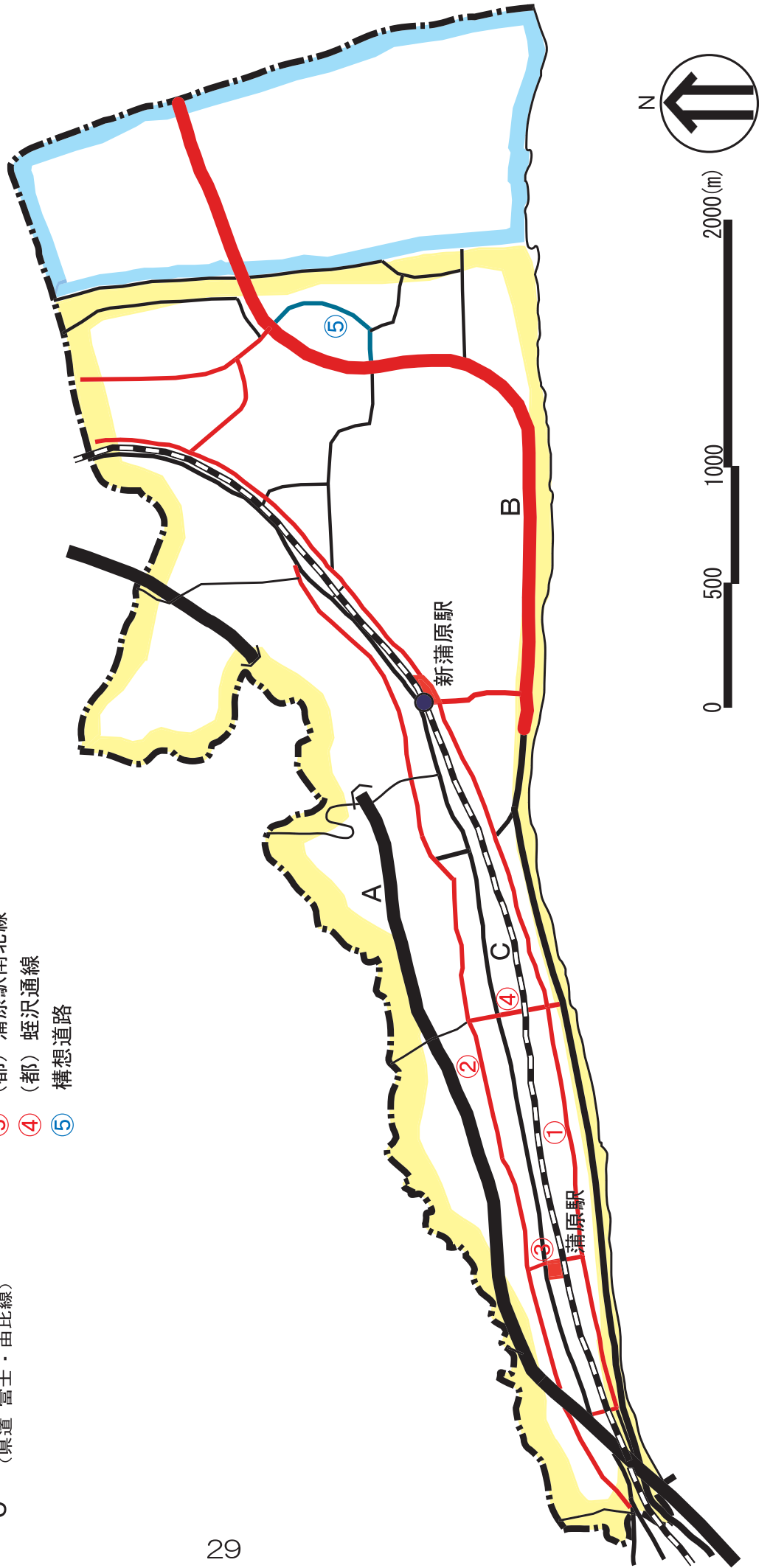
人に優しい交通整備

区分	整備方針
東部地域の循環バスの運行	<ul style="list-style-type: none"> ・バス会社の協力を仰ぎ、東部地域の循環バスルートの充実に努めます。 ・また、町内を運行しているバスは、高齢者や子供、障害者など誰にも優しく、安全に気軽に利用できるよう、小型化、低床化を促進します。
歩行者が安全で快適に歩ける道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県道富士・由比線をはじめ、骨格道路を形成する幹線道路の歩道整備を推進し、歩行者の安全性を確保すると共に、住宅地内の生活道路の整備・充実に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・新蒲原駅ガードは、歩行者の安全性を確保するための整備を推進します。

■ 道路・交通網整備方針図

- 都市計画道路
- JR東海道本線
- 都市計画道路以外の主要道路
- 都市計画区域内
- 構想道路
- 富士川
- 歩行者の安全を確保すべき
劣二下道路
- 都市計画区域

- A 自動車専用道路（東名高速道路）
- B 広域幹線道路
（国道1号ニ（都）国道1号バイパス線）
- C 都市内主要幹線道路
（原道・富士・由比線）
- ① （都）神沢白銀線
- ② （都）山手線
- ③ （都）蒲原駅南北線
- ④ （都）蛭沢通線
- ⑤ 構想道路



3) 住環境整備計画

(1) 基本的な考え方

当町は、中・西部地域に古くからの住宅地が形成され、東部地域に比較的新しい住宅地が形成されています。特に、古くからの住宅地は、道路、公園などの基盤整備の問題を抱えているため、これらの整備・改善を重点的に進めます。

また、可住地余力の少ない当町からの人口流出（転出）を抑制すると共に、既成市街地の改善事業を推進するための支援につながるよう、市街地内農地を活用し、計画的な宅地開発を推進します。

(2) 基本方針

既成市街地の住環境整備

基盤整備など既成市街地の住環境整備や木造住宅密集市街地等の改善を図ると共に、計画的に開発、供給された良好な住宅地等の保全に努めます。

宅地、住宅供給の推進

スプロール化の防止や木造住宅密集市街地の改善を図ると共に、良質な宅地を供給するために、市街地内農地の宅地転換など計画的な宅地開発を推進します。

また、現在の生活様式等に適合するよう、公営住宅の改善、供給に努めます。



(3) 整備方針

既存市街地の住環境整備

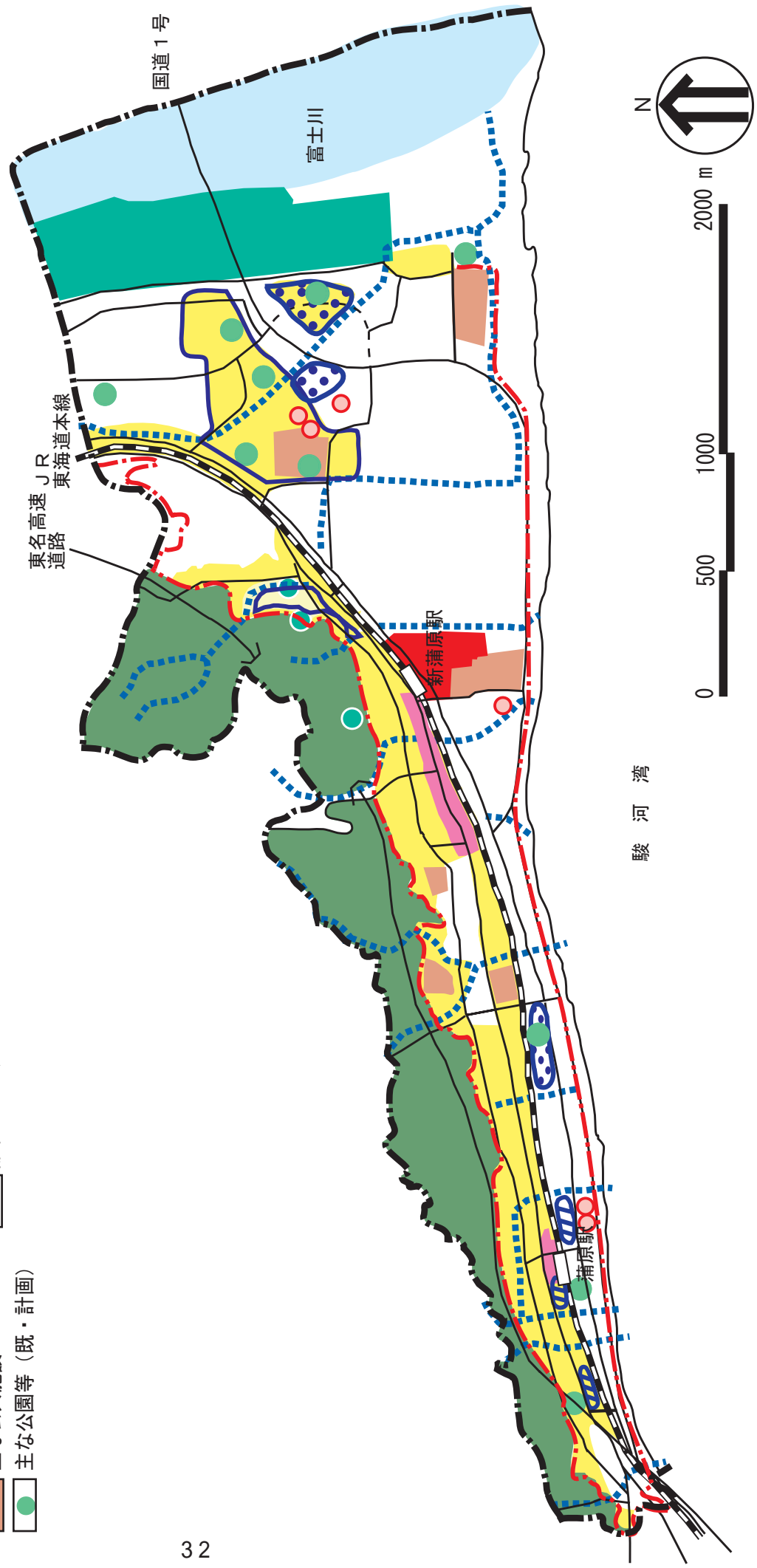
区分	整備方針
既存住宅地の住環境整備・改善	・既存住宅地は、幹線道路や生活道路の整備・改善を図ると共に、公園や下水道などの基盤整備を推進します。
木造住宅密集市街地等の改善	・西部地域の木造住宅が密集し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区は、必要に応じて、土地区画整理事業や地区計画制度を導入し、これらの解消に努めます。
良好な住環境の保全	・土地区画整理事業等により、良質の住環境が形成されている地区は、その保全に努めます。

宅地・住宅供給の推進

区分	整備方針
市街地内農地の宅地転換	・スプロール化の防止と良質な宅地供給のために、市街地内農地の土地区画整理事業等を推進します。 なお、高質な住環境とするために、地区計画制度等の導入を図ります。
町営住宅等の改善及び供給	・町営住宅は、高齢者や身障者も使用しやすいように、耐用年数や生活様式等を考慮しつつ、必要に応じて建て替え又は、改修を進めます。

住環境整備方針図

- | | | | |
|--|--------------|--|------------|
| | 既存住宅地の整備・改善 | | 都市計画内の保全緑地 |
| | 木造密集市街地等の改善 | | 富士川河川敷緑地 |
| | 良好な住環境の保全 | | 河川 |
| | 市街地内農地の宅地転換 | | 主要道路 |
| | 公営住宅の改善 | | 構想道路 |
| | 中心商業業務地区 | | 鉄道 |
| | 商業業務地区 | | 想定市街化区域 |
| | 主な公共施設 | | 都市計画区域 |
| | 主な公園等 (既・計画) | | |



4) 水と緑の整備計画

(1) 基本的な考え方

公園緑地は、都市環境の維持・改善、都市防災空間、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ活動の場、動植物の生息・生育の場などの役割を担っています。

そのため、町民が気軽に自然とふれあい、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ活動ができるよう、公園、緑地の維持・管理及び適正な配置を図ると共に、それらを有機的に結ぶネットワークづくりを進めます。

(2) 基本方針

町民の憩いの場の整備・保全

町民が気軽に利用できる身近な住区基幹公園、町の特性を活かした歴史公園及び、広域的にも利用される富士川緑地の整備、充実に努めます。

また、御殿山をはじめとする観光・レクリエーションの場の整備・保全にも努めます。

その他、既設の公園の維持・管理を図ると共に、新設公園の整備を行い、町民の生活に憩いというおいを与えるよう努めます。

水と緑の連携

海岸堤防沿い道路や河川沿い散策路の整備を図り、公園、緑地とを結ぶ水と緑の連携軸を形成します。

また、東海道や西部地域の山手線を活用した歴史散策ルートを設定し、水と緑の連携軸に組み入れ、公園、緑地のネットワークを図ります。



(3) 整備方針

町民の憩いの場の整備・保全

区分		整備方針
都市計画公園・緑地の整備	住区基幹公園	
	街区公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の街区公園である、みはらし公園、とめだしひがし公園、はまかぜ公園の維持・管理に努めます。 ・新設公園については、一人当たり1㎡(2,500人に1箇所)面積0.25haを基準に、配置・整備に努めます。
	近隣公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり2㎡(10,000人に1箇所)面積2haを基準に、配置・整備に努めます。
緑地の整備	特殊公園	
	歴史公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的意義の高い蒲原城跡を歴史公園として位置づけ、歴史性に配慮した整備を図ります。
	河川緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川緑地の水辺周辺は、自然生態系の保全に努め、河川敷部分は、自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーションの場として、整備・充実を図ります。
	その他の公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の名所である御殿山は、樹種の充実、管理に努め、より自然に親しめる緑地の整備・充実に努めます。 ・当町には、3つの都市計画公園(街区公園)以外に、街区公園のような利用がなされている公園が5箇所存在しており、児童遊具や植栽等も整備されていることから、引き続きこれらの維持・管理を図ります。 ・この他東部、中部、西部地域に各々、御園駐在所跡地、八坂神社西側町有地、神沢川東側材木置き場跡地などの公園整備に努めます。 ・東部、西部地域の土地区画整理事業予定地区についても、公園の整備に努めます。

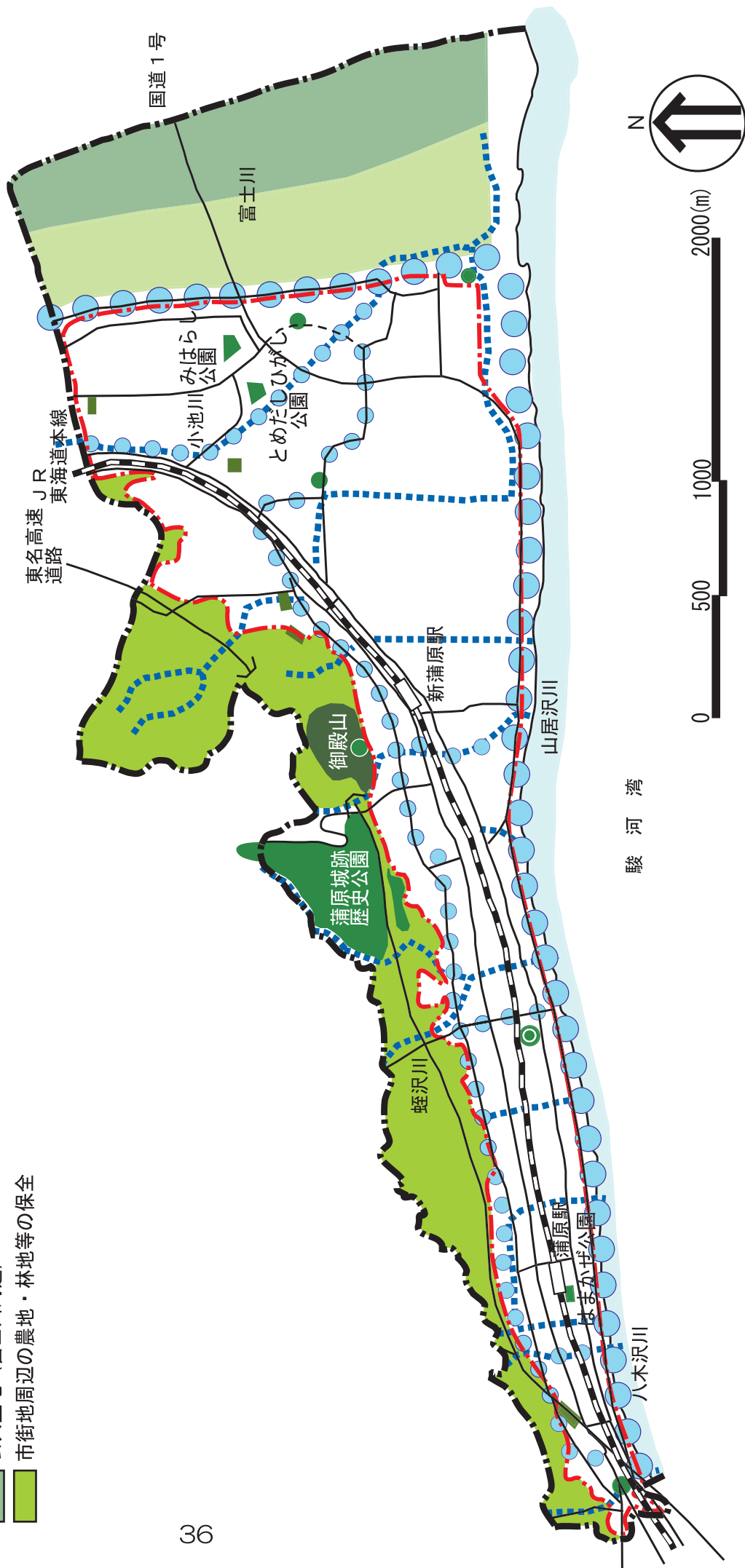
注): 街区公園、近隣公園は、設置可能場所等を考慮し、配置場所を検討

水と緑の連携

区分	整備方針
河川沿いの散策路の整備	・海岸堤防沿いの道路を歩行者軸として位置づけると共に、富士川、小池川、山居沢川、蛭沢川、八木沢川等の河川沿いに散策路を整備し、町内に点在する公園、緑地のネットワーク化を図ります。
歴史散策ルートづくり	・東海道や西部地域の山手線を主軸とした歴史的資源等を結ぶルートづくりを行うと共に、ルート沿いに案内板や休憩施設などの整備を実施します。

■水と緑の整備方針図

- | | | | |
|--|--------------------|--|---------|
| | 街区公園 (既設) | | 水と緑の連携軸 |
| | その他の都市公園 (既設) | | 河川 |
| | 街区公園・その他の都市公園 (計画) | | 主要道路 |
| | 近隣公園 (計画) | | 構想道路 |
| | 歴史公園 (計画) | | 鉄道 |
| | その他公園 (既設) | | 想定市街化区域 |
| | 河川緑地 (富士川緑地) | | 都市計画区域 |
| | 公共空地 (富士川河道) | | |
| | 市街地周辺の農地・林地等の保全 | | |



5) 環境との共生計画

(1) 基本的な考え方

自然環境の保全や創出を図ると共に、環境負荷の軽減に努め、自然と人間とが共に暮らせる環境づくりを進めます。

(2) 基本方針

自然環境の保全・創出

水源涵養や山地の荒廃化を防ぐために、既存緑地の保全に努めます。

河川の利用にあたっては、様々な生物の生息空間の保全・創出に努めます。

下水道等の推進

市街地内に公共下水道等の整備を推進します。

環境負荷の低減

ゴミの発生抑制やリサイクルの推進、太陽光発電等の利活用などにより、環境への負荷の低減を図ります。また、快適な生活環境を維持するために、環境衛生施設の維持・管理にも努めます。



(3) 整備方針

自然環境の保全・創出

区分	整備方針
緑地の保全	・水源涵養や山地の荒廃化を防ぐために、山地部の農地や林地などの既存緑地の維持に努めます。特に、市街地後背部の良好な緑地は、生活環境を維持するために、保全に努めます。
自然を重視した多様な河川整備の推進	・当町の河川（都市計画区域内）は、治水に対する整備は完了しており、今後は利用する上で、自然環境の保全やうまいのある水辺空間の創出を目指して、自然を重視した多様な河川整備を推進します。











下水道等の推進

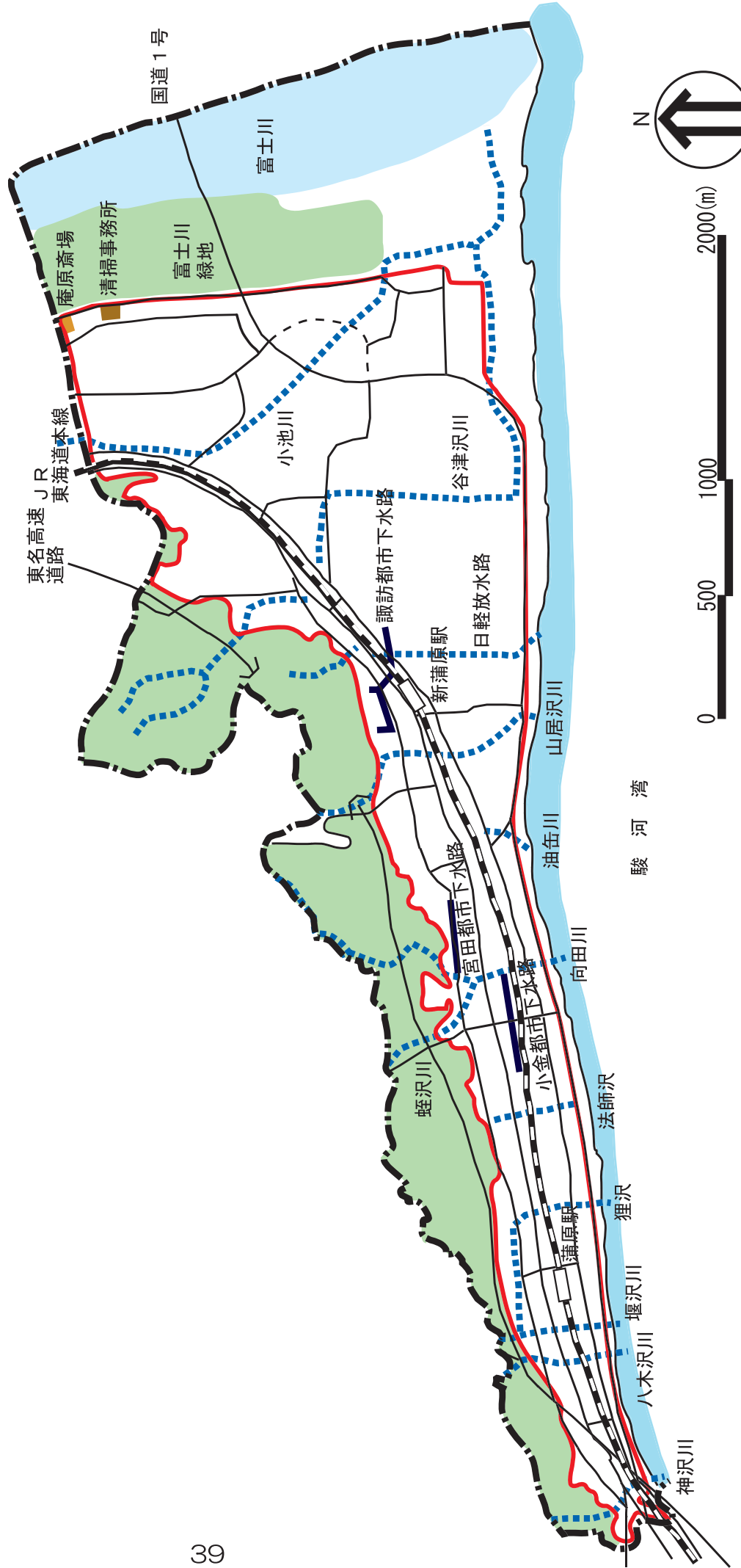
区分	整備方針
下水道等の推進	・生活排水などによる河川や海の汚濁、浸水等を防ぐために、市街地内の公共下水道や都市下水路整備を推進します。

環境負荷の低減

区分	整備方針
ゴミの発生抑制とリサイクルの推進	・資源ゴミの分別収集、廃棄物の資源化の推進、生ゴミの堆肥化等の促進と共に、廃棄物の再利用や再生品の使用を推進します。
太陽光発電等の利活用	・公共施設や公園、街路灯などの電力供給にあたり、太陽光発電等のクリーンエネルギーの活用を推進します。
環境保全に対する監視指導強化	・工場等に対し、環境保全対策に対する監視強化に努めます。
し尿処理施設の維持・管理	・公共下水道が供用及び、合併処理浄化槽が十分普及されるまで、し尿処理施設の維持・管理に努めます。
斎場の整備	・庵原地区住民が使いやすい施設とするために、庵原斎場の整備を進めます。

環境共生方針図

-  公共下水道整備検討区域
-  都市下水路
-  河川
-  清掃事務所
-  斎場
-  市街地周辺の環境緑地
-  主要道路
-  構想道路
-  鉄道
-  都市計画区域



6) 都市景観形成計画

(1) 基本的な考え方

土地利用に基づいた市街地景観の形成を図ると共に、東海道、蒲原城跡、御殿山、富士川など、当町の特色を活かした景観形成を図ります。また、市街地後背部の良好な自然環境の整備、保全も図っていきます。

なお、景観に関わるルールづくりに取り組むと共に、住民に対し景観保全、創出の啓発に努めます。

(2) 基本方針

市街地の景観形成

市街地の土地利用の状況に応じた住宅地、商業・業務地、工業地それぞれにふさわしく、全体的に調和のとれた市街地景観の形成を図ります。

蒲原町の特色を活かした景観形成

東海道をはじめとする歴史的まちなみ景観や、蒲原城跡・御殿山の自然景観、富士川及び河川敷の景観など、当町独自の特色を活かした景観形成を図ります。

自然景観の整備・保全

市街地内を流れる河川、市街地に接する農地・林地、離岸堤と砂浜など、豊かな自然景観の整備・保全を図ります。

景観形成の誘導と啓発

蒲原宿の歴史的まちなみ等を保存していくために、建造物の建て替え等における支援制度の創設に努めます。

また、優れた景観に対し広報紙等により紹介し、景観の重要性の啓発に努めます。



(3) 整備方針

市街地の景観形成

区分	整備方針
住宅地の景観形成	・低層の住宅地景観の維持に努め、生け垣や庭の緑化を促進します。
商業・業務地等の景観形成	・JR 新蒲原駅及び蒲原駅周辺は、広域又は地域商業・業務地としての機能と町の東西玄関口にふさわしい景観形成を図ります。
工業地の景観形成	・工場緑化を促進し、周辺の住宅地と調和した工業地景観の形成を図ります。

蒲原町の特色を活かした景観形成

区分	整備方針
歴史的まちなみ等の景観整備	・蒲原宿、堀川沿い及び西部地域の山手線沿いに立地しているまちなみや緑地の保全に努めると共に、歴史的雰囲気演出する看板の設置や道路修景を行い、歴史的まちなみ等の景観整備を図ります。
蒲原城跡及び御殿山景観整備・保全	・蒲原城跡は、散策道の整備や案内板・誘導板の設置を図ります。また、隣接する御殿山は桜の名所として、自然景観の保全に努め、蒲原城跡と連坦した自然景観づくりを目指します。
富士川及び河川敷の景観保全	・近景には、富士川の流水や動植物の生息地、緑に囲まれたスポーツ・レクリエーションの場や桜えび干し場が、また、中・遠景には、富士山、駿河湾などが眺望でき、当町の優れた景観エリアとなっているため、これら景観の永続的な保全に努めます。

自然景観の整備・保全

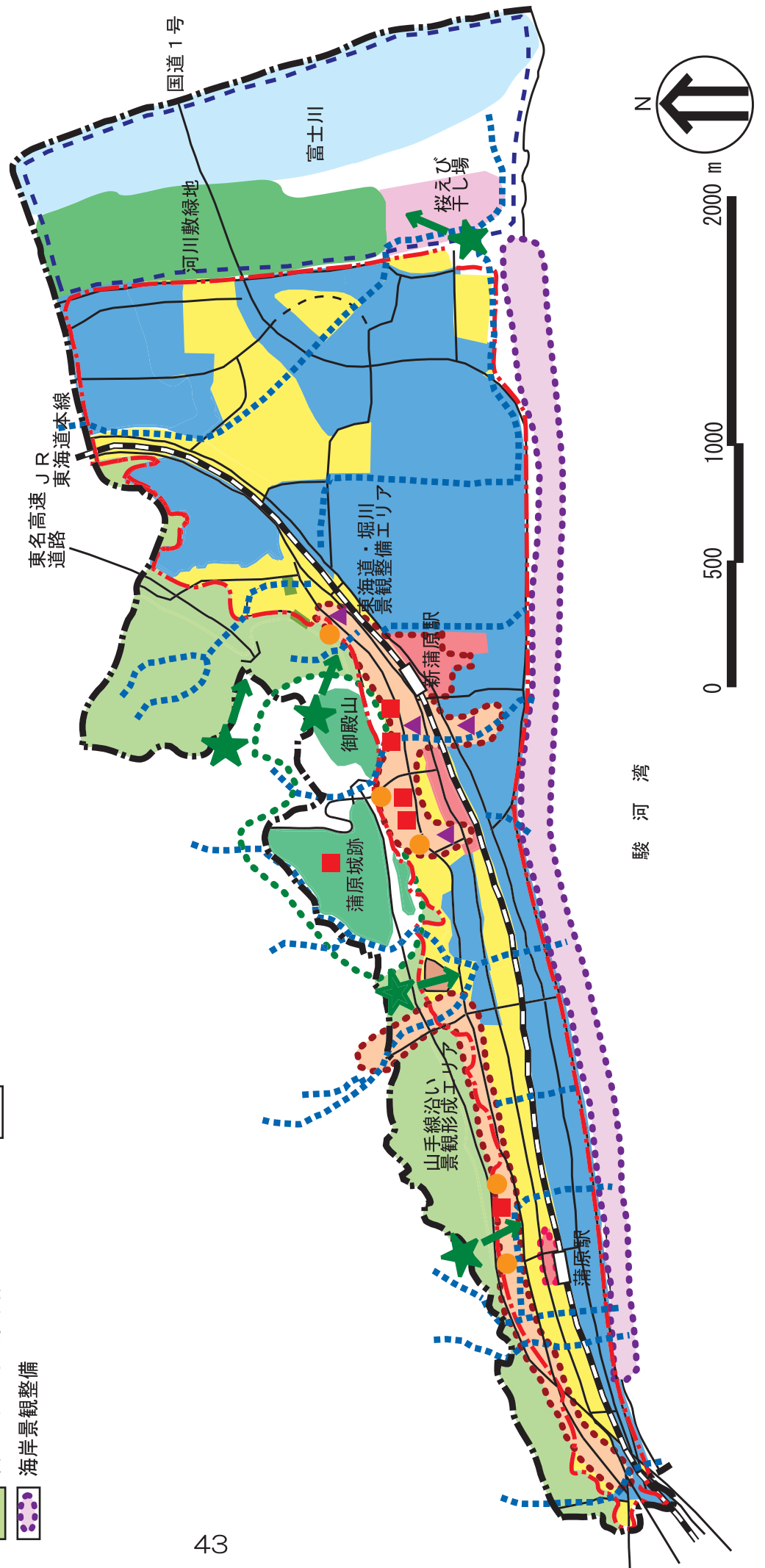
区分	整備方針
水辺景観整備	・市街地内を流れる小池川をはじめとする河川は、市街地にうるおいを与えるよう適所に親水性を図ります。
農地、林地等の景観保全	・市街地の生活環境を守るために、市街地に近接する農地及び林地の景観保全を図ります。
海岸景観保全	・国土交通省に働きかけ、海岸一帯の砂浜回復の促進に努めます。

景観形成の誘導と啓発

区分	整備方針
景観誘導指針の作成と助成金制度の創設	・蒲原宿の歴史的まちなみを保存していくために、建造物などの建て替えや改修等について、条例の制定を行い、住民により景観誘導指針等のルール作りを行い、その指針に基づいた建て替え改修等についての助成金制度の創設に努めます。
優れた景観保全に対する啓発	・優れた景観に貢献していると認められる建造物、看板、庭園などを広報紙等に紹介し、景観の重要性の啓発に努めます。

景観形成方針図

- | | | | |
|--|---------------|--|---------|
| | 住宅地の景観形成 | | 眺望ポイント |
| | 商業務地等の景観形成 | | 歴史的建造物等 |
| | 工業地の景観形成 | | 社寺境内地等 |
| | 歴史的まちなみ等の景観整備 | | 記念碑等 |
| | 蒲原城址及び御殿山景観整備 | | 主要道路 |
| | 富士川及び河川敷の景観保全 | | 構想道路 |
| | 水辺景観整備 | | 鉄道 |
| | 農地・林地等の景観保全 | | 都市計画区域 |
| | 海岸景観整備 | | |



7) 都市防災整備計画

(1) 基本的な考え方

災害対策を総合的に推進し、安全で安心して暮らすことができる都市づくりを目指します。

(2) 基本方針

災害に強いまちづくり

災害危険区域等への治山事業、海岸への離岸堤設置、浸水区域における調整池の設置、木造住宅密集市街地等の区画道路の適正配置、建物の耐震化、不燃化の促進などにより、山崩れ、津波、大雨、地震、火災などの災害に対し、町民の生命や財産を守る、災害に強いまちづくりを進めます。

避難路、避難場所の整備・充実

避難路沿いの建物の耐震化、不燃化などを促進すると共に、避難場所の耐震対策を推進し、災害時の安全性の確保に努めます。



(3) 整備方針














災害に強いまちづくり

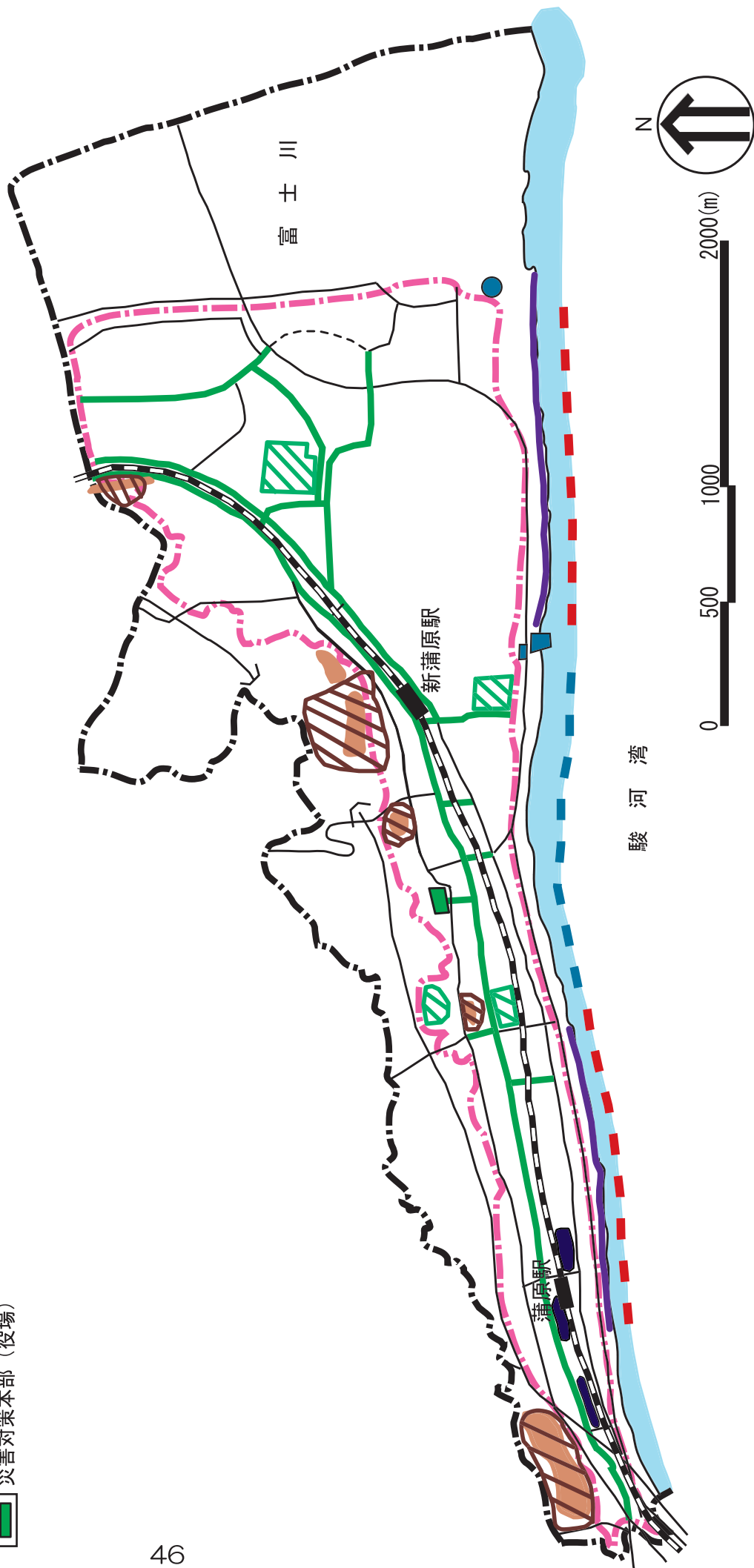
区分	整備方針
災害危険区域等の防災対策の推進	・市街地に近接する山地部の急傾斜地崩壊危険区域や災害危険区域は山崩れや土砂流出等を防ぐため、治山事業や急傾斜地崩壊対策事業などの防災対策を推進します。
有脚式離岸堤等の設置促進	・日軽金の放水路下に高潮対策工を設置すると共に、津波や海岸沿い地域の塩害対策のために、継続して既存の消波堤及び突堤の補強、並びに有脚式離岸堤の設置や養浜事業の促進を国土交通省に要望していきます。
調整池の整備	・大雨の際に、周辺地域の浸水を防ぐために、県立庵原高校東側町有地に、調整池を整備します。
木造住宅密集市街地の区画道路の適正配置	・西部地域の木造住宅が密集し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区は、必要に応じて、土地区画整理事業や地区計画制度を導入し、区画道路の適正配置を推進し、火災時の消火活動や避難路の安全確保を図ります。
建物の耐震対策・不燃化の促進	・公共施設の耐震化や不燃化を推進すると共に、一般住宅の耐震対策を促進します。

避難路、避難場所の整備・充実

区分	整備方針
避難路の安全性の確保	・県道富士・由比線をはじめとする避難路の安全確保を図るために、沿道建物の耐震化・不燃化、ブロック塀の生け垣化などを促進します。
避難場所の安全確保	・対策本部となる役場、広域避難地となる小・中学校や文化センターの耐震対策を推進し、災害時の安全性の確保に努めます。

防炎対応方針図

-  急傾斜地危険区域の防災対策促進
-  広域避難地の安全確保
-  災害危険区域の防災対策促進
-  避難路の安全確保
-  主要道路
-  構想道路
-  高潮対策工の整備
-  有脚式離岸堤等（既設）
-  有脚式離岸堤等（整備要望）
-  既設消波堤及び突堤の補強
-  並びに養浜事業の促進
-  木造密集市街地等の区画道路の適正配置の推進
-  災害対策本部（役場）
-  想定市街化区域
-  都市計画区域



8) 福祉のまちづくり計画

(1) 基本的な考え方

すべての住民に開かれ、参加することのできるまちづくりを目指します。

(2) 基本方針

ユニバーサルデザインによる利用しやすい施設づくり

すべての住民が共に生活するノーマライゼーションの考えに基づき、公的施設や道路、公園、駅・駅前広場、公共交通機関などをユニバーサルデザインによる整備、改善に努めます。

高齢者や障害者が使用しやすい公営住宅の整備

高齢者や障害者などが自立し尊厳を持って社会の重要な一員として暮らしていけるよう、使用しやすい公営住宅の改良及び供給の促進に努めます。

(3) 整備方針

ユニバーサルデザインによる利用しやすい施設づくり

区分	整備方針
公的施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が利用する文化センター、高齢者福祉施設などは、ハートビル法に基づき、駐車場や建物の整備を進めます。
歩道及び公園等の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路等の歩道は、「静岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、適所にゆとりのある幅員の確保、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などの整備、改善に努めます。 ・公園等については、園路の段差解消、スロープ・手摺の設置などの整備、改善に努めます。
駅・駅前広場及び公共交通機関の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 新蒲原駅及び蒲原駅の駅舎・駅前広場は「交通バリアフリー法」に準じ、JR との協議を行い、ゆとりある歩道やスロープ、音響信号機の設置、障害者用トイレの設置等の整備、改善に努めます。 ・新蒲原駅については、エレベーターの設置に努めます。 ・バスについては、バス会社との協議を行い、高齢者や障害者でも乗降が容易なように低床バスやノンステップバスの導入などの整備、改善を要望します。

高齢者や障害者が使用しやすい公営住宅の整備

区分	整備方針
高齢者や障害者が使用しやすい町営住宅の改良及び供給	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅の新設又は改良にあたっては、高齢者や障害者が使用しやすいもの（手摺の設置や段差解消等）とし、入居に際しては、高齢者や障害者世帯を優先させます。

1. 地域別構想策定の考え方

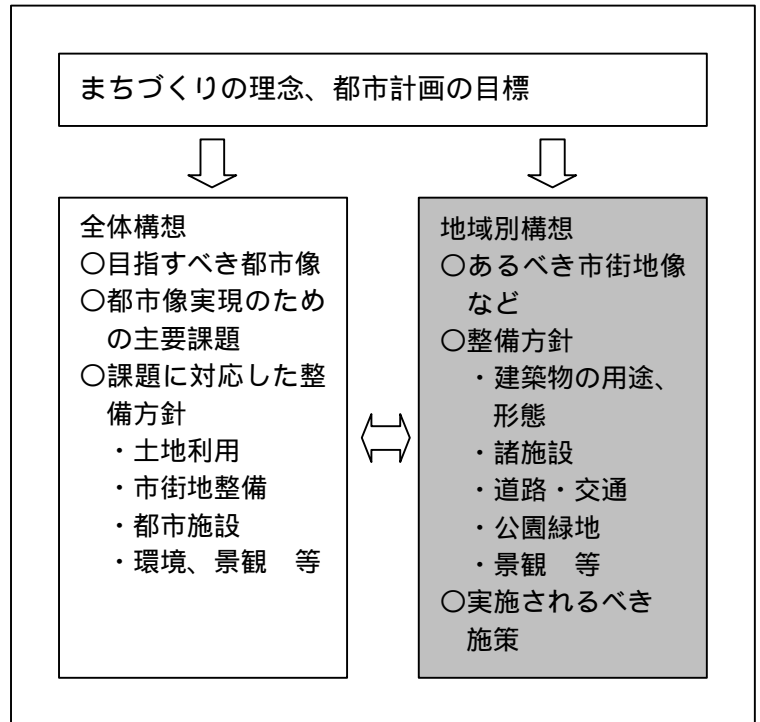
1) 地域別構想の位置づけ及び役割

地域別構想は、全体構想を踏まえ、「地域の将来像」を示すと共に建築物の用途、形態のあり方、整備すべき都市施設、円滑な交通の確保、緑地の保全・創出、景観形成などの方針を示すものです。

2) 地域の設定

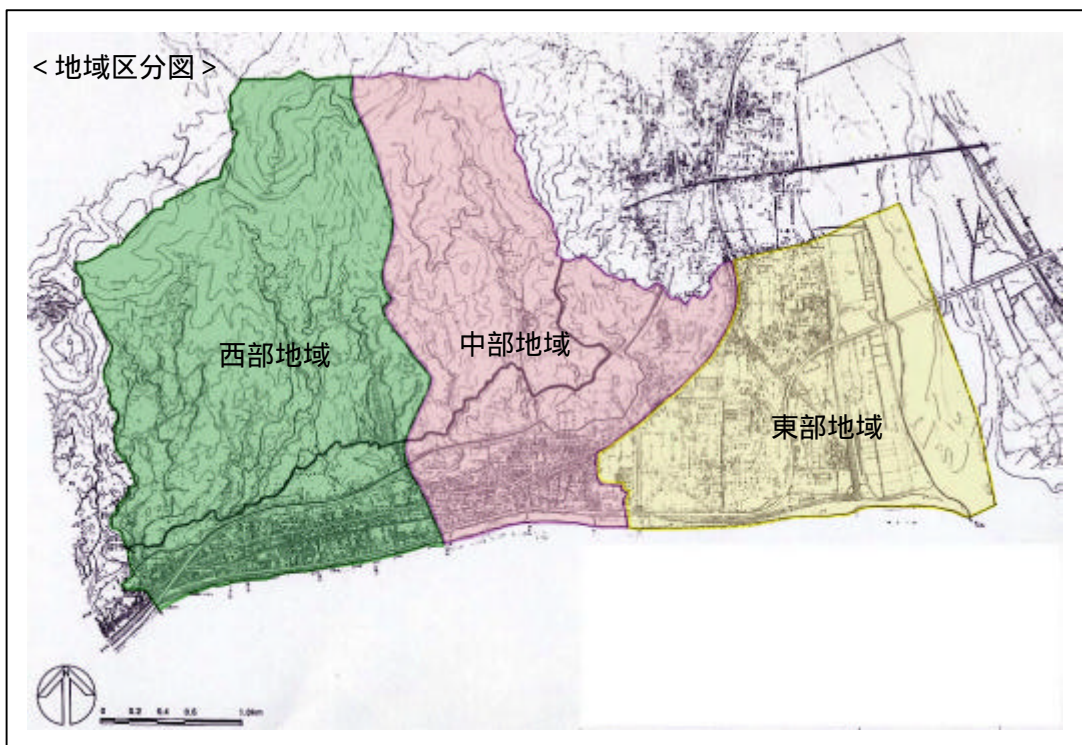
地域区分は、地形などの自然的条件、土地利用の状況、幹線道路、日常生活の交流範囲などを考慮し、かつ国土利用計画などの上位計画との整合性にも配慮して、以下のように設定します。

地域別構想の基本的な構成と全体構想との関連性



地域区分と字構成

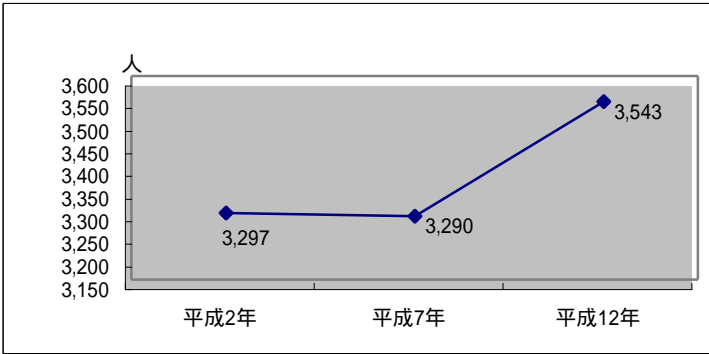
地域区分	字構成
東部地域	○白銀 ○新栄町 ○日の出町 ○東町
中部地域	○新田 ○西町 ○善福寺 ○柵 ○本町 ○天王町 ○八幡町 ○諏訪町 ○堀川 ○新諏訪町 ○高浜町
西部地域	○神沢 ○堰沢 ○中 ○小金



2. 地域別構想

1) 東部地域

(1) 地域の現況と課題

区 分		概 要	町全体との比較 (東部地域 / 町)
人 口	人口(世帯)	3,543人・1,221世帯(H12国勢調査)・・・東部地域 13,454人・4,287世帯(H12国勢調査)・・・町	26.3% / 100% (28.5%) / (100%)
	一世帯当人口	H12: 2.9人/世帯 (H2: 3.0人/世帯)	2.9人 / 3.1人
	人口増減状況	・ H2～H12の10年間の人口増加は7.5% ・ 中でも新栄町(+13.4%・186人増)、日の出町(+31.3%・157人)の増加が著しい	+7.5% / -8.4%
	人口推移	 <p>人</p> <p>3,600 3,550 3,500 3,450 3,400 3,350 3,300 3,250 3,200 3,150</p> <p>平成2年 平成7年 平成12年</p> <p>3,297 3,290 3,543</p>	
区域面積		425ha・・・東部地域 1,469ha・・・町	28.9% / 100%
都市計画区域面積		425ha・・・東部地域 798ha・・・町	53.2% / 100%
法規制等の状況 (都市計画区域内)		・ 都市計画区域(区域全域) ・ 河川区域 ・ 海岸保全区域 ・ 鳥獣保護区	
産 業	農業の概況	・ 大規模に農業基盤整備された地区は存在しない ・ 農地の宅地化が徐々に進行している	
	工業の概況	・ 日本軽金属(以下、日軽金) イハラニッケイ化学工業等、規模の大きい工場が多く立地している	
	商業の概況	・ 大規模商業施設「イオンタウン」が新蒲原駅前に立地し、広域的な集客施設となっている ・ 県道富士・由比線沿いに沿道型の商店が点在している ・ 国道1号沿いに、ドライブイン、ガソリンスタンド等が立地している	
	観光の概況	・ 富士川河川敷公園があり、サッカー、野球等に利用されるなど、スポーツ・レクリエーション空間として、広域的な憩いの場となっている	
地域イベント		・ 自治会(河川・海岸清掃、側溝清掃、盆踊り、スポーツフェスティバル、どんど焼き)・子供会(砂の造形、球技大会)・祭り(新栄秋祭り、日軽祭)	

区 分		概 要
公共・公益施設等の立地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立庵原高校 ・ 蒲原中学校 ・ さくらワーク ・ 東部保育園 ・ 保健福祉総合センター ・ 白銀児童センター ・ 社会福祉協議会 ・ 東部コミュニティセンター ・ 清掃事務所 ・ 庵原斎場 ・ 町営住宅ひかり荘 ・ 町営住宅さかえ荘 ・ 町営住宅日の出荘 ・ 各区会館
都市計画施設	道路	<small>とめだしひがし</small> 留出東榊形向線(16m) <small>かんざわしろがね</small> (都)神沢白銀線(16m) <small>かみはらひがしせん</small> (都)上原東線(16m) (都)国道1号バイパス線(21m)
	公園	新栄公園(0.1ha)、とめだしひがし公園(0.2ha)、みはらし公園(0.4ha)、 榊形向高台公園(0.1ha)、富士川緑地(140ha)
アンケート結果にみる地域の問題点・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「交通の利便性」が不満 ・ 「工場などからの騒音、振動、悪臭等」及び「河川、側溝の汚水、悪臭等」が問題 ・ 「歩行者優先の道路整備」の必要性が大 ・ 「町内循環のコミュニティバス運行」の要望が多い
土地利用	地域の特徵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広大な富士川河川敷を有している ・ 大規模な工場地が存在している(日本一のアルミニウム精錬工場の立地) ・ 住宅地・工場用地等に宅地開発されたところが多い ・ 東・中・西部地域の中で、唯一人口が増加している地域 ・ JR 東海道本線新蒲原駅前の大型ショッピングセンター(イオンタウン)や若年層住宅(集合住宅)建設等、都市的開発が進んでいる

注): 区域面積及び都市計画区域面積は、プラニメータ - 測定値(概数値)

東部地域は区域面積と都市計画区域面積が同じ

(2) 地域の特性と課題

() 多様な住環境の受け皿づくり

日の出町の未利用地を活かした住環境整備や新蒲原駅周辺の集合住宅の建設など、若年層から高年層まで、多様な階層に対応した住環境の整備が望まれます。

() 工業集積地の周辺環境への配慮

地域の過半を占める工業集積地は、周辺住宅地等との調和が望まれます。

() 新蒲原駅の都市景観形成

新蒲原駅前に立地する大型ショッピングセンター、集合住宅、公共施設など都市的施設の集積に伴い、当町の玄関口としてふさわしい都市景観形成が望まれます。

() 富士川緑地の整備充実と自然環境との調和

富士川緑地は、自然生態系の保全と共に、スポーツ・レクリエーションの場として、より一層、整備充実が望まれます。

また、富士山や駿河湾など雄大な自然環境に調和した景観形成が望まれます。

() 未活用町有地の活用

県立庵原高校東側町有地や、御園駐在所跡地を立地条件や地域の状況を考慮しつつ、住民の憩いの場として整備することが望まれます。

() 津波、高潮などの防災対応

日軽金の放水路は、津波、高潮対策が望まれます。

() 歩行者の安全対策と交通弱者への対応

生活道路の安全性の確保と、交通弱者が利用しやすい交通手段の導入が望まれます。

また、中学校、高校が立地しており、自転車と歩行者の安全対策も望まれます。

東部地域の課題ポイント図



(3) まちづくりの目標

東部地域のまちづくりの将来像

『富士山・富士川 駿河湾をのぞみ、心豊かにふれあえるまち』

まちづくりの基本目標

- () 安全で快適に暮らすための居住環境づくり
生活基盤や利便施設が整い、安心して暮らせる快適な居住環境づくりを目指します。
- () 多様な交流のあるまちづくり
JR 新蒲原駅前、大型ショッピングセンターを中心に多様な交流のある魅力あるまちづくりを目指します。
- () 富士山、富士川、地域の河川、駿河湾など自然を活かしたまちづくり
富士山、富士川、駿河湾の景観及び富士川緑地や地域の河川を活かした、憩いと癒しの場づくりを目指します。
- () 身近な緑に親しめるまちづくり
既存の公園や緑地整備により、身近な緑を活かした、親しみのもてる憩いの場づくりを目指します。
- () 防災の備えがしっかりしたまちづくり
高潮対策など防災への備えがしっかりしたまちづくりを目指します。
- () 子供も老人も誰もが安全、安心して歩き、移動できるまちづくり
交通安全施設の設置や循環バスの運行など、誰もが安全に安心して歩け、移動できるまちづくりを目指します。



(4) まちづくりの基本構想

まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方針
() 安全で快適に暮らすための居住環境づくり	<p>○生活道路や公園・緑地の整備に努め、下水道や都市下水路の整備を促進し、安全で快適な居住環境づくりを目指します。</p> <p style="text-align: right;">【中密度住宅地・低密度住宅地】</p> <p>○日の出町の国道 1 号の両側にある未利用地は、土地区画整理事業を推進し、住宅地や工業地の整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【市街地整備】</p> <p>○新蒲原駅前の大型ショッピングセンター及び周辺部を町の中心的役割を担う商業地域と位置づけ、ユニバーサルデザインを取り入れた施設づくりや改善を推進すると共に、緑化の推進や看板等のデザイン誘導など中心商業地にふさわしい景観づくりを目指します。</p> <p style="text-align: right;">【中心商業業務地区】</p> <p>○既存の工場は、周辺の緑化に努めると共に、公害や災害時に危険が発生しないように、周辺の住宅地等の環境に十分な配慮に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【工業地区】</p>
() 多様な交流のあるまちづくり	<p>○新蒲原駅周辺は、JR 新蒲原駅、大型ショッピングセンター、日軽金の集合住宅、保健センター、白銀児童センターなど都市的施設が集積する地区であり、多様な交流が期待できることから、町の活性化に結びつくように、各種イベントや祭りの充実などを推進し、より一層の賑わい創出を目指します。</p> <p style="text-align: right;">【にぎわい形成地区】</p>
() 富士山、富士川、地域の河川、駿河湾など自然を活かしたまちづくり	<p>○富士川緑地の水辺周辺は、多くの自生植物や野鳥、魚類などが棲息していることから、自然生態系の保全に努めます。</p> <p>○河川敷部分は、自然環境・景観を活かしたスポーツ・レクリエーションの場として、整備・充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ・レクリエーションエリア】</p> <p>○富士川緑地からは、日の出、富士山、駿河湾（シラス・桜えび漁）及び河口付近の桜えび干し場風景など、すばらしい景観が堪能できることから、この景観に見合った河川敷の修景緑化に努めます。</p>
() 身近な緑に親しめるまちづくり	<p>○既存の榊形向高台公園、みはらし公園、とめだしひがし公園、新栄公園、日の出公園の維持・管理に努めると共に、日の出町の土地区画整理事業推進地区内の公園整備や御園駐在所跡地の公園的利用を目指します。</p>

<p>() 防災の備えがしっかりしたまちづくり</p>	<p>○県立庵原高校東側町有地は、浸水地区であるため、調整池兼用の多目的の広場として、地域の身近な緑の憩い空間整備に努めます。</p> <p>○津波や高潮対策として、日軽金の放水路下に高潮対策工の設置に努めます。また、継続して有脚式離岸堤等の設置を行なうよう、国土交通省に要望していきます。</p>
<p>() 子供も老人も誰もが安全、安心して歩き、移動できるまちづくり</p>	<p>○子供も老人も又、歩行者も自転車も誰もが安全に安心して歩けるよう、富士見六千坪線をはじめとする生活道路の拡幅整備やカーブミラー等の交通安全施設の設置・改善に努めます。</p> <p>○自動車の運転のできない高齢者や子供などが駅、役場、病院などの公共施設等に行けるよう、バス会社との協議を行い、循環バスの運行を目指します。</p>

東部地域まちづくり基本構想図

＜市街地整備ゾーン＞

- | | | | |
|--|------------------|--|--------------|
| | 低密度住宅地 | | 広域幹線道路 |
| | 中密度住宅地 | | 都市計画道路 |
| | 中心商業業務地区 | | その他の主要道 |
| | 工業地区 | | 構想道路 |
| | 工業地区（地場産業振興） | | 鉄道 |
| | にぎわい形成地区 | | 主要河川 |
| | スポーツ・レクリエーションエリア | | 地域界（都市計画区域内） |
| | 主な公共施設 | | 想定市街地境界 |
| | 既設公園・緑地等 | | |
| | 計画公園/公共空地 | | |
| | 市街地整備（未利用地活用） | | |



2) 中部地域

(1) 地域の現況と課題

区 分		概 要	町全体との比較 (中部地域 / 町)							
人 口	人口(世帯)	5,390人・1,683世帯(H12国勢調査)・・・中部地域 13,454人・4,287世帯(H12国勢調査)・・・町	40.1% / 100% (39.3%) / (100%)							
	一世帯当人口	H12: 3.2人/世帯 (H2: 3.6人/世帯)	3.2人 / 3.1人							
	人口増減状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ H2～H12の10年間の人口減少は-14.9% ・ 善福寺の1.2%(微増)以外は、全ての地区で減少している ・ 中でも新田(-15.8%・263人減) 西町(-23.3%・182人減) 堀川(-15.7%・111人減)の減少が著しい 	-14.9% / -8.4%							
	人口推移	<table border="1"> <caption>人口推移 (人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成2年</td> <td>6,334</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>5,952</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>5,390</td> </tr> </tbody> </table>	年	人口	平成2年	6,334	平成7年	5,952	平成12年	5,390
年	人口									
平成2年	6,334									
平成7年	5,952									
平成12年	5,390									
区域面積		444ha・・・中部地域 1,469ha・・・町	30.2% / 100%							
都市計画区域面積		232ha・・・中部地域 798ha・・・町	29.1% / 100%							
法規制等の状況 (都市計画区域内)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域 ・河川区域 ・海岸保全区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・ 砂防指定区域 ・保安林 ・災害危険区域 ・鳥獣保護区 ・ 有形文化財(建造物以外) ・記念物(史跡) ・埋蔵文化財包蔵地 ・ 国登録有形文化財 								
産 業	農業の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要農作物は「みかん」であるが、みかんの需要と価格の低迷、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより、生産量は減少傾向にある ・ 都市計画区域内では、東名高速道路以北の山間地に樹園地が点在しているが、市街地には殆ど農地は存在していない 								
	工業の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物の加工場などが住宅地の中に混在しており、公害問題も生じている 								
	商業の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道富士・由比線沿いに蒲原町唯一の商店会が形成されている。通称「ほていさん通り商店会」と呼ばれ、地域密着型の商業活動が行なわれている 								

区 分		概 要
産 業	観光の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の名所として有名な「御殿山」、ハイキングコースが整備されている「大丸山・大平山」、「蒲原城跡」や「東海道の宿場の面影を残すまちなみ」など自然・歴史的資源が存在している ・特に、御殿山や東海道は町外からの来訪者も多い
地域イベント		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会（盆踊り、スポーツフェスティバル、どんど焼き、御殿山遊歩道草刈、河川・海岸清掃、側溝清掃） ・子供会（砂の造形、球技大会）・祭り（御殿山さくら祭、城山祭り、諏訪神社、水神社、輪くぐりさん、八坂神社、椋守稻荷神社）
公共・公益施設等の立地 （都市計画区域内）		<ul style="list-style-type: none"> ・役場 ・文化センター ・町立体育館 ・蒲原東小学校 ・蒲原西小学校 ・東光幼稚園 ・蒲原梅花幼稚園 ・梅花保育園 ・シルバー人材センター ・蒲原郵便局 ・蒲原諏訪町郵便局 ・NTT 蒲原電話交換所 ・蒲原警察署 ・JR 新蒲原駅 ・各区会館
都市計画施設	道路	（都）国道1号バイパス線（21m）（都）神沢白銀線（16m）（都）山手線（8m） （都）東小学校駅前線（16m）（都）蛭沢通線（18m）
	公園	諏訪町第1公園（0.1ha） 諏訪町第2公園（0.1ha）
アンケート結果にみる地域の 問題点・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・「身近な公園・広場の整備状況」が不満 ・「火災に対する安心度」及び「広域避難地や防災施設の整備」が問題 ・「宅地、道路、公園等の基盤整備」の必要性が大 ・「新蒲原駅ガードの拡幅整備」の要望が多い
土 地 利 用	地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号高浜インターや JR 東海道本線新蒲原駅があり、町の交通玄関口となっている ・役場、文化センター、図書館、町立体育館など町の行政・文化・スポーツ施設が集積している ・東海道の宿場の面影を残すまちなみが存在している ・蒲原城跡や御殿山など市街地近くに山間緑地が存在している ・地域全域に、木造の低層過密地区が存在している
	地域特有の課題 （都市計画区域内）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅過密の解消 ・狭隘道路の整備 ・南北道路の整備推進及び幹線道路の歩道の整備 ・公園・広場の整備・確保 ・東海道等の歴史的資源を活かしたまちづくり
想定プロジェクト		<ul style="list-style-type: none"> ・県営担い手育成畑地帯総合整備事業 ・農免農道整備 ・八坂神社西側ポケットパーク整備 ・蒲原城跡公園整備 ・新離岸堤設置など

：図書館は西部地域に属するが、文化センター、町立体育館と一体となって文化エリアを形成している
 区域面積及び都市計画区域面積は、プランメータ - 測定値（概数値）

(2) 地域の特性と課題

() 既存市街地の住環境の向上

既存市街地は、生活道路や公園の整備と共に、排水対策を進め、安全で快適な住宅地づくりが望まれます。

住工が混在する地区は、生活環境に十分配慮し、公害が発生しないまちづくりを目指します。

() 東海道のまちなみの活用

東海道は、旧五十嵐歯科医院や志田邸などの歴史的施設やまちなみ等、地域の特性を活かした景観形成が望まれます。

また、観光的要素を取り入れた地域の活性化も望まれます。

() 文化センター周辺の一体整備と文化センターの安全性の確保

文化センター周辺は、町民の文化・教養の向上を図るために、親しみが湧くような環境整備が望まれます。

また、文化センターの老朽化への対応と災害時における安全性の確保が望まれます。

() 海・山・川の自然環境の保全と活用

海岸は、砂浜の回復が望まれます。

御殿山・蒲原城跡は、自然環境の保全と共に、市街地に近接した町民憩いの場として、より一層の活用が望まれます。

また、地域内を流れる河川や点在する社寺林などは、その保全と共に地域住民の憩いの場としての利用が望まれます。

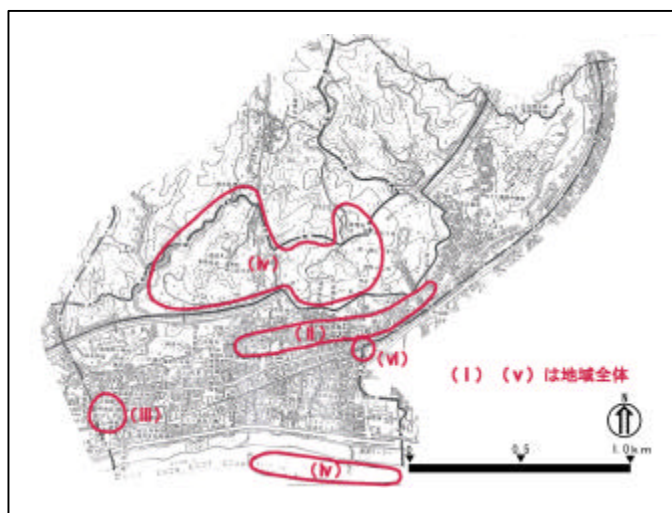
() 防災への備え

住民が安全で安心して暮らせるよう、地震・山崩れ・火災等に対する防災対応が望まれます。

() 新蒲原駅前ガードの安全対策

新蒲原駅前ガードの狭あいさによる、歩行者等の危険を解消するための安全対策が望まれます。

中部地域の課題ポイント図



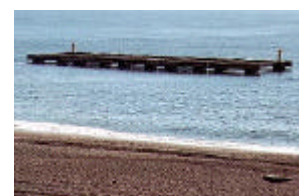
(3) まちづくりの目標

中部地域のまちづくりの将来像

『東海道の歴史と山・川・海の自然を大切に作るまち』

まちづくりの基本目標

- () 安全で快適に暮らすための居住環境づくり
生活基盤や利便施設が整い、安心して暮らせる快適な居住環境づくりを目指します。
- () 東海道の歴史を活かしたまちづくり
歴史的まちなみが存在している東海道のたたずまいを大切に育み、次代へと継承していくために、道路の修景や家並み等の景観に配慮したまちづくりを目指します。
- () 文化、教養施設等が充実した利用しやすいまちづくり
蒲原町文化センター、図書館周辺の環境整備や各施設の充実により、町民が文化・教養などに親しみやすいまちづくりを目指します。
- () 海・山・川の水と緑を活かしたまちづくり
向田川等の清流や御殿山・蒲原城跡の緑を活かした親しみのもてる憩いの場づくりを目指します。
また、現在設置している新型離岸堤が全て完成すると、砂浜の回復が期待できることから、海岸の公園化を図るなど浜辺を活かしたまちづくりを目指します。
- () 防災への備えがしっかりしたまちづくり
想定される東海地震や津波、火災、山崩れなどの災害に対する防災への備えがしっかりしたまちづくりを目指します。
- () 安心して歩き、移動できるまちづくり
県道富士・由比線の歩道整備や新蒲原駅前ガード部分の整備など、歩行者が安心して歩ける道路づくりを目指します。



(4) まちづくりの基本構想

まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方針
<p>() 安全で快適に暮らすための居住環境づくり</p>	<p>○生活道路や公園・緑地の整備に努め、下水道や都市下水路の整備を促進し、安全で快適な居住環境づくりを目指します。 特に、木造住宅の密集市街地などは、区画道路を適切に配置するように努めます。</p> <p style="text-align: right;">【中密度住宅地・低密度住宅地】</p> <p>○新蒲原駅周辺の県道富士・由比線沿いに、近隣住民や車で訪れる人のために、沿道型の商業・業務地づくりを目指します。</p> <p style="text-align: right;">【沿道商業業務地】</p> <p>○諏訪町にある日軽金技術センター周辺は、周囲の住宅地や景観などに配慮して、引き続き緑化に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【工業地区】</p> <p>○住工混在地区は、土地利用の純化に努めますが、地場産業である水産加工場については、住民の就業の場として維持していく一方、公害が発生しないよう周辺住宅地の環境に十分な配慮に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【工業地区（地場産業振興）】</p> <p>○都市計画区域外の善福寺においては、生活道路や公園・緑地など生活基盤施設の充実に努めます。</p>
<p>() 東海道の歴史を活かしたまちづくり</p>	<p>○東海道沿いやその周辺に立地する、歴史を感じさせる家屋や蔵などの保存・活用に努めます。</p> <p>○蒲原宿の建物の建て替えルール（景観誘導指針等）と助成金制度の創設に努め、全体的な景観の統一性の確保を目指します。</p> <p>○国の登録有形文化財である旧五十嵐歯科医院や志田邸、お休み処等を地域の歴史・工芸資源等の展示の場とするなど、地域資源の有効化を図り地域の活性化に努めます。</p> <p>○東海道沿いの街路灯、案内板・誘導看板等を歴史的景観に適合させるなど、道路修景に努めると共に、電線類の埋設化の推進にも努めます。</p> <p style="text-align: right;">【歴史ふれあいエリア】</p>
<p>() 文化、教養施設等が充実した利用しやすいまちづくり</p>	<p>○蒲原町文化センター、図書館など町の文化拠点が集積している地区は、各施設の利便性の向上に努めると共に、周辺環境整備の充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【文化交流地区】</p> <p>○特に文化センターは、建物の老朽化が進んでいることから、耐震対策に努めます。</p>

<p>() 海・山・川の水と緑を活かしたまちづくり</p>	<p>○既存の諏訪町第 1、第 2 公園の維持・管理に努めると共に、八坂神社西側のポケットパークの整備を行い、住民が気軽に利用できる公園づくりを目指します。</p> <p>○向田川や山居沢川の親水性の創造に努めると共に、地域内に点在する社寺林などの保全を図り、水と緑の憩いの空間整備に努めます。</p> <p>○蒲原城跡は、歴史的意義が高いことから歴史公園として位置づけ、歴史性に配慮した整備を目指します。</p> <p>○桜の名所である御殿山には、早咲きの桜を植えるなど樹種の充実、管理に努め、より自然に親しめる緑地整備を目指します。</p> <p>○蒲原城跡と御殿山とを結ぶハイキングコースを整備し、自然環境を活かした一体的なレクリエーションエリアづくりを目指します。</p> <p style="text-align: right;">【自然とのふれあいエリア】</p> <p>○蒲原城跡と御殿山以外の市街地後背部の緑地は、良好な生活環境を維持するための農地や自然林として、保全に努めます。</p> <p>○新型離岸堤設置工事が完成し、砂浜が回復した段階においては、海水浴場や海岸線の遊歩道の整備など、海浜の公園化を目指します。</p> <p>○アカウミガメの保護や海岸保全のために、海岸への車の乗り入れを禁止するよう、国土交通省への働きかけに努めます。</p>
<p>() 防災への備えがしっかりしたまちづくり</p>	<p>○津波対策等については、新型離岸堤の継続設置を行うように努めます。</p> <p>○山崩れなどの災害に備え、急傾斜地の防災対策の実施に努めます。</p> <p>○災害時の避難地や避難路の安全性の確保に努めます。</p>
<p>() 安心して歩き、移動できるまちづくり</p>	<p>○幹線道路である県道富士・由比線の歩道の安全性を高め、歩行者が安全かつ安心して歩けるように努めます。</p> <p>○広域幹線道路である国道 1 号と幹線道路である県道富士・由比線との結節点である新蒲原駅前ガードの整備を推進し、安心して歩き移動できるまちづくりを目指します。</p>

中部地域まちづくり基本構想図

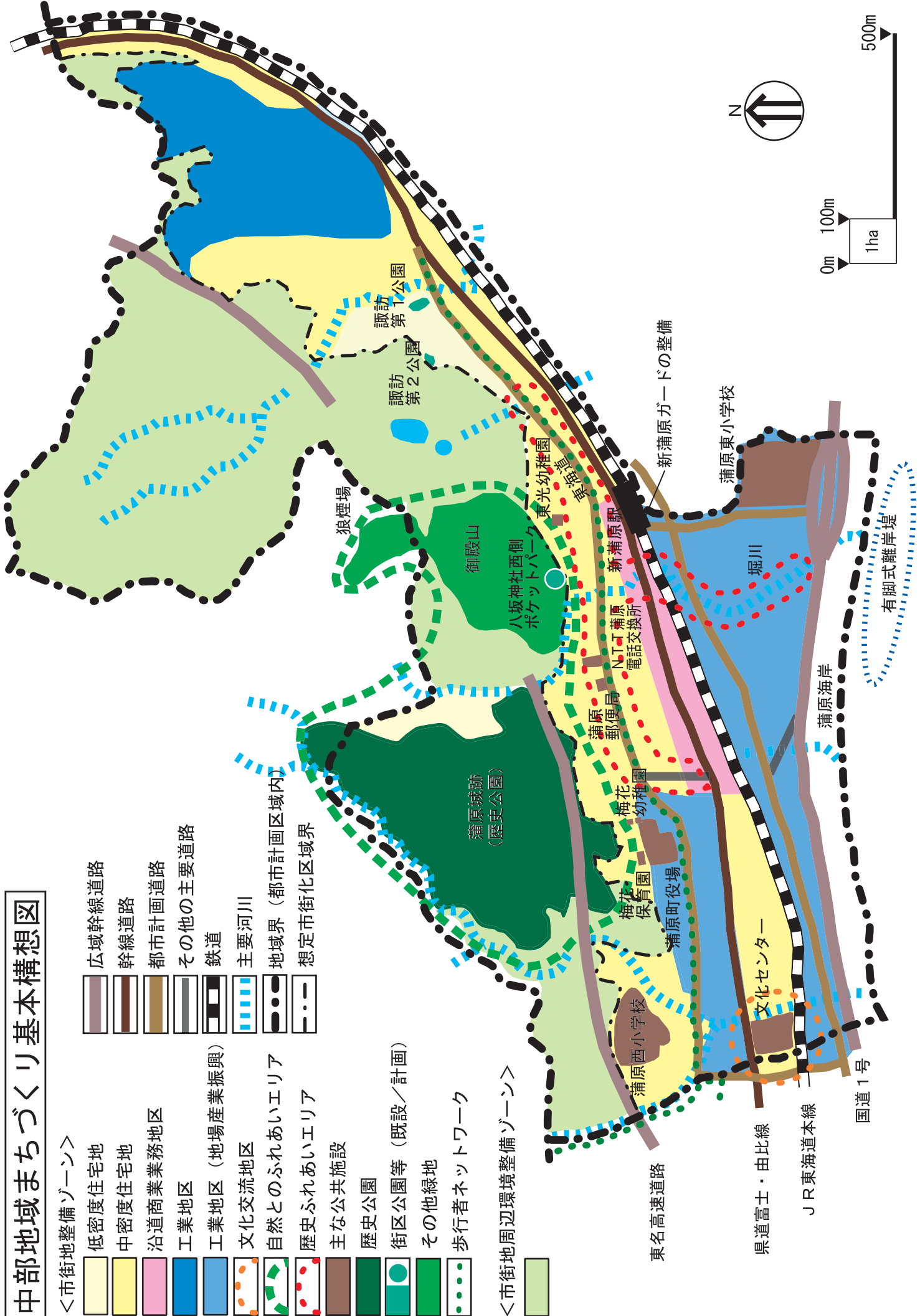
<市街地整備ゾーン>

- 低密度住宅地
- 中密度住宅地
- 沿道商業業務地区
- 工業地区
- 工業地区 (地場産業振興)
- 文化交流地区
- 自然とのふれあいエリア
- 歴史ふれあいエリア
- 主な公共施設
- 歴史公園
- 街区公園等 (既設/計画)
- その他緑地
- 歩行者ネットワーク

- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 都市計画道路
- その他の主要道路
- 鉄道
- 主要河川
- 地域界 (都市計画区域内)
- 想定市街化区域界

<市街地周辺環境整備ゾーン>

-



3) 西部地域

(1) 地域の現況と課題

区 分		概 要	町全体との比較 (西部地域 / 町)							
人 口	人口(世帯)	4,521人・1,383世帯(H12国勢調査)・・・西部地域 13,454人・4,287世帯(H12国勢調査)・・・町	33.6% / 100% (32.2%)/(100%)							
	一世帯当人口	H12: 3.3人/世帯 (H2: 3.8人/世帯)	3.3人 / 3.1人							
	人口増減状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ H2～H12の10年間の人口減少は-10.6% ・ 小金の3.2%(微増)以外は、全ての地区で減少している ・ 中(-13.7%・249人減) 堰沢(-16%・170人減) 神沢(-11.8%・147人減) 共、100以上減少している 	-10.6% / -8.4%							
	人口推移	<table border="1"> <caption>人口推移 (人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成2年</td> <td>5,057</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>4,798</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>4,521</td> </tr> </tbody> </table>	年	人口	平成2年	5,057	平成7年	4,798	平成12年	4,521
年	人口									
平成2年	5,057									
平成7年	4,798									
平成12年	4,521									
区域面積		600ha・・・西部地域 1,469ha・・・町	40.9% / 100%							
都市計画区域面積		141ha・・・西部地域 798ha・・・町	17.7% / 100%							
法規制等の状況 (都市計画区域内)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域 ・ 河川区域 ・ 海岸保全区域 ・ 漁港区域 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 砂防指定区域 ・ 保安林 ・ 災害危険区域 ・ 有形文化財(建造物以外) ・ 記念物(史跡) ・ 埋蔵文化財包蔵地 								
産 業	農業の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要農作物は「みかん」であるが、みかんの需要と価格の低迷、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより、生産量は減少傾向にある ・ 生産性を高め、安定した農業経営を図るための施策の一つとして、現在、山間地に「県営担い手育成畑地帯総合整備事業」が実施されている ・ 都市計画区域内では、東名高速道路以北の山間地及び小金の市街地に、樹園地や畑が点在している 								
	工業の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物の加工場などが住宅地の中に混在している 								

区 分		概 要
産 業	商業の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道富士・由比線沿いに商店が点在しているが、商店街（会）形成はなされていない
	観光の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイキングコースが整備されている「大丸山」や「大平山」など、豊かな自然資源が存在している ・ 都市計画区域内には、これと言った観光資源は存在していない
地域イベント		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会（河川・海岸清掃、側溝清掃、盆踊り、スポーツフェスティバル、どんど焼き、節分） ・ 子供会（砂の造形、球技大会） ・ 祭り（大山祇神社、津島神社祇園さん、関口神社、お日待ち、歳旦祭、秋葉山）
公共・公益施設等の立地 （都市計画区域内）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館 ・ 西部保育園 ・ 蒲原聖母幼稚園 ・ 蒲原学園幼稚園 ・ 老人福祉センター ・ 特別養護老人ホーム好日の園 ・ 西部コミュニティーセンター ・ 各区会館 ・ 蒲原中郵便局 ・ JR 蒲原駅 ・ 町営住宅大沢荘 ・ 町営住宅中浜荘 ・ 町営住宅はるみ荘
都市計画施設	道路	（都）神沢白銀線（16m）（都）山手線（8m）（都）蒲原駅南北線（12m） （都）蛭沢通線（18m）
	公園	はまかぜ公園(0.22ha)
アンケート結果にみる地域の問題点・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日当り、風通し、敷地の形状等の居住性」が不満 ・ 「広域避難地や防災施設の整備」と「道路の騒音、振動等」が問題 ・ 「山間地の住宅地開発」「南北方向の幹線道路の整備」の必要性が大 ・ 「蒲原駅周辺の整備事業」の要望が多い
土 地 利 用 等	地域の特徴 （都市計画区域内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 1 号蒲原西インターや JR 東海道本線蒲原駅があり、町の交通の西玄関口となっている ・ 小金地区に比較的まとまった農地が存在している ・ 山手線沿いに社寺林等が多く存在している
	地域特有の課題 （都市計画区域内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒲原駅周辺の整備 ・ 狭あい道路の整備・・・地域全域に、木造低層の住宅過密地区が存在し、接道関係により一部の地区で、建物の建て替えができない ・ 住宅過密の解消・・・狭あい道路も多く、安全性、利便性に問題が生じており、山間地開発を望む声が多い ・ 南北道路の整備推進 ・ 幹線道路の歩道の整備 ・ 公園・広場の整備・確保 ・ 未利用農地の利活用

区 分	概 要
<p>想定プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営担い手育成畑地帯総合整備事業（施工中） ・ 農免農道整備（施工中） ・ 山間地開発（神沢地区） ・（都）蒲原駅南北線延長整備 ・（都）蛭沢通線道路整備 ・ 蒲原中郵便局前道路拡幅整備 ・ 八木沢川左岸道路整備 ・ 介護予防施設整備 ・ 養浜事業（施工中）

注): 区域面積及び都市計画区域面積は、プランメータ - 測定値（概数値）

(2) 地域の特性と課題

() 既存市街地の住環境の改善

既存市街地は、生活道路や公園・緑地の整備と共に、排水対策を進め、安全で快適な住宅地づくりが望まれます。

特に、神沢など木造住宅が密集し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区は、面的整備などの改善策が望まれます。

() 市街地内農地の面的整備

建て替えが困難な地区の住環境整備支援も期待できる、小金の市街地内農地の面的整備を推進することが望まれます。

() 蒲原駅前の景観形成とにぎわい創出

蒲原駅前地区は、当町の西玄関口として商業、業務機能の集積を図ると共に、地域の中心地としての都市景観形成が望まれます。

また、蒲原駅を中心に、地域に内在する資源を活用して、各種イベント等を開催することにより、にぎわいを創出し地域の活力を引き出すことが望まれます。

() 身近な緑や歴史資源の活用

地域内を流れる河川や山手線沿いに集積している緑地等は、その保全と共に地域住民の憩いの場としての利用が望まれます。

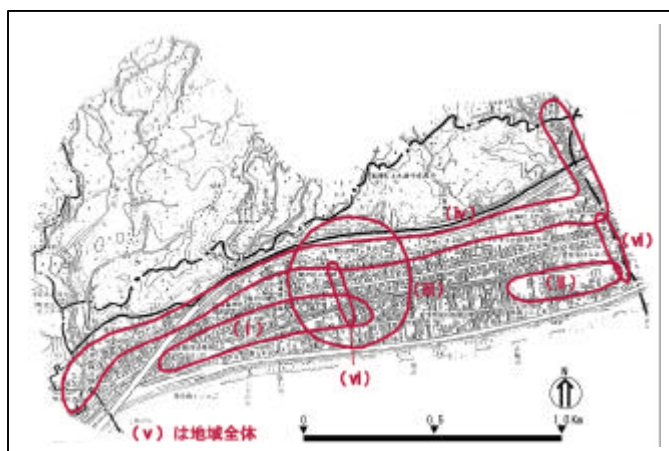
() 防災への備え

住民が安全で安心して暮らせるよう、地震・山崩れ・火災等に対する防災対応が望まれます。

() 南北道路の整備と歩行者の安全対策

東西幹線道路である県道富士・由比線や都市計画道路山手線、神沢白銀線とを結ぶ南北道路の整備による回遊性の確保と、安全施設の設置や歩道の整備などによる、歩行者の安全の確保が望まれます。

西部地域の課題ポイント図



(3) まちづくりの目標

西部地域のまちづくり将来像

『安心して住み続けられる快適な居住環境づくりと、多様な交流が展開されるまち』

まちづくりの基本目標

() 安心して住み続けられる居住環境づくり

生活基盤や便利施設が整い、安心して暮らし続けていける快適な居住環境づくりを目指します。

また、市街地内農地の有効活用を促進し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区の解消を図り、安心して住み続けることのできる居住環境づくりを目指します。

住工が混在する地区は、周辺地域に十分配慮し、公害が発生しないまちづくりを目指します。



() 多様な交流が展開されるまちづくり

JR 蒲原駅周辺に立地する商業、業務施設をはじめ、山手線沿いの歴史的資源、山間部農地及び地域に立地する幼稚園・保育園、各種福祉施設などを活用して各種イベントなどを開催し、多様な交流が展開されるまちづくりを目指します。



() 身近な緑に親しめるまちづくり

既存公園や河川及び緑地の整備などにより、身近な緑を活かした親しみのもてる憩いの場づくりを目指します。



() 災害に強いまちづくり

想定される東海地震をはじめ、水害や火災など災害に強いまちづくりを目指します。

() 人にも優しい道づくり

南北道路の整備や踏み切りの改良・整備など地域内の交通利便・安全に努めると共に、歩行者にも安全で、歩いて楽しい道づくりを目指します。

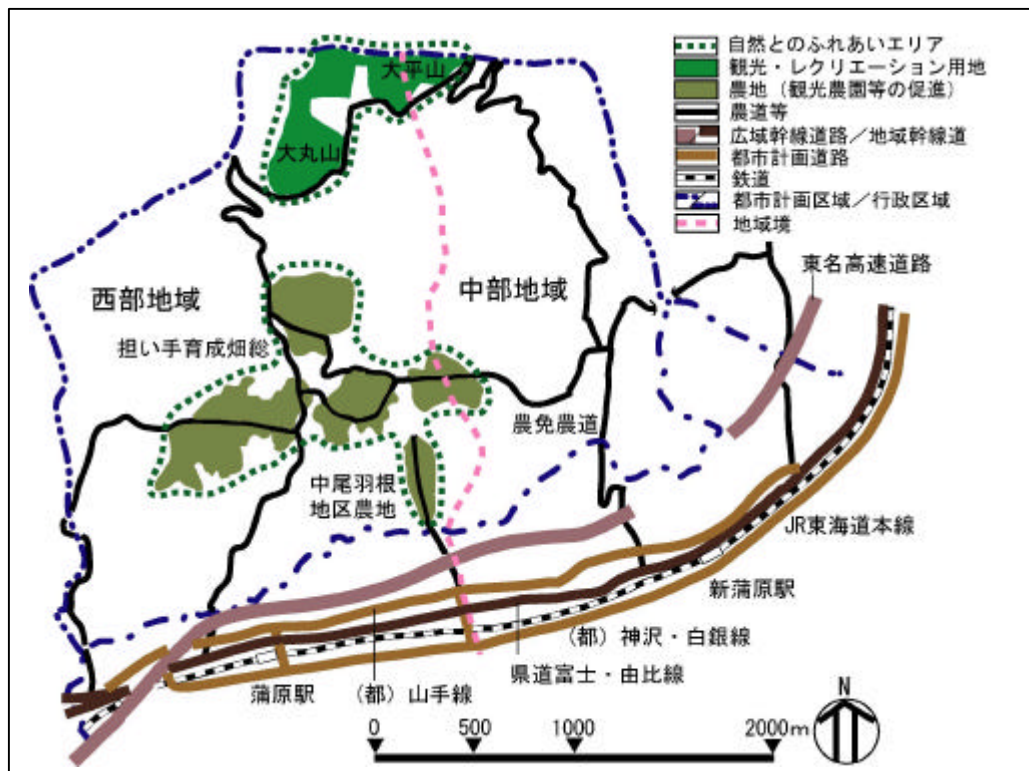


(4) まちづくりの基本構想

まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方針
() 安心して住み続けられる居住環境づくり	<p>○生活道路や公園・緑地の整備に努め、下水道や都市下水路の整備を促進し、安全で快適な居住環境づくりを目指します。</p> <p style="text-align: right;">【中密度住宅地】</p> <p>○神沢、堰沢、中の木造住宅が密集し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区は、必要に応じて土地区画整理事業など面的整備又は、将来土地利用との整合を図りつつ、空き地の創出や街路の拡幅等の検討を行なう地区計画導入等により、その解消に努めます。</p> <p>○上記の事業推進のために小金の市街地内農地の面的整備の促進に努めます。</p> <p>○住宅地内に点在している地場産業である水産加工場は、住民等の就業の場として維持していく一方、公害が発生しないよう周辺住宅地の環境に十分な配慮に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【工業地区（地場産業振興）】</p> <p>○蒲原駅前地区は、地域の中心的役割を担う近隣型の商業、業務地域と位置づけ、駅前にふさわしい景観づくりを目指します。</p> <p style="text-align: right;">【商業業務地区】</p>
() 多様な交流が展開されるまちづくり	<p>○蒲原駅東側に立地する駐輪場の整備をはじめとする蒲原駅及び周辺施設の機能充実を図り、蒲原駅を誰もが利用しやすい施設とすると共に、蒲原町の西玄関口としてふさわしい景観形成を目指します。</p> <p>○蒲原駅前の空き店舗についても、早期に利活用を進め、施設のデザイン誘導等を行ない、駅前にふさわしい景観形成を目指します。</p> <p>○山手線沿いに密集している歴史的資源を活用したウォーキングイベントや駅周辺の空き地、空き店舗を活用して、塩作り体験や朝市など各種イベント等を開催し、地域のにぎわい創出に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【にぎわい形成地区 / 歴史ふれあいエリア】</p> <p>○蒲原駅を起点に、畑総や中尾羽根地区の農地を活用して、観光農園等の展開を図ると共に、大丸山・大平山など観光・レクリエーションの場の整備・保全に努め、広域的な交流を目指します。(次頁図参照)</p> <p style="text-align: right;">【自然とのふれあいエリア】</p> <p>○西部地域の3つの幼・保育園や特別養護老人ホーム、老人福祉センター、デイサービスセンター、介護予防施設など公共や民間の福祉施設が立地することから、幼児や高齢者との交流の促進と共に、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の改善など、子供や高齢者にも優しいまちづくりを目指します。</p>
() 身近な緑に親しめるまちづくり	<p>○はまかぜ公園や東名下公園など既存公園の整備充実、維持・管理及び緑化に努めると共に、新設公園の整備推進にも努めます。</p> <p>○神沢川や向田川など地域を流れる小河川や山手線沿いの緑地など、誰もが気軽に親しめ、憩える緑地空間として保全に努めます。</p> <p>○公共公益施設、各地区の空き地・道路、個人の庭などの緑化を促進し、緑豊かな景観づくりを目指します。</p>

	<p>○市街地後背部の緑地は、良好な生活環境を維持するための農地や自然林として保全に努めます。</p> <p>○養浜事業により砂浜の回復を図り、海浜の公園化を目指します。</p>
<p>() 災害に強いまちづくり</p>	<p>○津波や海岸沿い地域の塩害対策のために、継続して海岸堤防や離岸堤の整備に努めます。</p> <p>○山崩れなどの災害に備え、急傾斜地には、防災対策の実施に努めます。</p> <p>○神沢、堰沢、中の接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区に、区画道路を適切に配置し、避難路の確保や消火活動の円滑化に努めます。</p> <p>また、他の市街地についても避難地や避難路の安全性の確保に努めます。</p>
<p>() 人にも優しい道づくり</p>	<p>○幹線道路としての役割を担う県道富士・由比線や都市計画道路山手線、神沢白銀線と結び、市街地の骨格を形成するために、都市計画道路蒲原駅南北線の延長整備と蛭沢通線の整備に努めます。</p> <p>○蒲原中郵便局前の道路（町道西山1号線）の拡幅及び八木沢川沿いの道路整備など、地域の南北道路の整備にも努めます。</p> <p>○これらの道路整備（歩道設置）により、県道富士・由比線や山手線など主要な歩行者軸との安全なネットワーク形成を目指します。</p> <p>○既存道路の危険箇所の改良や安全施設の設置を図り、子供や高齢者などにも配慮した、安全な道づくりを目指します。</p> <p>○歴史的資源を見学しながら散策できる歩行者軸（歩車共存）として、山手線を位置づけ、各施設の案内板・誘導看板等を設置し、歩くことが楽しい道づくりに努めます。</p>

自然とのふれあいエリア（都市計画区域外）



：区域の一部が中部地域にまたがる

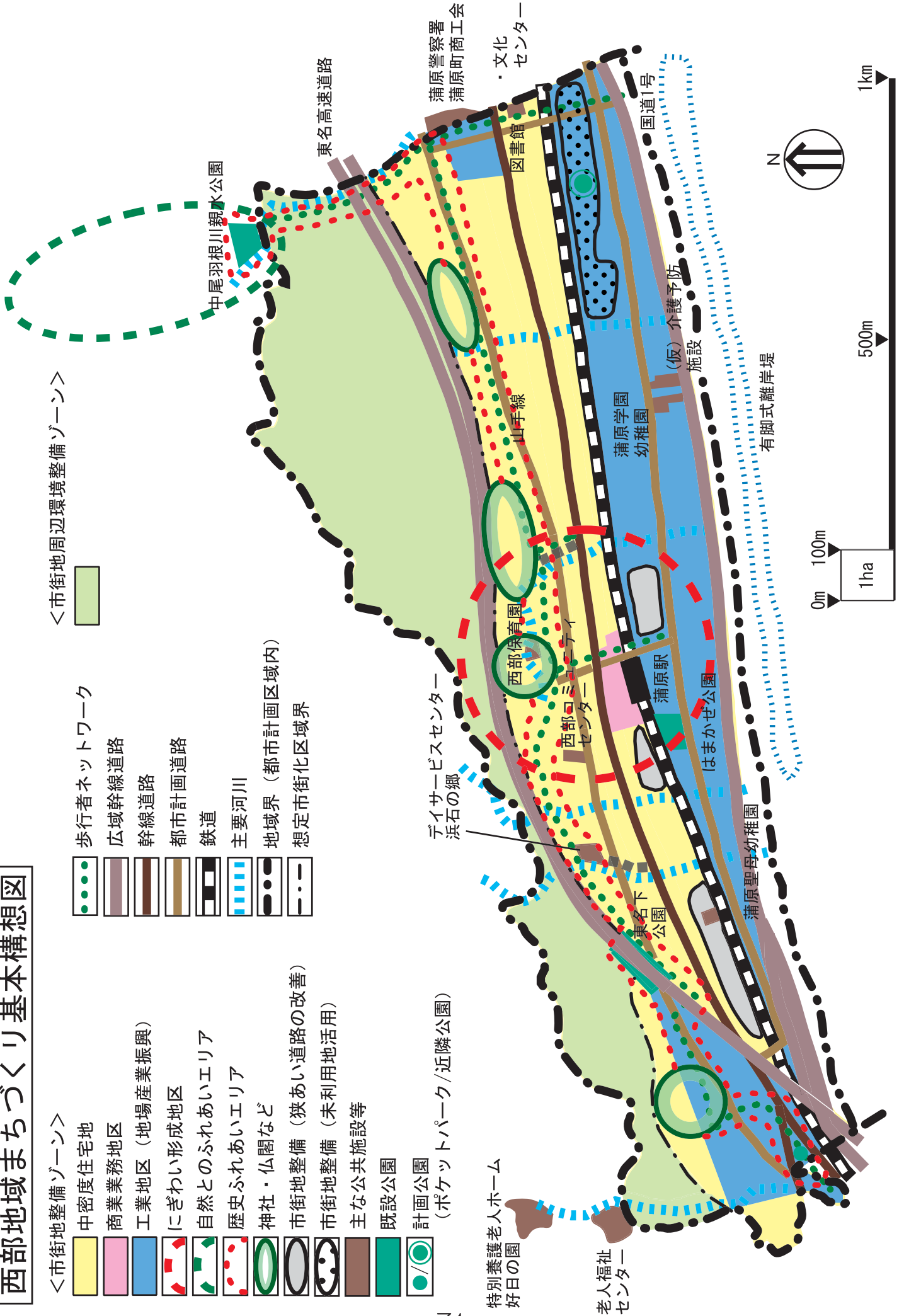
西部地域まちづくり基本構想図

＜市街地整備ゾーン＞

- 中密度住宅地
- 商業業務地区
- 工業地区（地場産業振興）
- にぎわい形成地区
- 自然とのふれあいエリア
- 歴史ふれあいエリア
- 神社・仏閣など
- 市街地整備（狭あい道路の改善）
- 市街地整備（未利用地活用）
- 主な公共施設等
- 既設公園
- 計画公園（ポケットパーク/近隣公園）

＜市街地周辺環境整備ゾーン＞

- 歩行者ネットワーク
- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 都市計画道路
- 鉄道
- 主要河川
- 地域界（都市計画区域内）
- 想定市街化区域界



1. 重点検討地区整備構想

1) 重点検討地区整備構想の位置づけ及び役割

重点検討地区整備構想は、地域別構想を踏まえ、地域の中でも特に、活用方法を検討していきたい場所を、ワークショップ参加者によって選定し、検討したものです。

2) 重点検討地区の選定

重点検討地区は各地域ごとに、次のように選定しました。

(1) 東部地域

- ・御園駐在所跡地

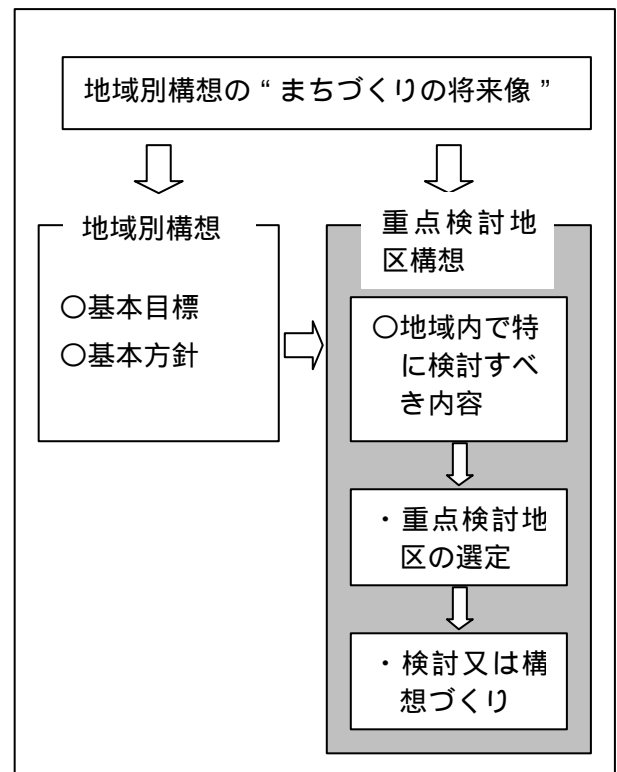
(2) 中部地域

- ・御殿山及び蒲原城跡

(3) 西部地域

- ・山手線及び周辺の歴史的資源
- ・神沢川東側材木置場跡地
- ・JR 蒲原駅周辺の空き店舗、空き地

重点検討地区整備構想と地域別構想との関連



2. 東部地域における重点検討地区整備構想

東部地域のワークショップ参加者によって、「地域別構想」の中から重点的に検討すべき基本目標等を次のように捉えました。

地域別構想の中から選定した基本目標等

基本目標	選定理由	選定場所	構想づくりの方向性
身近な緑に親しめるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 17 年度に御園駐在所が JR 新蒲原駅前に移転することが決まり、跡地を町有地として活用することとなった ○平成 18 年には公園整備を行なう予定 ○地元としては、どのような公園にしたいのかワークショップで検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・御園駐在所跡地 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園的利用

1) 重点検討地区

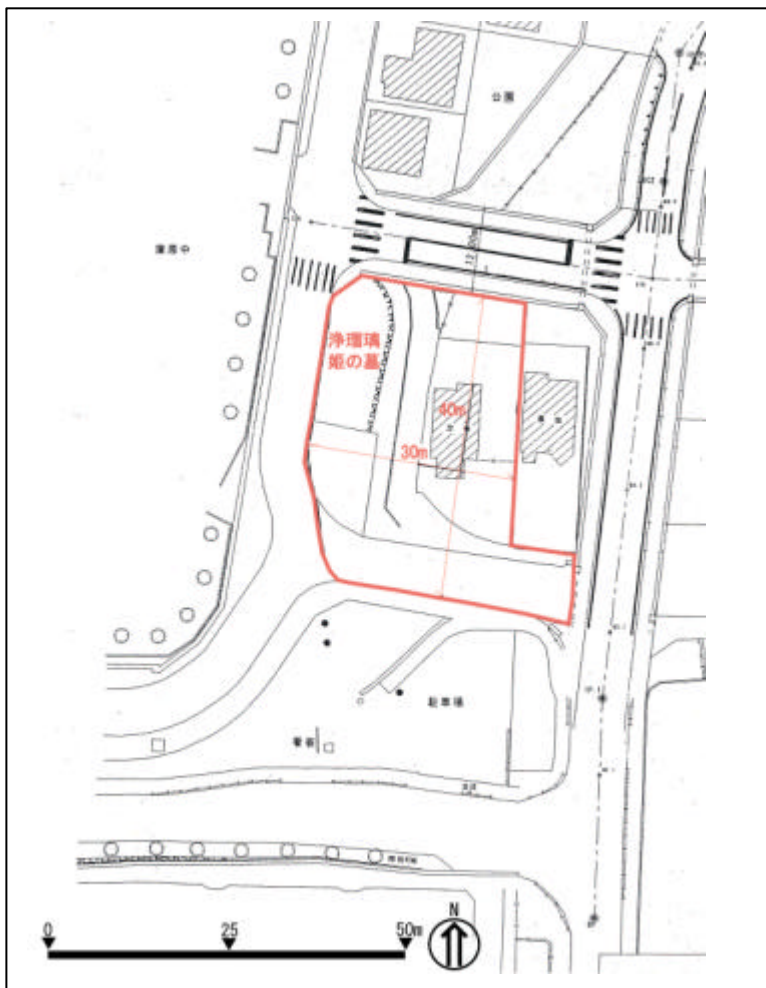
重点検討地区は以下に示す場所であり、3方を道路で囲まれ、北には蒲原中学校、南には農協支所が立地しています。

また、敷地の北側には、浄瑠璃姫の墓と六本松が既設しています。

重点検討地区



敷地の状況



2) 御園駐在所跡地利用構想

名称：「みその公園（仮称）」

公園の性格

○子供や中学生が「安全に楽しく利用でき、
高齢者もゆったりと寛げる開放的な公園

みその公園命名理由：

日軽金社宅の新蒲原駅前への移転に伴い、御園区と共に地名も消滅することから、その名を残しておきたい。

また、地域住民の皆の園であり、美しい園であって欲しいという願いを込めて…

<公園の噴水活用例>

噴水は公園を特徴づける目玉施設

夏…子供達が水遊び

冬…噴水を止めて、広場として活用

(フリーマーケットやサークルなど各種団体の活動の場に)

(1) 具体的構想(案)

区分	内容
○管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農協支所との境を見通しが利くよう、メッシュフェンスで囲う (子供がよじ登らないように、足掛けできないようにする) ・照明(駐車場の周りは、足元灯やガーデニング灯など低い照明を設置)
○植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンス沿いに花壇を設置 ・高木は六本松が既にあるので、西側の日除け用に2~3本植える程度とする
○休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西側に日除け用の藤棚を設置し、下部にベンチを置く ・公園の中央に噴水を設置 (噴水はイベント時には、水を止めて広場として使用できるよう地盤面とフラットになるように設置) ・座って噴水が眺められるよう、噴水の周囲に四阿(あずまや)とベンチを設置
○修景施設	<ul style="list-style-type: none"> ・六本松の周辺に、水深3~5cm程度の浅いせせらぎを設け、六本松を渡る橋を架ける(身障者用のスロープも設置)
○遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が自由な発想で遊べるように、築山を設置
○便益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場の設置 ・自治会等の集合場所になるので、バスが一時的に停車できるスペースを確保 ・トイレ、手洗い(子供が泥だらけになるので、築山付近に設ける) ・六本松、浄瑠璃姫の墓の案内板を設置 (大きく、わかりやすい物にする)
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する

(2) 管理方法

<前提>

使う人、近い人、地域の人が日々使ったら、きれいにする。(呼びかける)

整備段階で関連団体と協議し、依頼する。

想定管理場所と管理主体

管理場所	想定される管理主体	備考
○トイレ	・シルバー人材センター	・町より依頼
○落葉等日常 清掃	・中学生 ・自治会 等	・日々皆で目を配り、汚れていたら簡単で良いので 清掃をする ・ボランティア活動の単位が取れるようにする ・区の当番制にする
○花壇の植え 込み・散水・ 草取り	・さくらワーク ・花と緑の会 ・女性の会 ・子供会 ・老人会	・長い花壇なので、ブロックごとに区切って、複数 の団体で管理する ・花壇だけでなく、フェンスを利用したフラワーハ ンギングなど、異なる団体の管理により、変化の ある植栽演出が可能 ・複数の団体で順番に散水を受け持つ
○樹木の剪定	・行政	・高木は素人では危険なので、行政が造園業者に委 託

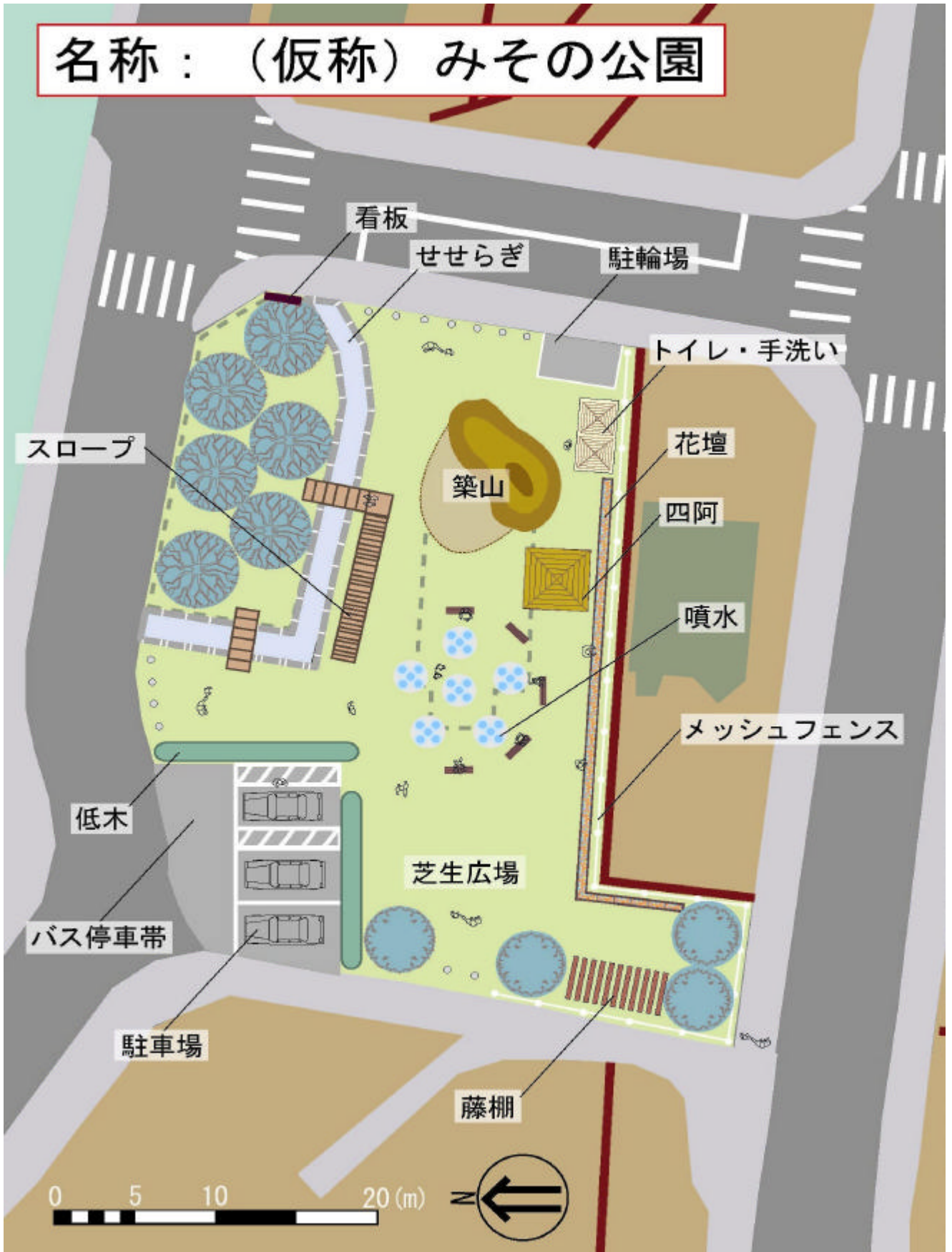
(3) PR 方法

- 新蒲原駅のホームに、駅周辺の史蹟を載せた看板を設置する
- てくてくマップに載せてPRする
- 蒲原町の広報、ホームページを活用する

ワークショップの検討風景



名称：（仮称）みその公園



3. 中部地域における重点検討地区整備構想

中部地域のワークショップ参加者によって、「地域別構想」の中から重点的に検討すべき基本目標等を次のように捉えました。

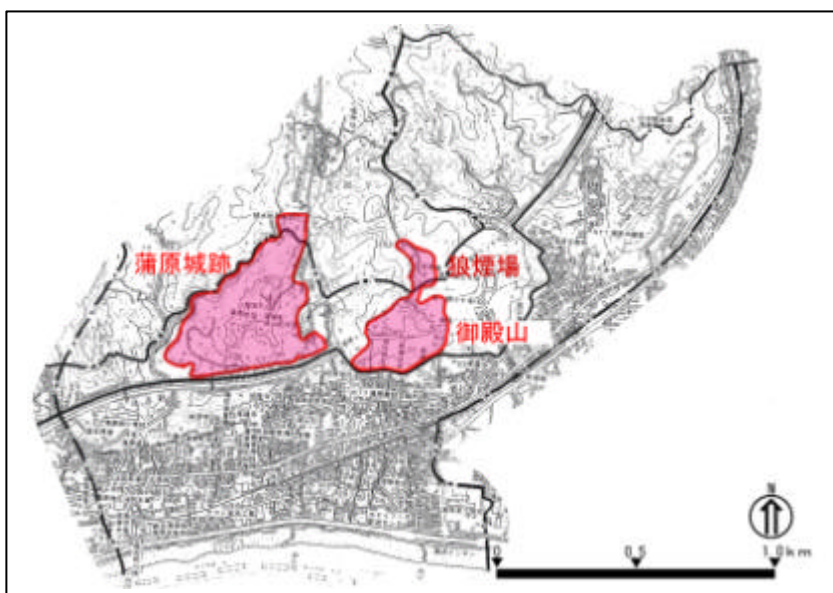
地域別構想の中から選定した基本目標等

基本目標	選定理由	選定場所	構想づくりの方向性
海・山・川の自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度に本町地区のワークショップにより、『みんなでつくる旧東海道をいかしたまち』の検討を実施 ○桜の山として、東海道と並んで知名度の高い、御殿山の植栽の充実の要望が高い ○蒲原城跡は、歴史公園として整備することが決定しており、町で整備計画を策定している ○以上の理由から、隣接する御殿山と蒲原城跡のハイキングコースの一体的整備構想を住民ワークショップで検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・御殿山及び蒲原城跡 (狼煙場を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・御殿山から蒲原城跡を回るハイキングコースを整備

1) 重点検討地区

重点検討地区は以下に示す場所です。

重点検討地区



2) 御殿山、蒲原城跡周遊ハイキングコース構想

名称：『御殿山、蒲原城跡周遊ハイキングコース』

ハイキングコースの性格

- 新蒲原駅を基点とした、わかりやすいハイキングコース
- タイプ別に分け、いろいろ楽しめるハイキングコース

(1) 具体的構想(案)

区分	内容
○基本ルート	新蒲原駅 御殿山 狼煙場 善福寺 三の曲輪 大手口 のの字トンネル 東海道 新蒲原駅
○タイプ別コース	<ul style="list-style-type: none"> ・上記ルートから善福寺を回らず、蒲原城跡入り口に至るルート ・上記ルートから 三の曲輪、大手口を通らず、本曲輪から のの字トンネルに降りるルート など、タイプ別に2時間コース、半日コース、3kmコース、5kmコース等を設定
○休憩スペースの位置、内容	<ul style="list-style-type: none"> ・狼煙場広場にベンチ、四阿(あずまや)を設置 ・狼煙場～善福寺間の小山の頂上部に茶屋、即売所、ベンチ等を設置(当面はベンチ程度とし、茶屋、即売所は季節や土・日など特定日のみ開設する) ・三の曲輪に温泉、体験農園、焼き物等の体験工房、ベンチ等を設置(蒲原城跡整備計画に合わせて進める)
○案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にルート全体と現在の位置が共通してわかるもの ・特に、「のの字トンネル」については、しっかりとした解説を入れる(70年以上前に手掘りで掘ったトンネルであることなど)

ワークショップの検討風景



4. 西部地域における重点検討地区整備構想

西部地域のワークショップ参加者によって、「地域別構想」の中から重点的に検討すべき基本目標等を次のように捉えました。

地域別構想の中から選定した基本目標等

基本目標	方針	選定場所	基本的な方向
人にも優しい道づくり	○歩車共存道路の整備	・山手線	・山手線を歩行者も安心して歩ける道路として整備する
身近な緑に親しめるまちづくり	○歴史的資産の活用 ○新設公園の整備	・山手線沿いの神社・仏閣 ・神沢川東側材木置場跡	・山手線沿いにある神社・仏閣のいわれ等の顕彰を行なうと共に、コミュニティの場として整備する ・日軽金に働きかけ、青山荘の積極的な活用を図る
多様な交流が展開されるまちづくり	○駅周辺の賑わい創出	・駅周辺	・空き地・空き店舗を商業・展示・コミュニティ空間として利用し、地域住民の手で蒲原駅周辺の賑わいを創出する

< 選定理由 >

西部地域のまちづくり将来像の「安心して住み続けられる快適な居住環境づくりと、多様な交流が展開されるまち」に対し、住民の関心が高く、住民ワークショップで検討しやすい内容を選定しました。

1) 重点検討地区

重点検討地区は以下に示す場所です。

2) ワークショップの検討項目と検討内容の範囲

(1) ワークショップ検討項目

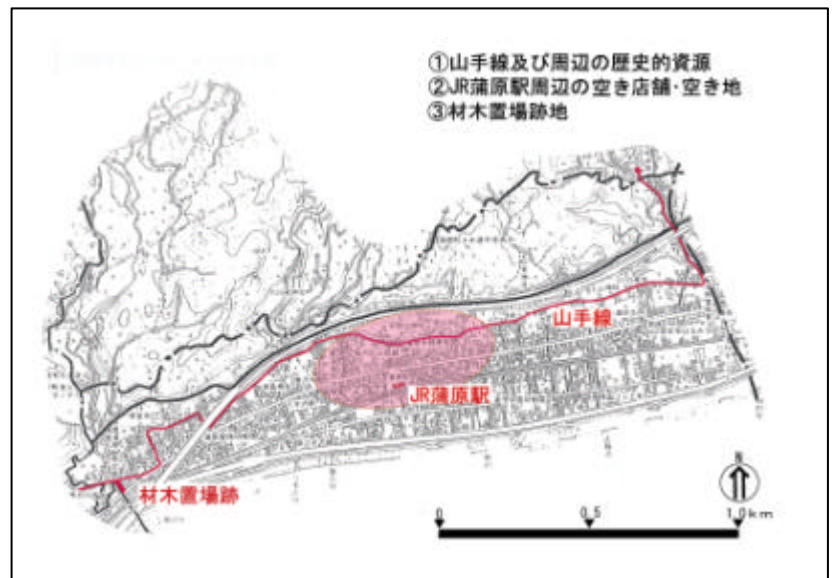
○山手線の「危険箇所の確認とその安全対策の提言」

○居住者はもとより「来訪者にも優しいルートづくり」

・山手線を主軸としたウォーキングルートマップの素案づくり

- ・山手線沿いの歴史資源の由来の掘り起こし
- ・神沢川東側の材木置き場跡地の利用検討
- ・JR 蒲原駅周辺の空き店舗・空き地の活用検討

重点検討地区



(2) 今回のワークショップの検討内容の範囲

今回のワークショップで検討した内容は、以下のとおりです。

蒲原西部 歴史ウォーキングMAP

- 山手線の危険箇所の確認と安全方策の検討
- 素材集め（写真撮影 / 歴史資源の由来の整理）
- 案内板・誘導板の設置ポイントの検討
- 神沢川東側の木材置き場跡地の利用検討
- ルート・MAP の名称の検討
- ウォーキングMAP の素案づくり
- ウォーキングMAP の原案づくり（素案の確認・修正）
- 町へ原案提示
- 町で印刷（駅・公共施設等に配備）
- 町で案内看板・誘導看板の設置

ワークショップの検討風景



今回のWS範囲



西部交流サロン

- 空き店舗・空き地の確認
- 空き店舗・空き地での活動内容の検討
- 企画書の作成
- 空き店舗・空き地の借家・借地料の交渉 / 出店や営業関係の機関・個人との交渉
- 収支計画書の作成
- 個人、企業の出資金を募る
 ← (行政に助成金の依頼)
- 会の運営規約を作る
- 借家・借地契約を結ぶ
- 店舗の改修を行う
- 営業開始

今回のWS範囲



ワークショップの検討風景



3) 検討内容

(1) 山手線の『危険箇所の安全対策』

山手線を歩行者も安心して歩ける道路とするために、最低限、以下の内容を実施する。

- 歩道が設置されていない場所は、通行帯のラインを全線にわたって引く。(特に小金地区)
- 上山神社付近に「交通注意」を促す表示を行なう。
- ルート上に適宜「ウォーカーあり、ゆっくり走ろう」の表示を付ける。(83頁参照)

(2) 『来訪者に優しいルートづくり』

来訪者も安心して山手線を歩けるよう、以下の内容を実施する。

- 案内板の設置(JR蒲原駅前や公園等)
- 誘導看板の設置(ルートが右左折する箇所に適宜)
- 公園や神社等にトイレ利用可能表示を行なう。

特に、JR蒲原駅のトイレは「駅構内を通して利用する」旨を駅舎内外に表示する。

- 東名下公園に花壇の整備を行なう。
- 空き店舗や空き地等を活用した、来訪者と地域住民との交流施設・交流広場を整備する。(83~84頁参照)

(3) 山手線周辺の歴史的資源をウォッチングして散策できる、ウォーキングマップづくり

- 山手線周辺の歴史的資源を掘り起こし、由来等を整理する。
- 案内板・誘導看板、トイレの設置場所、バス停、蒲原町特産品販売施設等を表示した、ウォーキングルートマップを作成し、JR蒲原駅や公共施設等に配備する。
- マップの名称は、神沢・堰沢・中・小金の四つの村が合併して現在の西部地域が形成されたことから、「四ヶ村ウォーキング」MAP - 蒲原町西部地域 歴史散策 - とする。

(84~87頁参照)

(4) 神沢川東側の木材置き場跡地の利用検討

- 蒲原町の西部地域は、はまかぜ公園しか実質利用できる公園がなく、公園空白地域である。
- 神沢川東側の木材置き場跡地の用地取得を前提に、公園として利用する。
- 由比町との境の旧東海道沿いで、由比本陣公園にも近いことから、ウォーカーにとって蒲原町への西玄関口と位置づけられる。
- 地域住民の憩いの場所、ウォーカーなど来訪者の休憩場所として使用する。
- 蒲原町西部地域の製塩づくりの歴史を継承していくためにも活用できるよう「塩の資料小屋」の設置を行なう。(現在、東名下公園にある塩づくり小屋の移設+程度の規模)
- 公園名称は、西部地域の新たな公園づくりに夢を託して、仮称「夢づくり公園」とする。

(88頁参照)

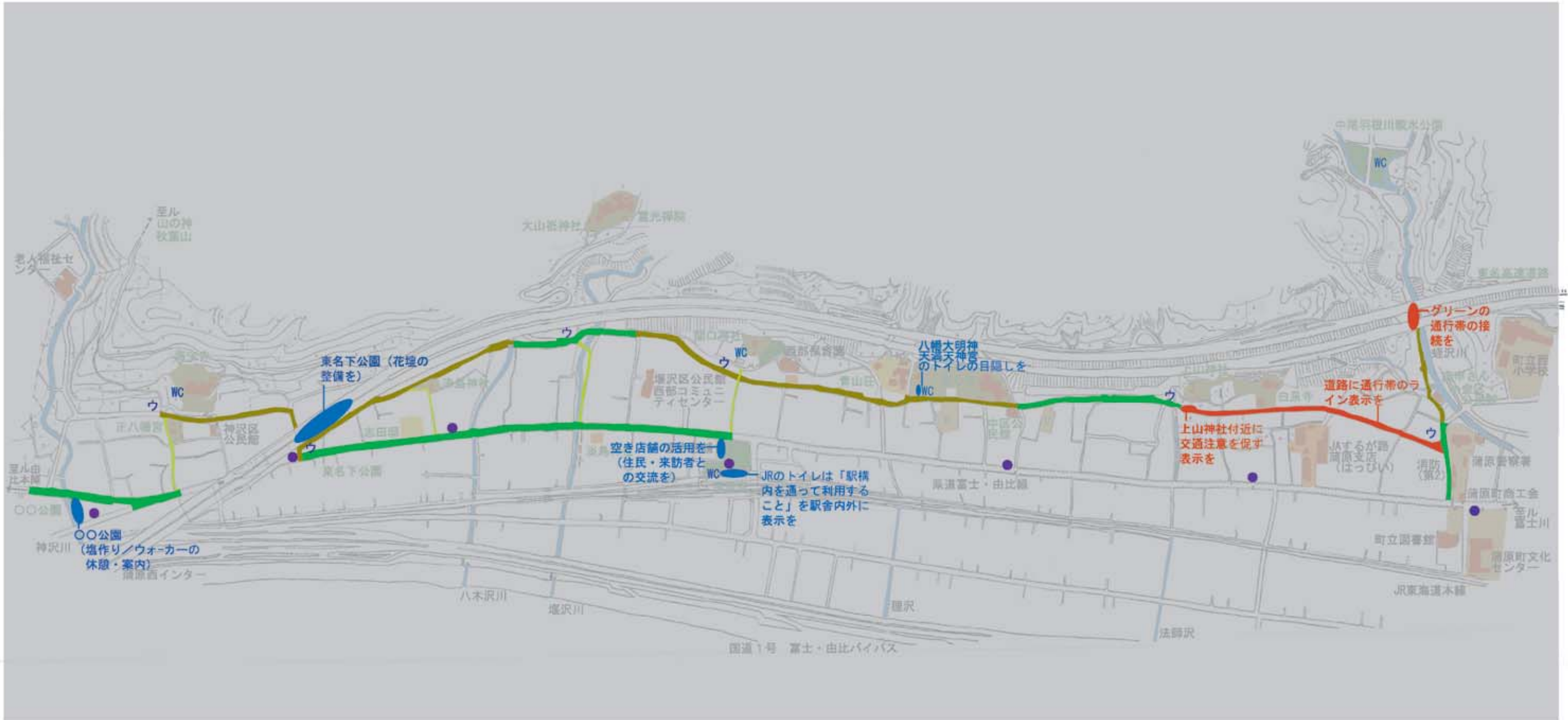
(5) JR蒲原駅周辺の空き店舗・空き地の活用検討

- 蒲原駅周辺の空き店舗・空き地を活用して、西部地域の賑わいを創出する。
- JR駅前の空き店舗等を活用して、地域住民と来訪者との交流サロンを設置する。
- 望月製材跡地を活用し「蒲原市^{いち}」を開催するなど、地域住民と来訪者との交流広場とする。
- 名称は、賑わいづくりを目的として、仮称「西部交流サロン」、「西部交流広場」とする。
- 所有者との交渉により、暫定利用や実施不可となる場合も想定されるが、この考え方を基本的に西部地域の賑わいづくりに取り組んでいく。(89~92頁参照)

山手線の『危険箇所の安全対策』と『来訪者に優しいルートづくり』

＜危険箇所の安全対策＞

- 要整備箇所
- 要整備道路部分
- 歩道が整備されている部分
- 通行帯が表示されている部分
- 路地的な部分

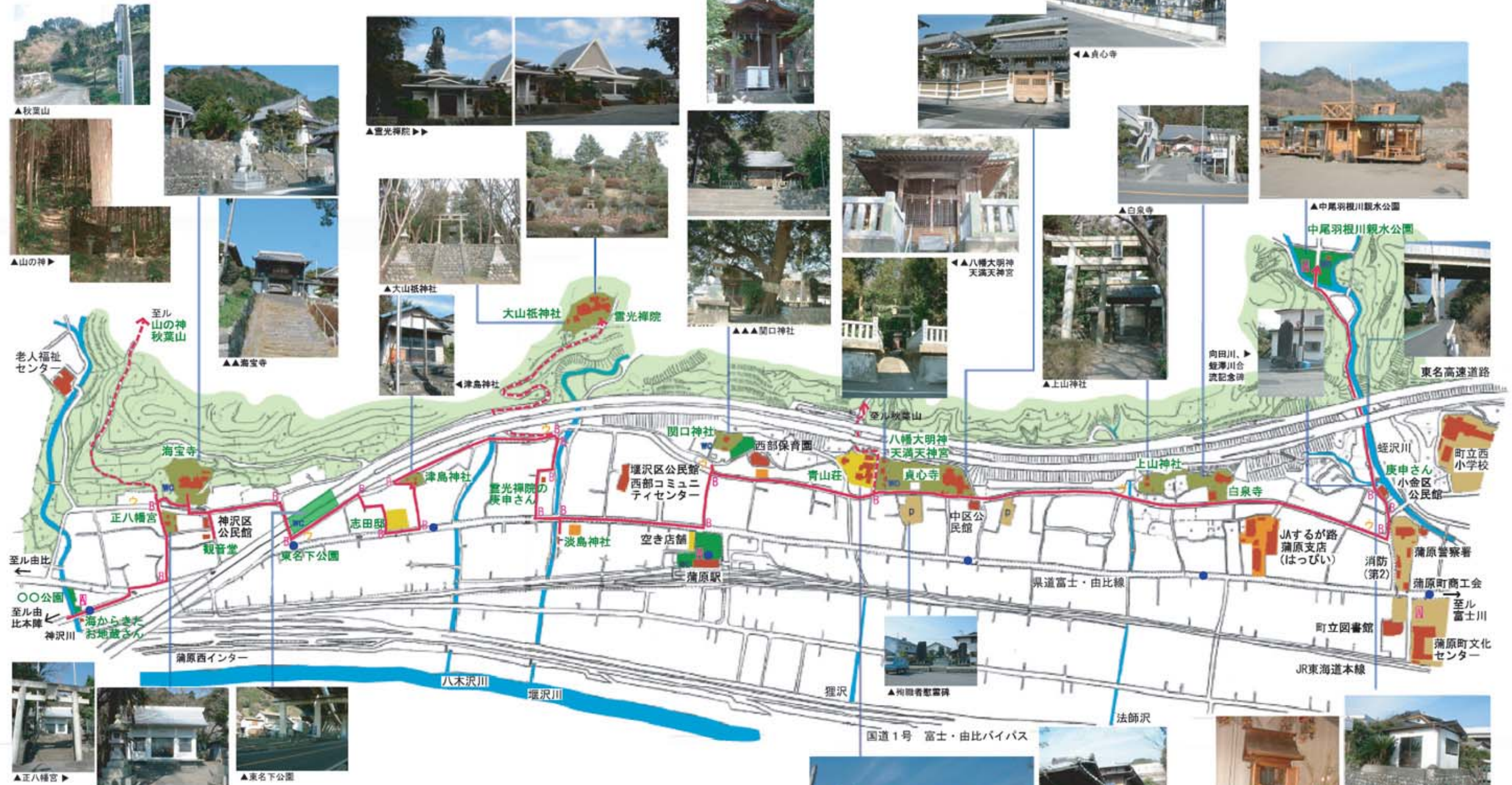


＜来訪者に優しい道づくり＞

- 要整備箇所
- A 案内板の設置 (未設置)
- B 誘導看板の設置 (未設置)
- WC 既設トイレ
- バス停
- ウ 「ウォーカーあり ゆっくり走ろう」の表示

『四ヶ村ウォーキングルート』MAP

-蒲原町西部地域 歴史散策-



- 散策ルート(メイン)
- 散策ルート(サブ)
- 公園
- 神社・仏閣等
- その他の施設
- 蒲原町特産品販売施設
- 案内看板(今後設置する予定)
- 誘導看板(今後設置する予定)
- 「ウォーカーあり、ゆっくり走ろう」の表示(今後表示する予定)
- トイレ
- バス停

※主な施設の由来や概要は裏面をご覧ください。



蒲原西 主な歴史資源の由来

神社 仏閣

【海からきたお地藏さん】:《いわれ》まだ東海道線も通っていなかった昔むかし、海岸に打ち上げられた”お地藏さん”を浜で見つけたおじいさん。大事に家にお連れしたが、おばあさんに「おまつりが大変」と断られ、やむなく海へ返した…が、またもや浜に上がっているお地藏さんを見つけたおじいさんは「よっぽどわしに縁があるんじゃ」と再度家に連れ帰り自ら祠をつくりお祭りしたという。

【正八幡宮】: 神沢区の氏神様。祭神は「品陀和気命」

【海宝寺】: 臨済宗妙心寺派。開山は天正年間、本尊釈迦如来。旅の通行手形を発行していたお寺で当時はこれがないと旅が出来なかった。徒歩での旅であった為万が一帰れなくなる事を思っ出て掛けた旅であった。当時の「おかご」を保存。室町時代には京都から公家が来山した記録がある。江戸時代に一度全焼し約 50 年間建物のない時代もあったようだ。

<文化財> 観音堂・地藏菩薩・公家来山の絵・全国往来通行札

駿河湾の眺め抜群 / 海拔 = M

【観音堂】: 昭和 12 年に作られた”つるしかざり”が、67年たった現在でもそのままの状態に飾られている。

【山の神】: 東名高速道路建設の為、昭和 42 年霊光院のすぐ西隣に移る。4 月第一日曜日桜吹雪の下でお祭りが行われる。昔は 1 月 17 日が祭日、大山? 命を祭神とする。

神奈川県の大山さんが本宮、森林を守り田畑の豊作を祈願した。

【秋葉山】: 守護神として後に火防（ひぶせ）信仰の対象となる三尺坊は、宝亀 9 年（778）に信濃下高井郡穂高町木島平の長光寺に生まれ、幼名を周国（かねくに）といった。

秋葉山は火伏せの神で 1 月 18 日が祭日、他の区より小正月が一日多かった。区を見渡せる処にあり山桜がきれいな花を咲かせる。貞心寺山頂に秋葉三尺坊大権現があり、毎年 1 月 15 日にお祭り（火渡り）が行われる。

平成 9 年 10 月再建立された。

【津島神社】(津島牛頭天王社): 「天王さん」、元禄時代に回船業をしていた荷居屋の船が津島沖で難破した時、そこに祭られていた神社よりお札を頂いてきて個人で祭ったのが初めて、以後昭和 5 年有志により区の氏神として移転したもの。

【大山祇神社】: と関連?

【霊光禅院】: 霊光院の観音様は、江戸初期作の観音像といわれ 8 月 10 日にお祭りが行われる。臨済宗妙心寺派。昭和 42 年現在の場所に移る。

住職は後藤憲亮（ケンリョウ）19 世、納骨堂屋上に聖観音菩薩立像（身の丈 5m）がある。

【関口神社】: 堰沢区の氏神様。歴史の古い神社で一千余年前の延喜 5 年（905 年頃）の創建という。1781 年に再建。祭神は「建角身命」（タテツミノミコト）。祭りは 10 月中旬。駿河記には「住吉神社」とあり、駿河志料には「住吉社」とある。住吉明神が相殿として合祀されたもの。

【青山荘】: 明治時代に宮内大臣までつとめた田中光顕伯爵の別荘。76 歳から 97 歳までの 21 年間を過ごした。現在は日本軽金属（株）の所有。

【八幡大神宮】: 中区の氏神様。祭神は「誉田別命」（ホシダワケノミコト）「品陀和気命」。毎年初詣で

大いに賑わう。菅原道真（天神様）も祭られているため、新1年生になると揃ってお祝いを受ける。フキが自生していることから地下水の流れがある。

【**天満天神宮**】：(菅原道真公)天満天神宮は境内社として別殿であったが、孝明天皇の安政元年11月4日(1854)の大地震に社殿が破壊した為、一時本殿内に安置したが以後引続き合祀し、別殿を廃止し現在に至る。

【**貞心寺**】：宗派は曹洞宗。住職は坂本泰俊27世、本尊は釈迦牟尼仏。鎮守、秋葉三尺坊大権現。昭和44年(1969)に鐘楼堂・山門を建立。昭和50年(1975)子育て地蔵尊建立以来参拝者が多い。また梅花観音は七九番札所に指定され県内外より多くの参拝者が訪れる。境内には水子地蔵をはじめたくさんのお地蔵さんが祭られ、毎年8月24日地蔵盆会が行われる。

【**上山神社(うへのやま)**】：小金の氏神様。創建が天和3年(1683年)5月と記録されている。祭神は「淤母陀琉神」(オモダルノ神)「阿夜詞志古泥神」(アヤカシコネノ神)。

<末社> 大山祇神社 ? (山之上神社)

【**白泉寺**】：宗派は曹洞宗(旧貞心寺末)。住職は野田義綱2世。

【**庚申さん**】：(小金区)物が紛失すると地蔵さんを荒縄で縛って物が出てくるように願をかけ、運よく物が見つかると荒縄を解いてやり、地蔵さんへお礼の赤飯やお餅を供えたもの。地蔵さんは諏訪神社境内にあり戦後まではこの風習が残っていた。

帝釈天を祭り現在はご近所の老人憩いの場となっている。



穴 場?

古井戸 近所の人達の生活用水として使用してきた井戸で100年以上たっている。屋根があり耳を澄ませば滑車の音が聞こえるよう。

防空壕 関口神社の裏にあり、町に残る戦争のあとが当時そのままのかたちで残っている。

志田邸庭(明治の洋館のある家) 神沢を昔から治めてきた志田家の新屋(家)で、明治・大正時代蒲原町長を務めた志田徳治さん宅。洋館は当時のままで、外見は洋風だが屋内は和風でお庭も素敵。

格子のある県道の家並び 東海道宿場町の面影を残す。家の中から格子戸越しに外を通る人達を見るのも又格別の趣があるとのこと。

浪除土手(ナミヨケドテ) 昔、松ノ木が植えられていた堤で、寛政12年(江戸時代)の神沢村絵図に浪除堤とされる。

小金沢の大岩 :この大岩には黄金の花が咲くと言い伝えられ、東大寺の大仏鑄造にこの砂金を献上したといわれる。

天平19年(747)に、聖武天皇が東大寺に大仏をつくる命令を出したので、この金は大仏のめっきに使われたと思われる。

『続日本紀』には「金を出した郡はその年の田租(租税)を免除され、たくさんの褒美をいただいた」とあり、1年間の租税を免除された郡民の喜びは、想像を絶するものがあつたと思われます。「金」がとれたところは、蒲原町小金であるとされ、古くから小金沢にある大岩または夫婦岩であると伝えています。

(ふるさと蒲原の歴史)蒲原町教育委員会発行

仮称「夢づくり公園」(神沢川東側 材木置き場跡地)の利用検討結果

公園の性格

地域住民の憩いの場
 ウォーカーなど来訪者の休憩
 の場
 ウォーカーにとって蒲原町
 西部地域の西玄関
 塩の資料小屋の設置など特徴
 のある公園づくり

基本的な施設

- トイレ
- 水飲み
- ベンチ
- 照明

植栽

- 花壇
- 樹木(木陰)
- 芝生

その他の施設

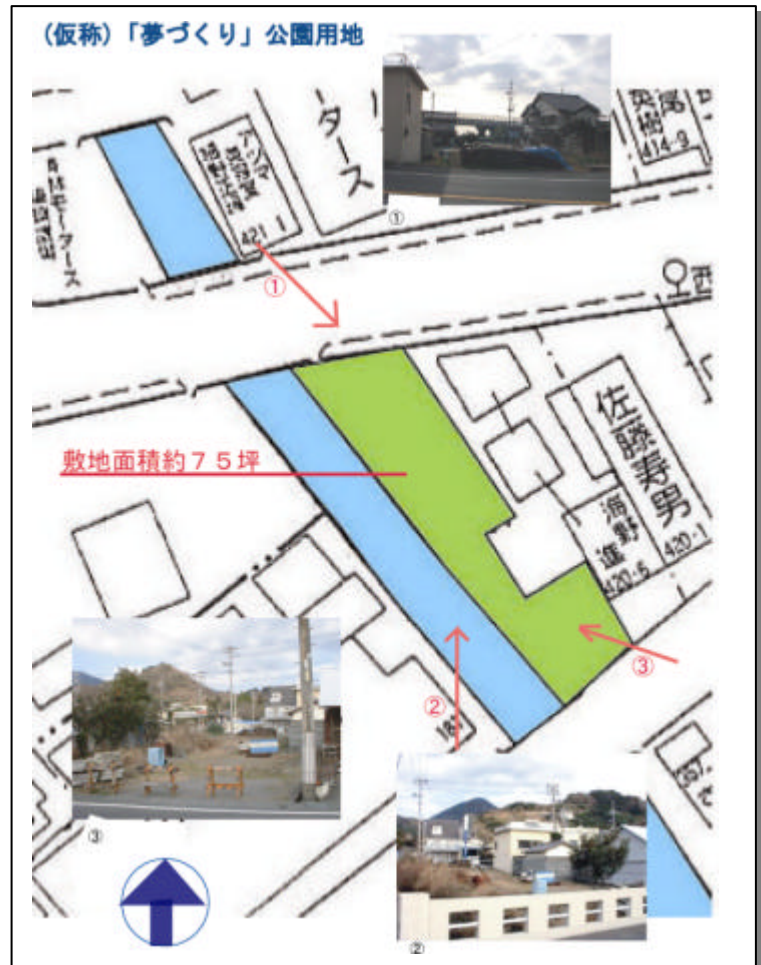
- 塩の資料小屋…………… 5～6坪程度の建物(簡易なものでよい)
 今川時代から神沢地区に伝わる塩に関する資料の展示
 (塩釜、かまど及び付属品など)
- 四阿(あずまや)
- 安全柵

管理

○塩の資料小屋を作ってもらえれば、「神沢塩づくりの会」で、この公園の管理も行う。

注意すべき内容

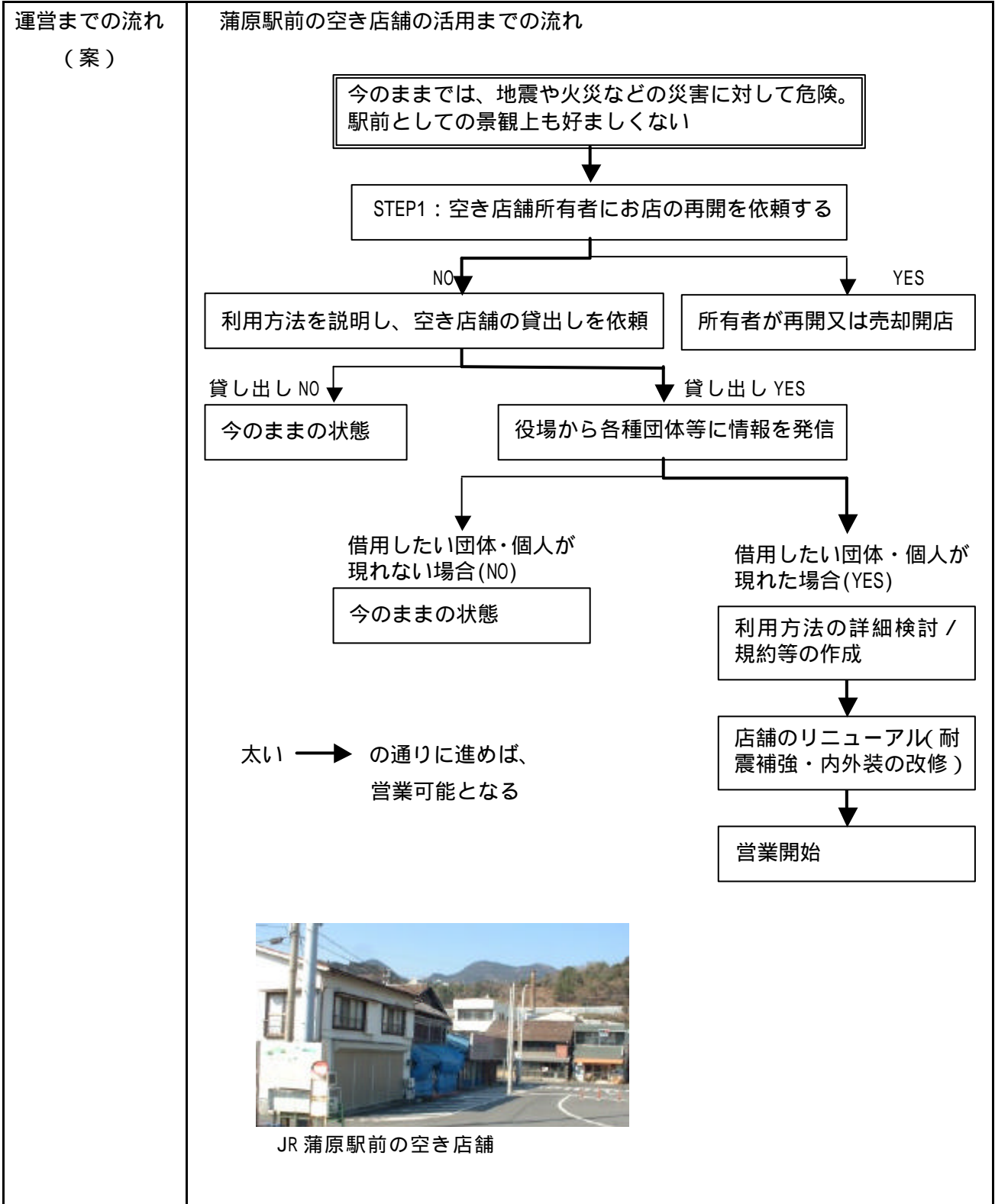
- 風が強い
- 河川敷の利用にあたっては、関係機関との協議が必要
- 用地の取得が先決

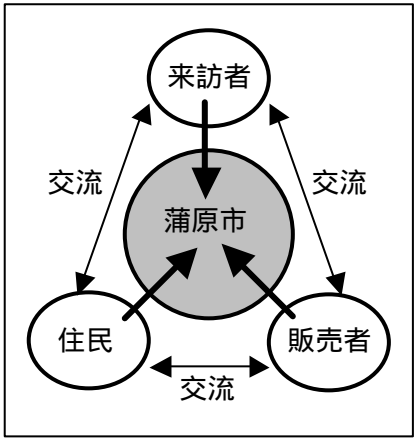


『西部交流創出支援事業（案）』

事業内容	空き店舗対策事業
所在地	JR 蒲原駅前
商店会名	名称なし（近隣型商店会）
事業展開テーマ	<p>テーマ：『西部交流サロン』・・・生活ほっとステーション - 西部交流創出支援事業 -</p> <p>蒲原町西部地域に住み続けるために、また、蒲原町に訪れる人々のために、本拠点施設と JR 蒲原駅周辺の生活支援施設との連携と紹介。</p> <p>蒲原駅周辺を商業の場と共に、暮らしの情報提供・生活支援の場、語らいの場・癒しの場と位置づける。 【住民と商店（会）との一体感】 また、地域の産業（商工業・農林水産業・観光等）の情報発信・販売拠点とする。</p> <p>蒲原駅周辺の買い物やウォーキングの際に、ここに立ち寄り一息入れる。 暖かなもてなしに「ほっと」する。</p>
基本スタンス	・初年度は、赤字覚悟で、あらゆる可能性を探る実験的事業段階として捉える。
事業計画案	<p>初年度は定期朝市及び地場産品 B 級品販売をはじめめる。</p> <p>2 年度は初年度の活動に加え、店内壁面をフリースペースとし、幅約 <input type="text"/> cm × 奥行約 <input type="text"/> cm のスペースを 1 ヶ月単位でレンタルして、出店者に各々自由に活用してもらおう。（スペースによっては、2 箇所に店舗を分ける）</p> <p>展示品の販売は委託により店員が行い、売上の一部を手数料として戴く。</p> <ul style="list-style-type: none"> < 一般住民 > ... 「手作り品展示ギャラリー」的な活用 < 地元企業 > ... 「ミニショールーム」的な活用 < 商店 > ... 「パイロットショップ」的な活用 <p>商品や展示物を頻繁に入れ替えることによって、常に情報鮮度が保たれ、お客の来店頻度を高めることが期待される。</p> <p>店内の一部を休憩・飲食コーナーとし、来街者がホッと、一息つけるスペースを確保する。低廉な価格でセルフサービスにより、健康茶などを提供する。</p> <p>月 1 回程度、住民が講師となって小規模なカルチャースクール（農業セミナー・</p>

<p>事業計画案</p>	<p>塩作り・桜えびの不思議・お茶の美味しい入れ方・クッキー作り・蒲原の歴史・健康教室等々)を開催し、身近な地域文化に触れる。</p> <p>町内の観光案内、地域の祭りや商店(会)のイベント情報、さらに行政と連携して、まちづくりに関する様々な情報を発信する。</p> <p>蒲原西部「四ヶ村ウォーキングルート」MAPの作成、配布も行う。</p> <p>その他、来街者に対し、トイレ貸します、傘貸します、手荷物預かります等の無料サービスを実施する。</p> <p>ここを拠点に、以下の「参考」に示す施設等を、蒲原駅周辺に誘致する。</p>
<p><参 考></p>	<p>【高齢者にも優しい蒲原駅周辺の立地施設】 <input type="checkbox"/> : 特に当地域に望まれるもの</p> <p>衣…洋服店、クリーニング店、床屋・美容院</p> <p>食…レストラン・食堂、喫茶店(日本茶喫茶)、酒店、スーパー</p> <p>住…不動産屋、設計事務所、工務店、(福祉住環境相談)</p> <p>健…公園、スポーツ施設、スポーツショップ、鍼灸・指圧、湯(足湯)</p> <p>医…病院、医院・歯科医院、福祉関連施設(デイサービスセンター)、調剤薬局(漢方)、介護予防施設</p> <p>文…文化センター(催物企画)、(店の間ギャラリー)、生涯学習</p> <p>娯…囲碁・将棋、カラオケ、パチンコ、ゲートボール、園芸、教室</p> <p>足…駐車場、駐輪場、貸し電動スクーター、買い物お助けマン、循環コミュニティバス</p> <p>相…税務相談、介護相談、(福祉)住環境相談、その他悩み相談</p> <p>他…植栽及び植栽管理</p>
<p>期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店(会)に消費者との新しい交流接点ができる。 ・商店(会)の集客施設として、賑わい創出が期待できる。 ・駅周辺地区に回遊ポイントが加わる。 ・住民の作品発表の場(住民ギャラリー)となる。 ・高齢者をはじめ、来訪者が憩えるコミュニティの場ができる。 ・蒲原町の情報発信ができる。 ・蒲原町の特産品(物)のPRができる。 ・企業にとってもアンテナショップとしての利用価値がある。 ・空き店舗対策に貢献できる。



事業内容	空き地活用対策事業
所在地	望月製材跡地
事業展開テーマ	<p>テーマ：西部交流広場』・・・蒲原市の開催 - 西部交流創出支援事業 -</p> <p>西部交流サロンの空き地編 蒲原町西部地域の暮らしを楽しむために、また蒲原町に訪れる人々との交流のために、望月製材跡地を活用して、「蒲原^{いち}市」を開催する。</p> <p>【住民と来訪者と販売者の交流】</p> <p>地域の産物（野菜・果物、水産物）等をリーズナブルな価格（安価）で販売する。</p> <p>蒲原駅周辺の買い物やウォーキングの際に、ここに立ち寄り一息入れる。</p> 
基本スタンス	・ハードな施設造りは行なわず、テント張りで販売する。
事業計画案	<p>最初は西部地域の住民に呼びかけ、月に1回程度、実験的に販売して状況を見る。（各所に設置されている無人販売を集合したようなもの） 蒲原西部「四ヶ村ウォーキングルート」MAPも配布する。 順調なら曜日や日にちを固定して、定期的に行う。 西部地域以外の町民にも呼びかけ、朝市や昼市の他に、ナイトバザールなども年数回実施する。 「蒲原市」の他、中尾羽根川親水公園等でのイベント開催など、町外の人も対象にした「山手線ウォーキング祭り」を開催する。 その際には、青山荘なども有料で一部開放してもらえるように、日軽金に働きかける。</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・来訪者・販売者の新しい交流接点ができる。 ・来訪者の立ち寄りポイントとして、賑わい創出が期待できる。 ・駅周辺地区に回遊ポイントが加わる。 ・住民や来訪者が楽しめるコミュニティの場ができる。 ・蒲原町の特産品（物）のPRができる。 ・空き地活用に貢献できる。

まちづくりは、地域に住み働く人々が、地域を単なる空間としてではなく、自らの生活の場であるという意識と自覚に基づき、「住み」「働き」「憩う」空間として、安全性や快適性の向上を目標に進めていくことが大切です。

それには市民と行政さらには地域の事業者によるパートナーシップの基に、相互に協力しながら、まちづくりを円滑に進めていく必要があります。

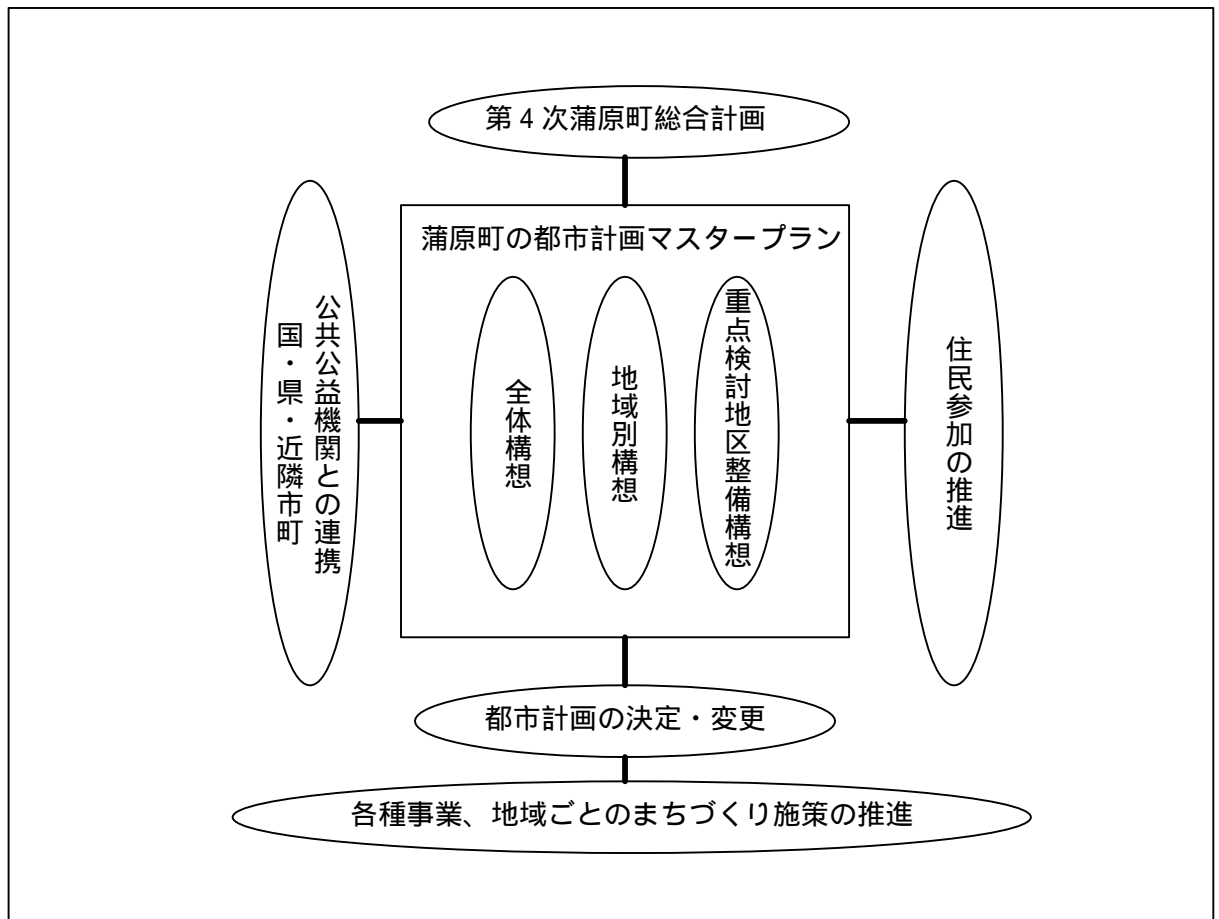
1. まちづくりの基本的な進め方

1) 都市計画マスタープランから具体的なまちづくりへ

多くの住民の参加と協力により、取りまとめられた「蒲原町都市計画マスタープラン」は、これからの当町の都市計画の基本的な考え方を示すものです。

今後、この都市計画マスタープランを基に各種の事業やまちづくりを進めていくためには、様々な都市計画の決定や変更、制度やルールづくりなどの取組みが必要となります。

まちづくりの基本的な進め方



2) 都市計画の決定、変更と地区計画制度

都市計画マスタープランのうち、新たな幹線道路や土地利用については、現在の都市計画に加えて新たな計画決定や変更を行なう必要があります。

また、地区の環境を保全したり、改善する必要がある場合は、地域住民の参加や協議により、地区計画を定めていくことが必要となります。

都市計画の決定や変更、地区計画制度の導入などについては、計画の熟度や事業の可能性などを判断しながら、適切な時期に実施していくものとします。

3) パートナーシップによるまちづくり

都市計画マスタープランに基づき、まちづくりや各種の事業を進めていく上で特に重要なことは、住民の理解と協力に加え、まちを良くしていこうという住民や事業者等の自主的な活動とこれに対する行政の支援や努力など、住民と事業者と行政のパートナーシップによるまちづくりです。

住民は、周辺的环境に配慮した住まいづくりなど、自らできることからまちづくりをはじめると共に、自分達の身近なまちを見直し、より住み良いまちにしていくために、地域の人々と共に考え、実行する必要があります。

また、町は、こうした住民主体のまちづくりに対して課題の提起、各種支援策の充実や公共施設の整備を推進していきます。

4) 効率的、総合的なまちづくり

経済状況の変化によって今後の財政事情は厳しくなることも想定されることから、都市計画マスタープランの内容を実現していくためには、住民の協力と共に、整備の優先順位の設定や財源等との調整による、より効率的なまちづくりを進める必要があります。

また、土地区画整理事業や道路、公園等の基幹的な整備を推進すると共に、景観等の誘導的なまちづくりの組み合わせを検討し、総合的なまちづくりを進めます。

2. 住民参加のまちづくり

1) 都市計画マスタープランから具体的なまちづくりへ

住民のまちづくりに対する気運を波及させていくためには、様々なメディアを活用し、まちづくりに関する情報システムの確立を図ると共に、まちづくりに関連したフォーラム、シンポジウム、コンクール等の開催やまちづくり表彰制度等を通して、町民だけではなく当町で働き集う人々をも対象とした啓発活動を展開していきます。

また、公園や広場づくり、緑化活動、みちづくり等身近な生活空間づくりから住民参加を展開し、まちづくりをより親しみやすいものにしていきます。

2) 住民や事業者への支援

住民や事業者がまちづくりを自主的に進めるためには、行政による支援体制の強化を図る必要があり、まちづくりの相談機能の充実や自主的なまちづくり活動を支援するための団体助成や専門家派遣制度などを実施します。

3) まちづくりのルールづくり

まちづくりには住民参加が必須条件であることから、活動のよりどころとなる参加の方法や形態など、法的な位置づけを明確にしたルール等を定め、地区計画制度等による地域レベルあるいは地区レベルの特性を活かした、きめ細かい計画を検討します。

4) まちづくりリーダーとなる人づくりへの支援

まちづくりは、そのまちに住み、働き、集う人々が自主的に行なうべきものですが、多様な価値観を持った個人が、お互いの価値観を認め合いながらまちづくりに力を合わせていくためには、大きな労力と時間を要します。

こうしたまちづくりを進めていく上で、地域のリーダーとなって、まちづくりを推進する人の存在が、大きな力となる場合が多く見受けられます。

町は、地域の中で人材を発掘し、地域のリーダーとして活躍するための情報や場の提供など、様々な場面で人づくりへの支援を積極的に行なっていきます。

3. まちづくりの推進体制の充実

1) まちづくり支援策の充実

地域住民を主体とし、地元の活力を活かす誘導型のまちづくり事業を推進するためには、それぞれの地域、条件に適した様々な事業手法やまちづくりの支援メニューが必要です。

まちづくり支援に関する条例・要綱等

まちづくり支援策の例	支援、助成の概要
蒲原町土地利用対策委員会設置	町内の土地利用の調整について審議を行なう土地利用対策委員会の設置
蒲原町・新蒲原駅周辺開発計画協議会設置	新蒲原駅周辺の総合的な開発計画の策定の協議を行なう協議会の設置
蒲原町建築協定条例	住宅地又は商店街の環境、利便を高度に維持推進
蒲原町生け垣づくり補助交付	花と緑のまちづくりを推進するため、生け垣づくりをする者に対する補助金の交付
蒲原町文化財保護条例	文化財の保存及び活用のための必要な措置
蒲原町まちなみデザイン推進事業費補助金交付	まちなみデザイン推進事業を実施する協議会組織に対する補助金の交付

1. 都市計画マスタープラン策定の経緯

平成 13 年度…まちづくり講演会 / 都市計画マスタープランについての庁内学習会

平成 14 年度…町の現況整理 / 都市計画マスタープラン策定の準備作業 / 町民アンケート調査の実施 / 田園居住区（本町区）整備基本計画策定

平成 15 年度…地域別検討会の開催 / 蒲原町まちづくり関連団体ヒアリングの実施 / 地域別構想策定 / 重点整備構想策定

平成 16 年度…全体構想準備会の開催 / 全体構想策定

<まちづくり講座>

回	年月日	講演会 / 講座	議 題
1	平成 14 年 1 月 27 日	講演会	「20 年後から、蒲原のまちの“読み方”を学ぼう！」 ～これからも変わらないまちの宝ものを考える～ 講師：陣内秀信（法政大学工学部建築学科教授）
2	3 月 2 日	講演会	「まちの魅力を受け継いでいくために、一人ひとりができること！」 ～神奈川県真鶴町の事例に学ぶ～ 講師：野口和雄（野口都市研究所代表）
3		講座	「20 年後も蒲原に暮らし続けたい！」 ～みんなで懇談形式の意見交換をしましょう～
4	3 月 30 日	講演会	「もしも、マンションが建ったら、どんな蒲原になるんだろう？」 ～20 年後から、蒲原の暮らしとイメージを考える～ 講師：北原理雄（千葉大学工学部教授）
5		講演会	「もしも、4 人に 1 人がお年寄りになったら、どんな蒲原になるんだろう？」 ～20 年後から、蒲原の暮らしと福祉を考える～ 講師：小川裕子（静岡大学教育学部助教授）
6	4 月 20 日	講演会	「もしも、ゴミを処理できなくなったら、どんな蒲原になるんだろう？」 ～20 年後から、蒲原の環境を考える～ 講師：磯野弥生（東京経済大学現代法学部教授）
7		講演会	「もしも、学校が週休 3 日になったら、どんな蒲原になるんだろう？」 ～20 年後から、子育てと地域学習を考える～ 講師：仰木ひろみ・森まゆみ・山崎範子 （谷根千工房「地域雑誌『谷中・根津・千駄木』」）

< 策定委員会 >

回	年月日	議 題
1	平成 15 年 8 月 7 日	蒲原町都市計画マスタープランについて / スケジュールについて
2	平成 16 年 9 月 24 日	○都市計画マスタープラン策定の進捗状況について / ○今後の作業スケジュールについて / ○都市計画マスタープランの素案について
3		

< 庁内検討スタッフ会議 >

回	年月日	議 題
1	平成 14 年 10 月 17 日	都市計画マスタープラン策定体制 / 都市計画・都市計画マスタープランについて / 町の都市計画の現状について / 各課の事業と都市計画マスタープランの関連性について
2	11 月 6 日	上位計画との関連について / 町の施策 / 町の課題 / ヒアリングを実施する蒲原町まちづくり関係団体の選定・内容について
3	11 月 29 日	町の問題点・課題 / 町民アンケート内容の検討
4	12 月 19 日	町民アンケート内容の検討 / 田園居住区基本計画策定地区の検討
5	平成 15 年 2 月 4 日	田園居住区のワークショップについて / 蒲原町まちづくり関係団体のヒアリングについて
6	3 月 19 日	田園居住区基本計画内容について
7	7 月 7 日	作業スケジュール(案) / 地域別検討会・重点地区検討会について / 今後の検討課題 / 蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて
8	7 月 22 日	策定委員会について / 地域別検討会について
9	8 月 4 日	策定委員会について / 地域別検討会について
10	8 月 18 日	策定委員会の報告 / 地域別検討会について
11	9 月 1 日	地域別検討会(東部・中部)の報告 / 地域別検討会について
12	9 月 22 日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 地域別検討会(第 1 回西部地域 WS、第 2 回東部地域 WS)の報告
13	10 月 7 日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 地域別検討会(第 2 回中部地域 WS)の報告 / 重点検討地区検討会について
14	10 月 21 日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 地域別検討会の報告 / 重点検討地区検討会について
15	11 月 5 日	第 4 回地域別検討会の事前確認
16	11 月 17 日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 重点検討地区検討会について / 第 5 回地域別検討会(発表会)について
17	12 月 1 日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 重点検討地区検討会について / 第 5 回地域別検討会(発表会)について / 発表会リハーサル(スタッフ会議終了後)

18	平成 16 年 1 月 19 日	○蒲原町まちづくり関係団体ヒアリングについて / ○重点検討地区検討会について
19	2 月 2 日	○蒲原町まちづくり関係団体ヒアリングについて / ○第 1 回地域別重点検討地区検討会について
20	2 月 16 日	○第 2 回地域別重点検討地区検討会について
21	3 月 1 日	○次回スタッフ会議とコアスタッフ会議について / ○第 3 回地域別重点検討地区検討会について
22	5 月 18 日 (コアスタッフ会議 と合同開催)	○コアスタッフ・庁内スタッフメンバーについて ○今後のスケジュール(案)について ○まちづくり関連団体ヒアリング結果について ○地域別構想(案)及び重点検討地区整備構想(案)について
23	6 月 10 日 (コアスタッフ会議 と合同開催)	○地域別構想(案)及び重点検討地区整備構想(案)について ○全体構想(案)について
24	6 月 29 日 (コアスタッフ会議 と合同開催)	○まちづくり関連団体ヒアリング結果追加分について ○全体構想(案)について
25	9 月 6 日 (コアスタッフ会議 と合同開催)	○これからの作業スケジュールの見直しについて ○全体構想(案)及び地域別構想(案)について ○記載事項に係る関係機関との調整について
26	11 月 25 日 (コアスタッフ会議 と合同開催)	○都市計画マスタープランにおける土地利用方針と用途地域指定について

<コアスタッフ会議>

回	年月日	議 題
1	平成 14 年 5 月 17 日	平成 13 年度の総括と 14 年度の進め方に付いて
2	8 月 30 日	都市計画マスタープラン策定体制 / 作業スケジュール
3	9 月 12 日	都市計画制度 / 蒲原町の都市計画の現状 / 都市計画マスタープランとは
4	10 月 28 日	第 1 回庁内検討スタッフ会議の検証 / 庵原広域都市計画の概要 / 町の施策 / 市町村合併の動向 / 蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリング及び町民アンケートについて
5	11 月 21 日	第 2 回庁内検討スタッフ会議の検証 / 蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリング及び町民アンケートについて
6	平成 15 年 1 月 22 日	田園居住区基本計画策定地区の選定 他
7	2 月 11 日	第 1 回田園居住区(本町区)ワークショップ実施結果について
8	7 月 1 日	地域別検討会・重点地区検討会のファシリテーターについて / 蒲原町

		まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 作業スケジュール(案) / 今後の検討内容 / 町民アンケート結果報告
9	7月7日	作業スケジュール(案) / 地域別検討会・重点地区検討会について / 今後の検討課題 / 蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて
10	7月22日	策定委員会について / 地域別検討会について
11	8月4日	策定委員会について / 地域別検討会について
12	8月18日	策定委員会の報告 / 地域別検討会について
13	9月1日	地域別検討会(東部・中部)の報告 / 地域別検討会について
14	9月22日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 地域別検討会(第1回西部地域WS、第2回東部地域WS)の報告
15	10月7日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 地域別検討会(第2回中部地域WS)の報告 / 重点検討地区検討会について
16	10月21日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 地域別検討会の報告 / 重点検討地区検討会について
17	11月17日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 重点検討地区検討会について / 第5回地域別検討会(発表会)について
18	12月1日	蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリングについて / 重点検討地区検討会について / 第5回地域別検討会(発表会)について / 発表会リハーサル(スタッフ会議終了後)
19	平成16年1月19日	○蒲原町まちづくり関係団体ヒアリングについて / ○重点検討地区検討会について
20	2月2日	○蒲原町まちづくり関係団体ヒアリングについて / ○第1回地域別重点検討地区検討会について
	1月~2月	○蒲原町まちづくり関係団体へのヒアリング実施

< 全体構想連絡会 >

回	年月日	議 題
1	平成16年10月16日 10月15日	○都市計画マスタープランの素案について

< 地域別検討会 >

	回	年月日	議 題
東部地域			
地域別 検討会	1	平成15年8月21日	地域のゾーン分け / ウォッチング場所の検討
	2	9月7日	タウンウォッチングの実施 / 点検マップの作成
	3	10月17日	まちづくり目標の検討 / ○まちづくり方針の柱出し
	4	11月14日	具体的な事業内容の整理

	5	12月7日	ワークショップ成果発表会
重点検討地区検討会	1	平成16年2月9日	○地域別検討結果の確認 / ○テーマの決定 / ○御園交番跡地の具体的計画案とコンセプトの検討
	2	2月25日	○前回WSの確認と事務局側で難しいと思われる条件の選定について / ○具体的計画案の検討 / ○公園の名称について
	3	3月8日	○公園管理の方法について
中部地域			
地域別検討会	1	平成15年8月29日	地区の良いところ・悪いところの拾い出し
	2	9月28日	タウンウォッチングの実施 / 点検マップの作成
	3	10月14日	まちづくり目標の検討 / ○まちづくり方針の柱出し
	4	11月11日	具体的な事業内容の整理
	5	12月7日	ワークショップ成果発表会
重点検討地区検討会	1	平成16年2月5日	○ワークショップ関係趣旨 / ○スケジュール / ○対象地区及びテーマの検討 / ○テーマに沿ったアイデア出し
	2	2月22日	○「蒲原城址整備計画」の説明 / ○検討箇所、テーマの検討 / ○現地視察 / ○現地確認のまとめ
	3	3月1日	○タイプ別ルート設定の検討 / ○休憩スペース位置、内容の検討 / ○案内板の位置、内容の検討 / ○全体のとりまとめの確認
西部地域			
地域別検討会	1	平成15年9月12日	地域のゾーン分け / ウォッチング場所の検討
	2	10月11日	タウンウォッチングの実施 / 点検マップの作成
	3	10月27日	まちづくり目標の検討 / ○まちづくり方針の柱出し
	4	11月10日	具体的な事業内容の整理
	5	12月7日	ワークショップ成果発表会
重点検討地区検討会	1	平成16年2月3日	○地域別検討会の結果確認 / ○今回のWSスケジュール及び今日のWSの進め方について / ○基本テーマの設定と重点検討地区の選定
	2	2月24日	○前回WSの結果確認 / ○歴史施設等の由来について / ○散策ルート及び案内板・誘導看板の設置場所の検討 / ○マップの名称検討 / ○神沢川東側公園想定用地の利用検討
	3	3月14日	○ウォーキングMAP素案の確認 / ○ルート上を散策 / ○空き店舗・空き屋での活動内容の検討

< 田園居住区（本町区）ワークショップ >

回	年月日	議 題
1	平成 15 年 2 月 11 日	「地区の現況を知ろう」/ まちづくりワークショップの目的について / まちなみウォッチング / 地区点検地図の作成
2	2 月 21 日	「地区の“あるべき姿”について考えよう！」 / 地区の将来目標・方向性について
3	2 月 28 日	「具体的にこうしたい！」 / 提案図の作成

2. 計画策定に係る各組織メンバー

<全体構想連絡会>

(敬称略)

No	地域	氏名	地区	No	地域	氏名	地区	No	地域	氏名	地区
1	東部	佐藤紀雄	新栄	8	中部	池田柳太郎	柵	15	西部	久保田千恵	神沢
2	東部	林房子	新栄	9	中部	柳下強二	柵	16	西部	片瀬知子	神沢
3	東部	大沼正伸	新栄	10	中部	常盤久	新諏訪	17	西部	影山富一	小金
4	東部	柴切仁司	日の出	11	中部	土谷宣志	新諏訪	18	西部	遠藤訓子	堰沢
5	東部	山本政司	日の出	12	中部	宇佐美泰治	善福寺	19	西部	浦部求	堰沢
6	東部	戸塚みず糸	日の出	13	中部	佐藤志郎	西町	20	西部	鷺巢裕子	堰沢
7	東部	山本幸之助	日の出	14	中部	古牧哲	本町	21	西部	田辺洋二	中
								22	西部	若山登	中

<地域別検討会>

(敬称略)

No	地域	氏名	地区	No	地域	氏名	地区	No	地域	氏名	地区
1	東部	青木義治	新栄	1	中部	池田柳太郎	柵	1	西部	久保田千恵	神沢
2	東部	大沼正伸	新栄	2	中部	柳下強二	柵	2	西部	片瀬知子	神沢
3	東部	佐藤紀雄	新栄	3	中部	土谷宣志	新諏訪	3	西部	雄山学人	神沢
4	東部	西尾昇	新栄	4	中部	朝原秀之	新諏訪	4	西部	杉浦英昭	小金
5	東部	西尾太一	新栄	5	中部	常盤久	新諏訪	5	西部	影山富一	小金
6	東部	林房子	新栄	6	中部	吉川佳吾	新田	6	西部	片瀬正通	小金
7	東部	望月司	東町	7	中部	今野靖也	新田	7	西部	志田加代子	小金
8	東部	柴切仁司	日の出	8	中部	山崎知範	新田	8	西部	石川愛治	堰沢
9	東部	戸塚みず糸	日の出	9	中部	鈴木和幸	新田	9	西部	遠藤訓子	堰沢
10	東部	山本政司	日の出	10	中部	宇佐美泰治	善福寺	10	西部	浦部求	堰沢
11	東部	山本幸之助	日の出	11	中部	大石勝通	高浜	11	西部	小林力	堰沢
12	東部	村上敏英	富士見町	12	中部	若月金廣	高浜	12	西部	鷺巢裕子	堰沢
				13	中部	長谷川進	天王町	13	西部	石野允道	堰沢
				14	中部	小林英樹	天王町	14	西部	大村光孝	堰沢
				15	中部	佐藤志郎	西町	15	西部	平岩宰	堰沢
				16	中部	影山繁	西町	16	西部	伊豆川修平	中
				17	中部	海老名利夫	堀川	17	西部	磯部昇	中
				18	中部	風岡武	本町	18	西部	田辺洋二	中
				19	中部	古牧哲	本町	19	西部	若山登	中
								20	西部	桜井正明	中

<田園居住区(本町区ワークショップ参加メンバー)>

(敬称略)

NO	氏名	NO	氏名	NO	氏名	NO	氏名
1	建部 憲式	7	望月 園枝	13	志田 貞治	19	五十嵐しづ子
2	海野 良一	8	杉本名帆美	14	吉田 廣	20	古川 千鶴子
3	杉本 久男	9	沼尻 幸男	15	鈴木 俊治	21	草谷 義美
4	佐野 善朗	10	中野 教子	16	古牧 哲	22	花崎 眞千子
5	土谷 仁志	11	五十嵐愛子	17	小林 秀次	23	赤堀 武雄
6	風岡 武	12	中野 圭子	18	馬野 道枝		

<蒲原町まちづくり関係団体ヒアリングメンバー>

(敬称略)

NO	団体名	出席者	NO	団体名	出席者
1	蒲原宿まちなみの会	吉田ふみ子	11	蒲原町消費者グループ	川島 亮子
2	旧五十嵐邸を考える会	吉田 純子 辻 祐子	12	庵原地区消防組合	-
3	東海道「蒲原宿」の会	山下 昭	13	蒲原郵便局	-
4	NPO 法人 庵原里山研究会	阿久津敏朗	14	住民生活課 清掃事務所	-
5	巨樹の会	久保田忠男	15		
6	里海の会	望月 勇	16		
7	せせらぎの会	坂入 慶子	17		
8	蒲原町老人クラブ連合会	鈴木 政義	18		
9	蒲原町女性の会	坂本 たか代	19		
10	盆 \$	石川 亮介	20		

<策定委員会>

氏名	職名	氏名	職名
岡部晴夫	収入役	宇佐美哲	住民生活課長
山下一宇	教育長	幾見千秋	健康福祉課長
廣瀬 陽	議会事務局長	馬野徳之	健康福祉課参事
平岩雄樹	総務課長	原 章	健康福祉課参事
山崎秀平	総務課参事	菊地信博	建設課長
佐野辰夫	総務課技監	若月芳隆	建設課技監
仲澤政裕	まちづくり課長	磯部幸好	出納室長
望月建志	まちづくり課技監	萩原 充	生涯学習課長
渡邊一雄	税務課長	草谷 均	生涯学習課参事
海野 彰	税務課参事	片岡優次	水道課長

<庁内検討スタッフ>

氏名	職名	備考	氏名	職名	備考
河西圭子	総務課主査	H13～H16	井上昌彦	税務課主査	H13～H16
宇佐美哲也	総務課主事	H13～H14	磯部 均	住民生活課課長補佐	H13～H14
佐野辰夫	財政課課長補佐	H13～H14	磯部元昭	住民生活課係長	H15～H16
若月芳隆	建設産業課課長補佐	H13～H14	長島久子	健康福祉課参事	H13
鈴木 茂	建設産業課課長補佐	H13	古屋孝典	健康福祉課主査	H16
望月建志	まちづくり課技監	H13～H16	袴田有美子	健康福祉課主事	H14～H15
杉本久男	建設産業課課長補佐	H13・H15	山崎秀平	生涯学習課課長補佐	H13～H14
土屋哲志(県より出向)	建設産業課技師	H14	長田文寿	生涯学習課係長	H15
細野 剛	建設課主査	H13～H16	佐藤征教	生涯学習課主事	H13
柴川雄也	まちづくり課技師	H14～H16	草谷美之	生涯学習課主事	H13～H16
石原宏樹	建設産業課技師	H15	萩原 充	まちづくり課課長補佐	H13
川上 繁	水道課主事	H15～H16	磯部広美(中三)	まちづくり課主事	H13

注): 職名は庁内検討スタッフ終了時のもの。

備考欄のHは平成年度を示す。

< コアスタッフ >

氏名	職名	備考	氏名	職名	備考
平岩雄樹	総務課長	H13	片瀬信江	生涯学習課課長補佐	H13～H16
岩崎千洋	総務課係長	H13・H15～ H16	磯部広美(中一)	住民生活課主事	H13～H15
鈴木和成	総務課主査	H13～H16	長田文寿	健康福祉課係長	H13～H14
山上卓也	建設課主査	H16	萩原 充	生涯学習課課長	H15～H16
前田洋彦	まちづくり課技師	H13～H16	坂井英紀	生涯学習課主事	H13～H16
服部滝一	水道課課長補佐	H14～H15	大村由紀枝	議会事務局局長補佐	H13

注): 職名はコアスタッフ終了時のもの

< 事務局 >

氏名	職名	備考	氏名	職名	備考
仲澤 政裕	まちづくり課課長	H13～H16	海瀬和明	まちづくり課主査 (県より出向)	H16
鈴木 茂	まちづくり課課長 補佐	H15～H16	岩崎千洋	まちづくり課主査	H14
萩原 充	まちづくり課課長 補佐	H14	山口精子	まちづくり課主査 (県より出向)	H13
服部滝一	まちづくり課課長 補佐	H13	磯部広美(中一)	まちづくり課主事	H16
山上 卓也	まちづくり課主査	H15	菊地 数馬	まちづくり課技師	H13～H16
佐藤 征教	まちづくり課主査	H14～H16	廣瀬 裕	まちづくり課技師	H15～H16

<用語解説>

【あ行】

【か行】

近隣商業・業務地区：

近隣商業・業務地区は、近隣商業地と業務地が合わさった地区。

近隣商業地は、近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地区であり、また、業務地は官公庁施設をはじめ、銀行及び事務所等の業務機能の維持、又は拡充を図る地区。

クリーンエネルギー：

石油など従来型の化石燃料に比べ有害物質の排出が相対的に少なく、環境への負荷が少ない、太陽光、水力、風力などの自然エネルギー等をクリーンエネルギーと呼ぶ。

交通バリアフリー法：

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律。

コア：

中心、核

【さ行】

住環境整備：

各種の住環境整備事業の実施や条例・指導要綱などによって、安全で快適な住環境づくりを行うこと。

住区基幹公園：

住区基幹公園は徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類の1つである。

住区を計画単位としたもので、住区基幹公園には、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。

スプロール化：

車社会の進展などの理由により、都市が不規則に虫食い状態に郊外へと拡大していくこと。

自然の代償確保：

人為的に自然（生態系）を復元・創造することによって、開発による（自然）生態系の消失を代償すること。

【た行】

地区計画制度：

地区の良好な居住環境を整備・保全するため、地区住民の合意のもとに、公園・街路の配置や建築物の用途・敷地・形態等の規制などを総合的に定める制度。

特殊公園：

資源によって立地が制限されるものや利用の特殊なものをいい、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園に分類される。

【な行】

ノーマライゼーション：

障害者と健常者の区別をせず、すべての人が共に暮らしていくことが自然であるとする考え方。

ノンステップバス：

乗降口に階段がなく、道路から床面まで 30cm 程度と乗り込むのに楽なバスであり、高齢者から子供、大きな荷物を持った人など、だれにとっても優しいバスである。

【は行】**PFI 方式：**

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的、効果的な公共サービスを提供するという考え方。

ハートビル法：

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物（不特定多数の人が利用する公共的性格を有する建築物）の建築の促進に関する法律。

【ま行】**マスタープラン：**

基本計画

ミティゲーション：

開発行為が生態系や自然環境に影響を及ぼすと考えられるとき、開発による悪影響を軽減するためにとる補償措置や代替措置のこと。

【や行】**ユニバーサルデザイン：**

すべての人のためのデザイン。バリアフリーが高齢者や障害者など特定の人が行動するのに妨げとなる障害を取り除いて利便性の向上を目指すのに対し、はじめから年齢、性別、身体、文化等が異なる多様な人々が可能な限り快適に使い、過ごせるように考えること。

【ら行】**歴史公園：**

史蹟・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じて適宜配置する。

【わ行】